

余市水産博物館

BULLETIN OF
YOICHI FISHERIES MUSEUM

研究報告

第 10 号 2007 年 3 月

浅野 敏昭 : 中村家文書に見る漁夫雇用について	1
乾 芳宏 : 天内山遺跡出土の第Ⅱ群土器について	37
佐藤 利雄 : 地名「ヨイチ」の語源について	43
小川 康和 : 「開村記念碑」の余市町文化財指定について	51
平成 18 年度博物館活動報告	55

余市水産博物館 研究報告

第 10 号 2007 年 3 月

余市水産博物館

中村家文書に見る漁夫雇用について

浅野敏昭

北海道余市郡余市町入舟町21（余市水産博物館）

I はじめに

余市水産博物館では、国指定史跡旧余市福原漁場を拠点に1930年代まで鰯定置網漁を経営した川内家文書の調査を行ない、当館研究報告上に労働の実態や、組織編成、出身母村などについての調査を行なってきた。前号では「川内家文書に見る複数年雇用の漁夫について」と題して、1916(大正5)年から1922(同11)年までの7年間に雇用された漁夫の給料、出身母村、複数年雇用などについて分析を行なった。その結果、該当期間中、508名の漁夫が秋田県山本郡内の14町村から雇用され、連続的に漁夫集団の中核を担っていたのは同郡金岡村、東雲村、扇沢村出身の漁夫であった。複数年雇用の漁夫は全漁夫中2割弱の93名で、単年あるいは複数年の連続雇用の後に一時中断し、再度雇用される形態が主体的であった。

小稿では、その川内家より古い段階、すなわち明治末期における余市町中村家の漁場経営に関する文書を調査する機会を得たことから、上記川内家の漁夫集団の分析と同様の手法を用いて漁夫集団の雇用形態について述べるものである。

明治末期における北海道内への入稼漁夫は、12万人を超え、鰯漁を筆頭に鮭、鰆、鱈などを対象魚としたものであった（第1表）。

第1表 全道入稼漁夫数(1902~1912年)

年次	道内	道外	計
1902(明治35)	48,108	81,268	129,376
1903(" 36)	45,639	85,672	131,311
1904(" 37)	49,562	83,025	132,587
1905(" 38)	55,310	84,936	140,246
1906(" 39)	48,845	85,396	134,241
1907(" 40)	47,182	100,508	147,690
1908(" 41)	43,713	91,946	135,659
1909(" 42)	49,744	70,670	120,414
1910(" 43)	51,885	77,139	129,024
1911(" 44)	51,002	80,348	131,350
1912(大正元)	50,269	72,698	122,967

1908年以前は管内及び管外からの漁夫
出典 各年度『北海道廳統計書』

II 中村家文書と中村家

小稿で扱う中村家文書は、2006(平成18)年中に余市町内にお住まいの川端有氏から「中村源兵衛関係史料一式」として余市町史編纂室が借用したもの一部で、「漁夫給料前金扣」(以下、「前金扣」と仮称された2点である。

記載内容は、1900(明治33)年から1912(大正元)年(以下、同家文書の表記にならって明治45年)の13年間にわたって、同家に雇用された漁夫の氏名、給料などが記載された帳簿である。

表紙は2点とも失われて後補される。表紙は2点とも縦23.6cm、横16cm、罫紙が合本される94頁(明治33年から同38年)、162頁(同39年から同45年)の帳簿である。各頁の記入は墨書きで、記入開始年の1900(明治33)年から1908(同41)年までと、以降1912(同45)年までの筆跡に違いが見られる。

中村源兵衛は、1851(嘉永4)年2月に檜山郡江差の漁家に生まれ、1873(明治6)年、余市町山確町(現在の同町港町)に居を移し、建網敷網を経営する。余市郡漁業組合副頭取や銀行役員などを歴任し第2代余市町長でもあった¹⁾。

中村源兵衛の父、中村利八は南部出身、弘化年間から追鰯漁者としてヨイチ場所において笊網漁を行い、1858(安政2)年からは行成網にて操業した。源兵衛自身からの聞き取りでは、自身初めてのヨイチ場所への来訪は1863(文久3)年とされる²⁾。

中村源兵衛名義の鰯定置網のうち、小稿で扱う1912(明治45)年以前の鰯定置網は2統であった。すなわち免許番号余東定第32号の角網が1902(同35)年時(同44年に旧免許原簿から転記、以降昭和26年まで存続)の余市町字ユーベッポに、同68号の行成網が1904(明治37)年時許可(大正9年に旧免許原簿から転記、以降昭和26年まで存続)の余市町山確に免許許可されている(同40号(後に102号に改編)は大正11年時のものであるため除外した)。

同 68 号は 1902 (明治 35) 年に行成網であったものが、1916(大正 5)年に角網へ転換されている。1902 (明治 35) 年の余市町域内における鰯定置網は 89 統 (行成網 17 統, 角網 72 統) であった³⁾。

III 「漁夫給料前金扣」について

以下に各年度の記載項目を①総漁夫数, ②記載事項及び添書き, ③出身郡及び出身町村名, ④最年少と最年長の漁夫の年齢及び給料額, ⑤平均年齢, ⑥給料の最高額及び最低額, ⑦給料の平均額, ⑧名簿の氏名欄の添書きと各年度末尾に記載される事項, に分けて示す。詳細は第 1~13 表の各年度ごとの名簿末尾を参照されたい。

なお, 史料の記載事項は「」で示し, 数値は算用数字で表記, 年齢や給料額の平均値は未記載分を除いたもので算出している。

(1) 明治 33 年度 (第 2 表)

- ①明治 33 年度は 47 名の氏名が記入される。
- ②記載事項は氏名, 年齢, 住所, 給料, 前金である。年齢の記載がないものは漁夫 4, 給料の記載がないものは漁夫 31, 38, 42, 47 である。
- ③47 名全員が秋田県山本郡に住所を持つ。村別構成を多い順に見れば, 澤目村 22 名, 東雲村 11 名, 扇渕村 8 名, 常盤村 3 名, 大澤村 1 名, 八森村 1 名, 壇川村 1 名である。
- ④最年少は漁夫 37 の 17 歳 (給料 23 円), 最年長は漁夫 47 の 80 歳 (給料未記載) である。
- ⑤平均年齢は 26.4 歳である。
- ⑥給料の最低額は 20 円 (漁夫 23 の 18 歳), 最高額は 31 円 (漁夫 46 の 29 歳) である。
- ⑦給料の平均値は 28.3 円である。
- ⑧総人数 47 名の中に船頭職がいる。前金計 1,196 円は, 実際の記載分計 1,181 円と比して 15 円の金額の相違が見られる。「佐々木与五郎」に 15 円が給料として渡されており, この者を含めると, この年度の漁夫は 48 名である。前年度の貸金 3 名分が今年度に清算されているが, 「市五郎」「千代吉」は名簿に見られない。旅費 140 円が船頭に「預置」かれている。

(2) 明治 34 年度 (第 3 表)

- ①明治 34 年度は 41 名の氏名が記入される。

②記載事項は氏名, 住所, 給料, 前金である。全 41 名の年齢の記載がない。住所が判読できなかったのは漁夫 40, 住所の記載がないものは漁夫 41, 給料の記載がないものは漁夫 22, 41 である。

③住所の記載が確認できる 39 名全員が秋田県山本郡に住所を持つ。村別構成を多い順に見れば, 壇川村 16 名, 東雲村 12 名, 常盤村 7 名, 澤目村 3 名 (うち 1 名は他年度記載からの推定), 「山本郡大住田」が 2 名あったが村は特定できなかった。

④年齢の記載がないため, 他年度からの同名同住所の記載から 27 名を推定した。このうちの最年少は漁夫 25, 33, 34 の 18 歳 (給料はそれぞれ 17 円 50 銭, 26 円, 27 円 50 銭), 同様に推定値の中からの最年長は漁夫 21 の 51 歳 (同 28 円) である。

⑤平均年齢は算出しなかった。

⑥給料の最低額は 17 円 50 銭 (漁夫 25 の推定 18 歳), 最高額は 33 円 (漁夫 7 の推定 30 歳, 漁夫 35, 36, 40 は年齢未記載) である。

⑦給料の平均値は 30.24 円である。

⑧名簿記載の前金合計は 1,149 円 50 銭, 名簿の総人數が 41 名, 末尾の記載は「メ 1,079 円 50 銭 メ 42 名」となっており, 70 円と漁夫 1 名の相違が見られる。漁夫 20 が「飯焚」, 漁夫 40 が「大工」である。これは漁夫 36 が重複して記載されたものを誤ったものかもしれない。

「秋田ヨリ帰余ハ 1 月 27 日」とあるが, これは漁夫の雇用契約を終えた地元余市側の人間が戻った日付であろうか。「特別増金」が 6 名分, 合計 5 円が支給されている。

旅費 50 円が名簿上にない「田村喜助」に預け置かれている。「総計 1,293 円 5 銭 7 厘」のうち給料, 増金などを差引いた「68 円 55 銭 7 厘」が「往復旅費其他」, 内訳は手拭, 約定書用紙, 秋田への土産, 帰宅時の土産と旅費として計上されている。

「34 年漁夫解雇ノ際ノ貸付」分 (前年の 33 年度分か) が, 本年度漁期後の 6 月 2 日, 2 名より計 5 円の入金があり, これは「今回雇入ノ節」つまり 34 年度に前金から差引かれることとなっていた。

新たな「34 年度貸分」が 3 名, 28 円であった。この漁夫 3 名は翌 35 年度に雇用されておらず, これらの「貸分」を返済していない。

給料が記載されない漁夫 41 (前金 45 円) の前金が突出している。

(3) 明治 35 年度（第 4 表）

- ①明治 35 年度は 44 名の氏名が記入される。
 ②記載事項は氏名、年齢、住所、給料、前金である。年齢の記載がないのは漁夫 12, 13, 44 の 3 名である。住所の記載がないのは漁夫 20, 40 の 2 名である。給料の記載がないのは漁夫 12, 13, 43, 44 の 4 名である。
 ③住所の記載がある 42 名全員が秋田県山本郡に住所を持つ。村別構成を多い順に見れば、塙川村 25 名（うち 2 名は他年度記載からの推定）、東雲村 7 名、常盤村 7 名、澤目村 4 名、藤琴村 1 名であった。
 ④最年少は漁夫 32 の 17 歳（給料は 20 円）、最年長は漁夫 12 の 53 歳（他年度からの推定値、給料は未記載）である。
 ⑤平均年齢は 25.3 歳である。
 ⑥給料の最低額は 20 円が 3 名（漁夫 16 の 18 歳、漁夫 17 の 19 歳、漁夫 32 の 17 歳）、最高額は 33 円が 5 名（漁夫 21 の 24 歳、漁夫 31 の 29 歳、漁夫 37 の 31 歳、漁夫 41 の 26 歳、漁夫 42 の 30 歳）である。
 ⑦給料の平均値は 27.02 円である。
 ⑧総人数 44 名、「前金貸高 1,203 円」は記載分と合致している。漁夫 44 が「船頭」、漁夫 43 が「下船頭」である。両漁夫とも給料額に記載がないが、前金は 40 円、33 円と高額である。本年度より足袋や手拭、木綿など、後に「使物」と表記される物品が支給される。これは漁期中の働き振りに応じた手当として配られたものか。

この年度は 10 件の「使物」が見られるが、「田村喜助」は名簿上に記載がなく、それに続く「田村本家」など田村姓に今後連続して支給されるので、同家は中村漁場と密接な関係があるようである。

(4) 明治 36 年度（第 5 表）

- ①明治 36 年度は 45 名の氏名が記入される。
 ②記載事項は氏名、年齢、住所、給料、前金である。年齢の記載がないのは漁夫 8, 9, 27, 39, 42, 44, 45 の 7 名である。給料の記載がないのは漁夫 39, 44, 45 の 3 名である。
 ③45 名全員が秋田県山本郡に住所を持つ。村別構成を多い順に見れば、東雲村 15 名、塙川村 11 名、常盤村 10 名、澤目村 6 名、藤琴村 2 名、能代港町 1 名であった。
 ④最年少は漁夫 14 の 18 歳（給料は 21 円）、最年長

は漁夫 19 の 51 歳（給料は 28 円）である。

- ⑤平均年齢は 27.8 歳である。
 ⑥給料の最低額は 19 円（漁夫 27 の年齢未記載）、最高額は 32 円が 10 名（漁夫 5 の 27 歳、漁夫 6 の 32 歳、漁夫 7 の 25 歳、漁夫 13 の 40 歳、漁夫 16 の 30 歳、漁夫 21 の 29 歳、漁夫 22 の 38 歳、漁夫 30 の 32 歳、漁夫 31 の 28 歳、漁夫 32 の 30 歳）である。
 ⑦給料の平均値は 29.29 円である。
 ⑧総人数 45 名、「前金貸高 1,354 円 50 錢」は記載分と合致している。名簿上の 45 名のほかに「越年ノ部」として 5 名に「102 円」が「貸付」されている。

「佐々木與五郎」は「前金扣」の 13 年間中の 4 年間にわたって氏名が確認できる。以下同様に見てゆくと、「神馬三蔵」は 10 年間、「田村與三郎」は 11 年間、「武田豊吉」は 2 年間、名簿に氏名が確認でき、5 名中 4 名が複数年度にわたって雇用されている。

「越年ノ部」は本年度のほか、翌 37 年度、同 39 年度、同 40 年度、同 44 年度の 5 年度にわたって見られ、「佐藤」は 4 回の「越年ノ部」として越年している。越年した漁夫らは前年末から漁場に滞在しての準備作業にあたったものであろうか。

5 円 50 錢の「特別増金」は複数年雇用される 6 名に支給されており、慰労金の意味があったものであろうか。

給料が記載されない漁夫 39（前金 35 円）、44（同 35 円）、45（同 50 円）の前金が突出している。

(5) 明治 37 年度（第 6 表）

- ①明治 37 年度は 36 名の氏名が記入される。
 ②記載事項は氏名、年齢、住所、給料、前金である。年齢の記載がないのは漁夫 14, 15 の 2 名である。給料の記載がないのは漁夫 14, 15, 16, 19 の 4 名である。
 ③36 名全員が秋田県山本郡に住所を持つ。村別構成を多い順に見れば、澤目村 12 名、塙川村 11 名、常盤村 7 名、東雲村 5 名、八森村 1 名であった。
 ④最年少は漁夫 16, 29 の 18 歳（給料はそれぞれ未記載、25 円 50 錢）、最年長は漁夫 4 の 52 歳（給料は 27 円 50 錢）である。
 ⑤平均年齢は 29.5 歳である。
 ⑥給料の最低額は 22 円が 3 名（漁夫 1 の 19 歳、漁夫 3 の 19 歳、漁夫 13 の 21 歳）、最高額は 32 円が 8

名（漁夫 2 の 41 歳、漁夫 17 の 26 歳、漁夫 18 の 31 歳、漁夫 20 の 33 歳、漁夫 32 の 43 歳、漁夫 33 の 28 歳、漁夫 34 の 39 歳、漁夫 36 の 29 歳）である。
 ⑦給料の平均値は 29.7 円である。

⑧名簿記載の前金合計 1,014 円、総人数 36 名であるが、「計 47 名」「前金渡高合計金 1,371 円也」とは大きく相違がある。「越年ノ部」は 4 名で「前金渡高」は 65 円である。

「37 年度 5 月」の貸付金 11 円が雇用者側へ入金された。この中には本年度名簿にない漁夫 2 名も含まれる。「大高寅吉」は 35 年度、「小林由松」は 33, 34 年度に雇用された漁夫である。

給料が記載されない漁夫 15（前金 55 円）の前金が突出している。

（6）明治 38 年度（第 7 表）

①明治 38 年度は 72 名の氏名が記入される。
 ②記載事項は氏名、年齢、住所、給料、前金である。漁夫 24 は氏名以下全項目が抹消されている。給料の記載がないのは漁夫 6, 24, 39 の 3 名である。
 ③住所の記載が確認できる 71 名及び上記漁夫 24 の他年度からの推定により、72 名全員が秋田県山本郡に住所を持つ。村別構成を多い順に見れば、澤目村 20 名、東雲村 17 名、塙川村 15 名、能代港町 12 名、常盤村 7 名、八森村 1 名であった。

④最年少は漁夫 10 の 17 歳（給料は 20 円 50 錢）、最年長は漁夫 66 の 53 歳（給料は 28 円 50 錢）である。
 ⑤平均年齢は 28.5 歳である。

⑥給料の最低額は 20 円 50 錢（漁夫 10 の 17 歳）、最高額は 32 円 50 錢が 16 名（漁夫 4 の 32 歳、漁夫 7 の 27 歳、漁夫 25 の 30 歳、漁夫 27 の 30 歳、漁夫 30 の 29 歳、漁夫 31 の 44 歳、漁夫 33 の 33 歳、漁夫 34 の 42 歳、漁夫 36 の 38 歳、漁夫 37 の 31 歳、漁夫 38 の 31 歳、漁夫 44 の 32 歳、漁夫 45 の 34 歳、漁夫 55 の 40 歳、漁夫 56 の 28 歳、漁夫 70 の 42 歳）である。

⑦給料の平均値は 30.42 円である。

⑧「60 名ノ給料高 1,723 円 50 錢」に「特別與金」11 名分 6 円をあわせて「1,729 円 50 錢」とある。記載分前金合計は 2,022 円 50 錢で、293 円の相違が見られる。漁夫人名も記載分 72 名と 12 名の相違がある。

「使物ノ部」は 14 件、記載分漁夫 11 名と、名簿

にない田村喜助、田村和助、田村家別家の 3 件への反物木綿、ミカン、足袋、手拭である。

給料が記載されない漁夫 39（前金 60 円／縞木綿 1 反ミカン 1 個）の前金が突出している。

（7）明治 39 年度（第 8 表）

①明治 39 年度は 75 名の氏名が記入される。
 ②記載事項は氏名、年齢、住所、給料、前金である。年齢の記載がないのは漁夫 48, 67 の 2 名である。給料の記載がないのは漁夫 19, 22, 25, の 3 名である。
 ③住所の記載が確認できる 75 名のうち 74 名が秋田県山本郡に住所を持つ（1 名は「四日市」と記載される）。村別構成を多い順に見れば、塙川村 20 名、澤目村 17 名、東雲村 17 名、常盤村 11 名、能代港町 6 名、種梅村 2 名、榎村 1 名、四日市 1 名であった。
 ④最年少は漁夫 43 の 17 歳（給料は 18 円）、最年長は漁夫 35 の 51 歳（給料は 32 円 50 錢）である。
 ⑤平均年齢は 27.7 歳である。

⑥給料の最低額は 18 円（漁夫 16 の 18 歳、漁夫 43 の 17 歳）、最高額は 32 円 50 錢が 12 名（漁夫 1 の 34 歳、漁夫 6 の 32 歳、漁夫 8 の 30 歳、漁夫 9 の 35 歳、漁夫 12 の 45 歳、漁夫 15 の 39 歳、漁夫 24 の 28 歳、漁夫 32 の 30 歳、漁夫 35 の 51 歳、漁夫 37 の 30 歳、漁夫 45 の 41 歳、漁夫 54 の 35 歳）である。

⑦給料の平均値は 29.89 円である。
 ⑧名簿の総人数 75 名、前金合計は 2,118 円、末尾記載は「合計 75 名」、「貸金高 計金 2,117 円」で 1 円の相違が見られる。

「25 円越年ノ分佐々木與五郎」、「金 5 円也但シ田村喜七へ旅費」と漁夫 75 名にこの 2 名の計 77 名が中村漁場に関係していた。「手当」が 7 名へ「34 円」支給された。

「使物ノ部」は 12 件、記載分漁夫 9 名と、名簿にない田村喜助、田村和助、田村家別家の 3 件へ前年同様の物品が支給された。

給料が記載されない漁夫 19（前金 60 円／木綿 1 反ミカン 1 個）の前金が突出している。

（8）明治 40 年度（第 9 表）

①明治 40 年度は 72 名の氏名が記入される。
 ②記載事項は氏名、年齢、住所、給料、前金である。給料の記載がないのは漁夫 15, 56, 70, 72 の 4 名である。

③住所の記載が確認できる 72 名のうち 71 名が秋田県山本郡に、残り 1 名が南秋田郡に住所を持つ。村別構成を多い順に見れば、塙川村 24 名、澤目村 14 名、東雲村 11 名、常盤村 10 名、能代港町 5 名、榎村 3 名、桧山村 2 名、種梅村 1 名、二ツ井村 1 名、南秋田郡内川村 1 名であった。

④最年少は漁夫 19, 72 の 18 歳（給料は 20 円、未記載）、最年長は漁夫 7, 31 の 52 歳（給料は 25 円、33 円）である。

⑤平均年齢は 29.1 歳である。

⑥給料の最低額は 20 円（漁夫 4 の 19 歳、漁夫 19 の 18 歳）、最高額は 33 円が 1 名（漁夫 31 の 52 歳、最年長）である。

⑦給料の平均値は 30.22 円である。

⑧「人数 72 名 前金合計 2,026 円 50 銭」は記載分総人数及び前金合計と一致する。

「越年へ貸分」は佐々木與五郎ほか計 3 名へ各 20 円の計 60 円が支給された。漁夫 72 名にこの 3 名の計 75 名が中村漁場に関係していた。

「手当ノ部」は名簿上の 4 名へ 2 円 50 銭が支給された。「給料前金合計 2,089 円」は「前金合計」、「越年へ貸分」、「手当ノ部」の合計値である。

「使物ノ部」は 11 件、名簿記載分漁夫 8 名と、名簿にない 3 件へ、前年までと同様の物品が支給された。この年の旅費 70 円は漁夫 70 へ渡されている。

給料が記載されない漁夫 56（前金 40 円／手拭 1 本足袋 1 足）、70（同 60 円／木綿 1 反ミカン 1 個）の前金が突出している。

(9) 明治 41 年度（第 10 表）

①明治 41 年度は 76 名の氏名が記入される。
②記載事項は氏名、年齢、住所、給料、前金である。住所の記載がないのは漁夫 76 の 1 名、給料の記載がないのは漁夫 67, 68, 70, 71, 73, 76 の 6 名である。
③住所の記載が確認できる 75 名及び上記漁夫 76 の他年度からの推定により、76 名全員が秋田県山本郡に住所を持つ。村別構成を多い順に見れば、塙川村 20 名、東雲村 17 名、澤目村 15 名、常盤村 15 名、桧山村 5 名、能代港町 2 名、榎村 1 名、八森村 1 名であった。

④最年少は漁夫 76 の 18 歳（給料は未記載）、最年長は漁夫 68 の 49 歳（給料は未記載）である。

⑤平均年齢は 28.4 歳である。

⑥給料の最低額は 18 円（漁夫 20 の 19 歳）、最高額は 32.5 円が 21 名（漁夫 1, 2, 12, 16, 18, 22, 23, 25~27, 38, 39, 43, 53, 54, 57, 58, 62~64, 74）である。

⑦給料の平均値は 31.05 円である。

⑧名簿の総人数 76 名、前金合計は 2,226 円、末尾記載は「人数 76 名」、「前金貸高 計金 2,229 円」で 3 円の相違が見られる。

「手当テノ部」が 7 名へ「7 円 50 銭」が支給された。「使物ノ部」が 11 件、記載分漁夫 7 名と、名簿にない田村喜助、田村別家、同本家、大倉喜一郎の 4 件へ木綿、手拭、足袋などが支給された。

漁夫 19 が「大工」として雇用された。

給料が記載されない漁夫 70（前金 50 円／木綿 2 反）、73（同 40 円／手拭 1 本足袋 1 足）の前金が突出している。

(10) 明治 42 年度（第 11 表）

①明治 42 年度は 78 名の氏名が記入される。
②記載事項は氏名、年齢、住所、給料、前金である。年齢の記載は全員がない。住所の記載がないのは漁夫 75, 76, 78 の 3 名、給料の記載がないのは漁夫 19, 29, 35, 36, 44, 47, 49 の 7 名である。
③住所の記載が確認できる 75 名及び上記漁夫 75, 76, 78 の他年度からの推定により、78 名全員が秋田県山本郡に住所を持つ。村別構成を多い順に見れば、澤目村 18 名、東雲村 13 名、塙川村 13 名、桧山村 12 名、常盤村 9 名、扇沢村 4 名、能代港町 4 名、金岡村 2 名、榎村 2 名、浅内村 1 名であった。

④最年少及び最年長漁夫は不明である。

⑤平均年齢は不明である。

⑥給料の最低額は 24 円（漁夫 26, 78）、最高額は 31 円 50 銭が 34 名（漁夫 1, 4, 6, 12~14, 17, 20, 27, 31~34, 38, 39, 41, 43, 45, 46, 48, 50, 53, 55, 58, 60, 62, 64~66, 69, 71~74）である。78 名の漁夫の 4 割ほどを占める。

⑦給料の平均値は 30.44 円である。

⑧名簿の総人数 78 名、前金合計は 2,281 円 50 銭で、末尾記載と合致する。

「手当」が 10 名へ「7 円 50 銭」支給された。「秋田ヨリ出立ノ際追貸ノ分」6 円 50 銭が「カネマルイチ行漁夫」6 名へ、漁夫 35 の「船頭」から渡された。このうち 5 名が名簿記載分で、「南部衆 渡辺熊吉」

は名簿はない。

漁夫の役職が 5 件見える。船頭は漁夫 35 (前金 50 円), 47 (同 60 円) の 2 名, 下船頭は漁夫 44 (同 35 円), 49 (同 40 円) の 2 名, 大工が漁夫 65 (同 30 円) である。

⑥で示した給料最高額が 31 円 50 銭で, 船頭の前金額はそれをはるかに超えている。

大正期, 定置網漁の単一組織(統)内の役職付漁夫の給料額は突出して支給されるが⁴⁾, 中村漁場においては, この頃からそうした傾向が見られだしたものであろうか。

「使物ノ部」は 13 件, 名簿記載分漁夫 10 名と, 名簿はない 3 件へ, 足袋などの物品が支給された。うち船頭 2 名へは「木綿 1 反」が支給された。

この年度から「カネマルイチ行漁夫」の記載が連続的に見られる。

当館職員がかつて調査した資料「明治末より大正初期の余市の網元～尻場の麓より～」では, 中村源兵衛漁場の印は「マルニ」, 同姓の余市町中村力蔵漁場が「カネマルイチ」とされる。

中村力蔵は, 前述した中村利八の四男, 同姓の中村長松の養子で中村源兵衛の実弟とされるが⁵⁾, 漁業権の一覧には見られないで, ここでは単に「カネマルイチ」漁場とするにとどめる。

中村源兵衛と中村長松との関係は不明であるが, 源兵衛が「カネマルイチ」漁場の漁場の漁夫を雇用したことは, 両家の近密度を物語るものであろう。

(11) 明治 43 年度 (第 12 表)

①明治 43 年度は 88 名の氏名が記入される。
②記載事項は氏名, 年齢, 住所, 給料, 前金である。年齢の記載は少なく, 漁夫 3, 8, 46~48, 51, 75, 76, 81 の 9 名のみである。給料の記載がないのは漁夫 21, 33, 43, 86~88 の 6 名である。

③住所の記載が確認できる 88 名のうち 87 名が秋田県山本郡に, 残り 1 名が南秋田郡に住所を持つ。村別構成を多い順に見れば, 東雲村 30 名, 塙川村 22 名, 澤目村 20 名, 桧山村 8 名, 扇渕村 2 名, 榛村 2 名, 浅内村 1 名, 常盤村 1 名, 能代港町 1 名, 南秋田郡拂戸村 1 名であった。

④最年少及び最年長漁夫は不明である。
⑤平均年齢は不明である。
⑥給料の最低額は 22 円 (漁夫 50 の年齢未記載), 最

高額は 30.5 円が 45 名 (漁夫 1, 2, 4, 6, 9~15, 17~20, 23~26, 29, 35, 38~41, 44, 45, 53~55, 57~60, 62~64, 69, 70, 75, 76, 79, 80, 84, 85) で, 給料の記載がある 82 名中約 5 割を占める。

⑦給料の平均値は 29.6 円である。

⑧名簿の総人数 88 名, 前金合計の 2,603 円は, 末尾記載「88 名へ前金貸高合計 2,603 円」と合致する。

「内カネマルイチ行ノ分 42 人分 金 1,259 円 50 銭」とあるが, 「カネマルイチ」と呼称した漁場への人員分の前金額をあえて別に記載している。

漁夫の役職が 1 件見える。「川印口船頭」の漁夫 88 (前金 70 円) である。

「手当金ノ部」が 8 名へ「メ金 4 円也」と記載されるが, 名簿の記載金額は 6 円で 2 円の相違が見られる。

「使物ノ部」は 13 件, 記載分漁夫 10 名と, 名簿はない田村喜助, 田村別家, 同本家の 3 件へ物品が支給された。

給料が記載されない 5 名の漁夫, すなわち漁夫 21 (前金 40 円 / 足袋 1 足手拭 1 本), 43 (同 35 円 / 足袋 1 足手拭 1 本), 86 (同 60 円 / 木綿 1 反), 87 (同 70 円 / 木綿 1 反), 88 (同 70 円) の前金が突出している。漁夫 88 は「川印船頭」と記載されており, 残り 4 名も役職付きの漁夫であろうか。

(12) 明治 44 年度 (第 13 表)

- ①明治 44 年度は 90 名の氏名が記入される。
- ②記載事項は氏名, 住所, 給料, 前金である。年齢の記載はない。給料の記載がないのは漁夫 27, 42, 45, 46, 49, 60, 81, 87 の 8 名である。
- ③住所の記載が確認できる 89 名全員が秋田県山本郡に住所を持つ。村別構成を多い順に見れば, 東雲村 31 名, 澤目村 19 名, 塙川村 18 名, 桧山村 10 名, 榛村 4 名, 扇渕村 3 名, 常盤村 3 名, 坂形村 1 名であった。
- ④最年少及び最年長漁夫は不明である。
- ⑤平均年齢は不明である。
- ⑥給料の最低額は 24 円が 4 名 (漁夫 6, 23, 26, 76), 最高額は 31.5 円が 1 名 (漁夫 61) である。
- ⑦給料の平均値は 29.93 円である。
- ⑧名簿の総人数 90 名, 前金合計は 2,627 円 50 銭, 末尾記載は「右 90 名分前金貸高合計 2,631 円 50 銭」と 4 円の相違が見られる。

前年と同様「カネマルイチ行漁夫」が42名、「1,236円」と分けて記載される。漁夫45, 46の氏名の添書きに「カネマルイチノ人」とある。

漁夫の役職が1件、漁夫23(給料24円)が「水吸」(水汲みか)と見える。

「越年ノ部」は、名簿上にない「後藤兼蔵」へ「10円」が支給されている。「手当ノ部」が9名へ「計金16円50銭」と記載されるが、名簿の記載金額は6円50銭で、10円の相違が見られる。

「使物ノ部」は13件、記載分漁夫9名と、名簿にない田村喜助、田村本家、同別家、武田兼蔵(「越年ノ部」)の4件へ物品が支給された。

給料が記載されない漁夫42(前金40円/足袋1足手拭1本), 49(同70円/木綿2反), 87(同70円/木綿1反)の前金が突出している。

(13) 明治45年度(第14表)

- ①明治45年度は78名の氏名が記入される。
- ②記載事項は氏名、年齢、住所、給料、前金である。年齢の記載は38名にある。給料の記載がないのは漁夫2, 46, 48, 50, 57, 72, 76の7名である。
- ③1名の母村が特定できなかったが、それ以外の76名が秋田県山本郡に、残り1名は南秋田郡に住所を持つ。村別構成を多い順に見れば、東雲村24名、澤目村21名、塙川村12名、桧山村8名、能代港町6名、常盤村2名、金岡村1名、榎村1名、八森村1名、南秋田郡拂戸村1名、不明1名であった。
- ④年齢の記載がある38名中での最年少は、漁夫32の16歳(給料は27円)、最年長は漁夫77の47歳(給料は31円)である。
- ⑤平均年齢は不明である。
- ⑥給料の最低額は23円(漁夫70の19歳)、最高額は31円が40名(漁夫1, 5~8, 11, 13, 15, 17, 19~21, 23, 25, 29, 31, 33, 34, 36, 37, 42, 44, 45, 49, 54, 56, 60~63, 65~69, 71, 73, 74, 77, 78)である。78名の漁夫の約5割弱を占める。
- ⑦給料の平均値は30.20円である。
- ⑧名簿の総人数78名、前金合計は2,370円で、末尾記載と合致する。「内残金130円」とあるので、2,500円が漁夫給料予算と見積もっていたものであろうか。

「カネマルイチ行漁夫30人 此金913円50銭」が分けて記載される。

「手当金ノ部」が8名へ「計金6円」が支給され

た。

給料が記載されない漁夫2(前金40円), 46(同45円), 76(同80円)の前金が突出している。

IV 複数年雇用の漁夫

2年次以上雇用、すなわち複数年雇用の漁夫は154名である(第15表)。

第15表により、「前金扣」に記載された1900(明治33)年から1912(明治45)年までの13年間における雇用の連続性を見た。

13年間の全漁夫数は842名、全期間にわたって雇用された漁夫は4名、12年間雇用は4名、10年間雇用は3名、9年間雇用は2名、8年間雇用は4名、7年間雇用は6名、6年間雇用は5名、5年間雇用は11名、4年間雇用は25名、3年間雇用は28名、2年間雇用は62名である。

13年間の全漁夫の母村構成を示した(第16表、第1図)。この表で整理した山本郡内の町村は1町13村であった⁶⁾。

全漁夫数842名のうち、無記載や不明の6名を除く836名を対象として見ると、1906(明治39)年まではすべて秋田県山本郡出身者で占められ、翌1907年以降、南秋田郡出身者がわずかに見られる。

多い順から村別を見れば、山本郡東雲村に住所を持つもの211名が最多で、以降、塙川村208名、澤目村191名、常磐村92名、桧山村45名、能代港町38名、扇淵村17名、榎村13名、八森村5名、藤琴村4名、金岡村、種梅村、内川村3村がともに3名づつ、浅内村2名、二ツ井村1名である。

1912(大正元)年時、秋田県山本郡内の海面漁業組合8町村のうち、中村家雇用漁夫の出身母村の漁業規模を示す(第17表)。能代港町、東雲村、榎村、浅内村、八森村、澤目村の6町村がこれに該当する漁村である⁷⁾。

山本郡内からの漁夫集団を、第17表から、海面漁業組合を持つ町村の86名と、それ以外の村の67名と二分し、両者の平均給料額を比較すれば、前者の漁村からの漁夫集団が30.8円、それ以外の村からの漁夫集団が30.25円と、ほぼ同額である。

V 役職付漁夫と複数年雇用

第15表の複数年雇用漁夫のうち、役職が添書きされた漁夫は次のとおりである。

第17表 山本郡の海面漁業組合を持つ町村の漁業規模 1912(大正元)年末 秋田県水産調査報告書より抜粋して作成

町村名	能代港町	東雲村	梯 村	浅内村	八森村	澤目村
全戸数 (人口)	3,332 (19,837)	738 (6,166)	519 (3,894)	499 (3,878)	1,005 (11,368)	557 (4,841)
漁業専業 (人口)	9 (59)	12 (84)	— (—)	— (—)	180 (2,290)	— (—)
"兼業 (人口)	— (—)	80 (560)	4 (31)	30 (231)	185 (1,893)	25 (35)
専業兼業計 (人口)	9 (59)	92 (644)	4 (31)	30 (231)	365 (4,183)	25 (35)

No.16「33年漁夫38」は明治35年および同42年に「船頭」、No.38「34年漁夫29」は明治42年に「下船頭」、No.54の「34年漁夫7」は明治42年に「下船頭」、No.69「41年漁夫71」は明治42年に「船頭」、No.120「35年漁夫40」は明治36年に「大工」であった。船頭、下船頭となった漁夫の雇用期間を見れば、「33年漁夫38」は小稿で扱った13年間のうち全期間、「34年漁夫29」は6年間、「34年漁夫7」は12年間、「41年漁夫71」は5年間の雇用であった。

VI まとめ

ここまで、中村家「前金扣」に記載された13年間の漁夫集団の動向について整理を試みた。以下にまとめてみたい。

①中村家では1900(明治33)年から1912(明治45)年までの13年間において、累計で842名の漁夫を秋田県山本郡の14町村と、同県南秋田郡1村から募集し、山本郡出身の漁夫が圧倒的多数を占めた。特に雇用漁夫数が多かったのは同郡東雲村、塙川村及び澤目村の3村であった。それら3村のうち、澤目村水澤が累計170名、東雲村吹越が同100名、塙川村が同97名と突出している。

②複数年雇用の漁夫を見ると、延べ漁夫数842名中154名と2割弱を占めている。その中でも東雲村(39名)、塙川村(36名)、澤目村(34名)が多く、次いで常盤村(19名)であった。

13年間連続して雇用された漁夫は4名、うち澤目村の1名が明治35年から船頭として雇用されている。

年次の内訳を挙げれば、2年間雇用が62名、3年間雇用が28名、4年間雇用が25名で、これらが複数年雇用の漁夫集団のうち7割以上を占め、全体的な傾向としては単年雇用が8割以上と圧倒的で、次いで2~4年の複数年雇用がこれに次いでいる。

複数年雇用の漁夫154名中、102名が雇用期間の

長短にかかわらず連続的に雇用され、残る52名が断続的な雇用形態であった。

雇用年の連続性を見れば、大正期の余市町川内家が1916(大正5)年からの7年間で複数年雇用の漁夫が約2割で⁸⁾、明治末期の中村家も同様の比率、約2割が複数年雇用で、断続的な雇用も含めた2年あるいは3年間の雇用が両家とも7割弱と、これも同様の傾向であった。

③漁夫の平均年齢は全期間にわたって20歳台後半、給料の平均値は30円前後で推移する。

複数年雇用された漁夫でも第15表に見るごとく、重ねた経験年数や年齢を反映した給料額の上昇は見られない。これは給料額が記載された漁夫に限った傾向であって、給料額が記載された大多数の漁夫給料に年齢や経験年数が反映されているようには見受けられない。

前述した明治36年以降の船頭職など役付漁夫の給料額が他漁夫集団のそれと乖離しだすことは、漁夫募集の規約整備や漁夫集団の組織化がなされる前段階の様相を示しているものなのであろうか。

船頭になった4名の漁夫は、雇用期間、全般的に給料額が記載されないままであるが、前金額から推定して突出した額を支給されていたことは確実で、給料の平均額が30円前後で推移する中、明治36年以降、2~3名の漁夫の前金が50円を越える頃から、給料額の差別化が始まったものと考えられる。

また留意したいのは、明治42年時給料の最高額(31円50銭)の漁夫が全体の約4割(78名中34名)を占め、同様に翌年も5割(88名中45名)の漁夫が同額給料であったことである。

大正期の余市町川内漁場における漁夫給料額と年齢との相関関係を、船頭など役職付漁夫の少数の漁夫を除いて見た場合、20円ほどの幅を持ってふたつのグループ化が可能な分布となった⁹⁾。

漁夫給料額の決定に経験年数や母村での生業が反映される現象は個別の漁家に見られたものか、大正期の鰯漁家に一般化したのものか、今後も留意したい点である。

④海面漁業組合を持つ村とそれ以外の村からの漁夫に、給料額の明確な差異は見られなかった。

明治30年代は、北海道全体の鰯漁獲量がピークを迎え、同時に東北各県でも鰯漁獲が皆無となった時期でもあった。これを契機として、秋田県下、南秋田、山本、由利の日本海沿岸各郡と「八郎湖岸」の漁民、半農半漁民らが北海道の鰯漁場での雇用を求めるに至ったとする指摘がある¹⁰⁾。

周知のとおり、これ以前から北海道へ多くの入稼漁夫があったが、東北沿岸の鰯漁の衰退を画期として、かかる地域からの出稼漁夫数増加がどの様に推移したかは、各漁夫の母村での生業など、より精緻な分析が必要であろう。

⑤漁夫の母村別構成で主体的であったのは、漁村地区の東雲村、澤目村、及び農村地区の塙川村の3村であり、複数年雇用者が多数で、かつ船頭職が存在したのは東雲村（2名）、澤目村（同）であった。

また「使物」として名簿上の漁夫以外に、反物木綿やミカンなどの贈答品を送られ、「秋田土産代」を漁夫雇用の経費内として見積もられていた「田村本家」「田村別家」の所在であるが、「田村姓」の漁夫の多くが澤目村出身であることから、同家の所在は澤目村と推定できる。

漁夫の雇用数と「使物」の支給状況から、中村家の漁夫雇用に中心的な役割を果たしていたのは澤目村田村家であって、同村からの漁夫が集団の中核を担っていたといえよう。

⑥小稿で扱った漁夫集団の規模は、明治38年から急増する。鰯定置網1統の操業に必要な人員は、定置網敷設箇所の水深や網の規模に規定されるため、1カ年に実際に何統が操業していたかを「前金扣」の分析から知り得るのは難しいが、同42年以降、「カネマルイチ行漁夫」の記載が見られること、また同43年の「カネマルイチ行漁夫」42名、同44年42名、同45年30名の漁夫がカネマルイチ漁場で操業していたこと、中村源兵衛の定置網漁場がかかる期間は2統であったこと、同42年の「前金扣」に船頭職が2名存在したことから、同37年以前には中村源兵衛漁場2統に向けた漁夫を雇用していたと推定し

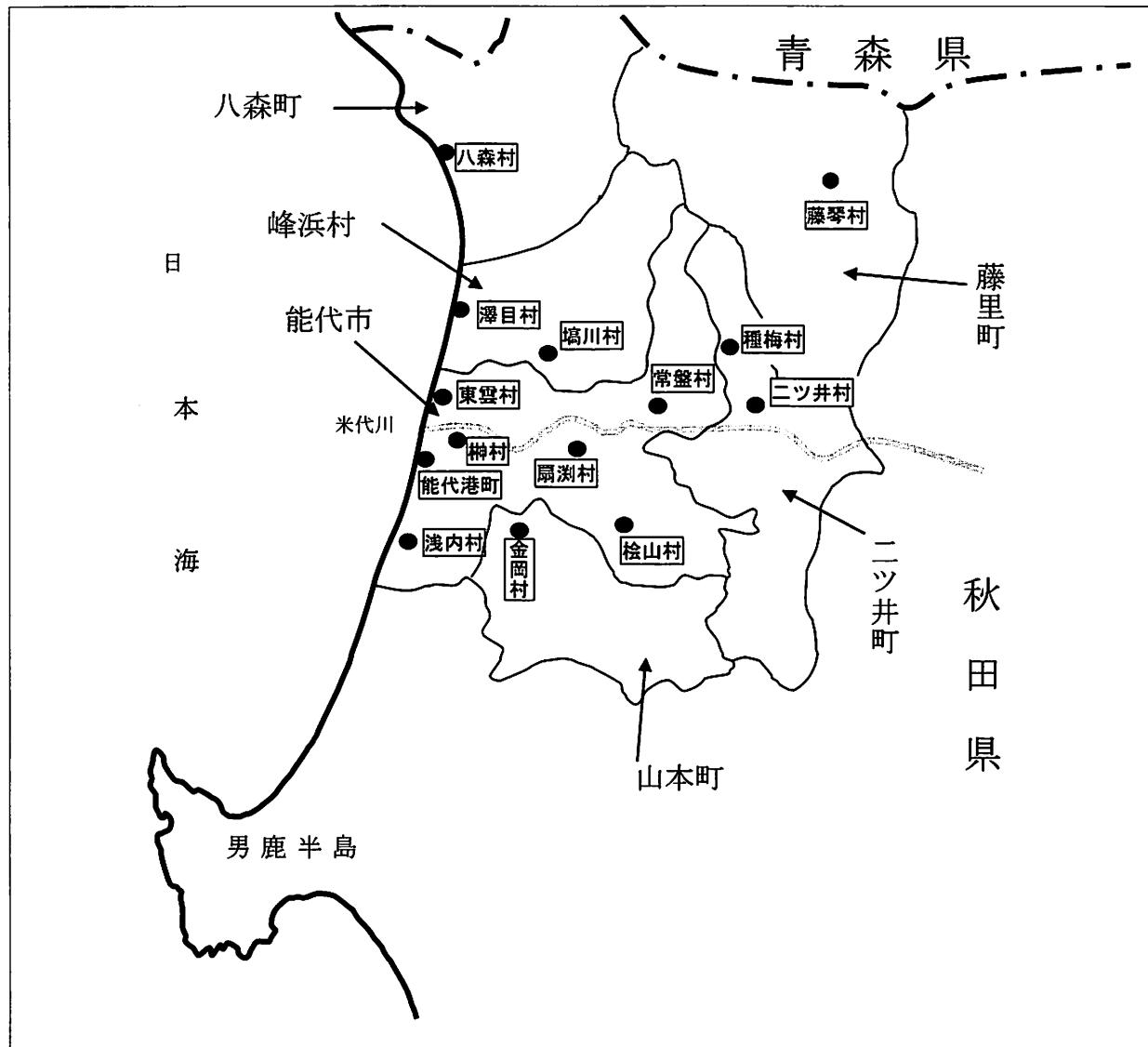
た。また、それ以降は「カネマルイチ」中村漁場に向けた漁夫の雇用もあわせて中村源兵衛により行われていたものと考えられよう。

ここまで、明治末期に秋田県山本郡から中村家漁場に出稼ぎした漁夫集団の給料額、母村別構成、雇用の連続性などについて整理を行なって若干の分析を行った。

大正期以降、漁夫の供給地であった青森、秋田両県をはじめとした東北各県に漁夫募集関連の法整備が進むが、北海道の鰯漁場における漁夫の労働事情を考えた場合、小稿で扱ったその前段階といえる明治末期における漁夫雇用状況の変容過程を把握することが重要な作業と考えている。

小稿で扱ったのは同家文書の一部に過ぎず、大正、昭和期の史料のさらなる整理、分析を進め、他漁場との比較検討を行なって参りたい。

最後に、小稿を報告するにあたって、史料の借用と閲覧をご許可いただいた余市町 川端有氏はじめ、北海道開拓記念館 三浦泰之氏、余市町史編纂室駒木根恵蔵氏、余市郷土研究会 近藤芳二氏にご協力、ご指導を賜りました。また職場を同じくする乾芳宏氏、小川康和氏にもご助言を頂きました。記して感謝の意を表します。



第1図 中村家に雇用された秋田県山本郡内の漁夫の母村（略図）

第2表 明治33年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名 前	年 齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	他記載事項／() 内は筆者註
1	漁夫1	24	山本郡東雲村荷羽田	27	24	—
2	漁夫2	21	山本郡東雲村荷羽田	25	22	—
3	漁夫3	26	山本郡東雲村荷羽田	29.5	27	—
4	漁夫4	<24>	山本郡東雲村荷羽田	30	27	—
5	漁夫5	21	山本郡東雲村荷羽田	28	25	—
6	漁夫6	24	山本郡東雲村荷羽田	28	25	—
7	漁夫7	25	山本郡東雲村荷羽田	30.5	27.5	—
8	漁夫8	27	山本郡東雲村向能代	30	28	—
9	漁夫9	25	山本郡扇潟村童司	29.5	27	—
10	漁夫10	29	山本郡扇潟村童司	29.5	27	—
11	漁夫11	30	山本郡扇潟村童司	29.5	27	—
12	漁夫12	18	山本郡扇潟村童司	21	18	—
13	漁夫13	23	山本郡扇潟村童司	30	27.5	—
14	漁夫14	24	山本郡扇潟村童司	30	15	—
15	漁夫15	30	山本郡扇潟村童司	29	26	—
16	漁夫16	24	山本郡扇潟村童司	29	26	—
17	漁夫17	23	山本郡澤目村沼田	30	27	—
18	漁夫18	24	山本郡澤目村沼田	29.5	26.5	—
19	漁夫19	26	山本郡澤目村沼田	30.5	27.5	—
20	漁夫20	24	山本郡澤目村沼田	27.5	25	—
21	漁夫21	28	山本郡澤目村沼田	30	27	(線で抹消)
22	漁夫22	26	山本郡澤目村沼田	30	27	—
23	漁夫23	18	山本郡澤目村沼田	20	16	—
24	漁夫24	20	山本郡澤目村沼田	24.5	22	—
25	漁夫25	48	山本郡澤目村沼田	29	27	—
26	漁夫26	34	山本郡澤目村沼田	30.5	27.5	—
27	漁夫27	24	山本郡澤目村沼田	27.5	24.5	—
28	漁夫28	24	山本郡澤目村沼田	30	27	—
29	漁夫29	23	山本郡大澤村	28.5	25.5	—
30	漁夫30	19	山本郡澤目村大石	28.5	25.5	—
31	漁夫31	29	山本郡塙川村内荒巻	—	30	—
32	漁夫32	25	山本郡澤目村大久保谷	30	29	—
33	漁夫33	19	山本郡澤目村大久保谷	25.5	22.5	—
34	漁夫34	19	山本郡常盤村山谷	28	25.5	—
35	漁夫35	27	山本郡常盤村山谷	30	27	—
36	漁夫36	25	山本郡常盤村山谷	30	27	—
37	漁夫37	17	山本郡澤目村水澤	23	20	—
38	漁夫38	34	山本郡澤目村水澤	—	35	5円32銭貸入
39	漁夫39	22	山本郡澤目村水澤	29.5	23	—
40	漁夫40	24	山本郡澤目村水澤	30	27	—
41	漁夫41	21	山本郡澤目村水澤	28.5	22	—
42	漁夫42	26	山本郡澤目村水澤	—	35	—
43	漁夫43	19	山本郡八森村	22	20	—
44	漁夫44	40	山本郡澤目村沼田	29	26	—
45	漁夫45	25	山本郡東雲村吹越	30	28	—
46	漁夫46	29	山本郡東雲村吹越	31	30	—
47	漁夫47	80	山本郡東雲村吹越	—	—	—

年度末尾の記載事項(合計数値はそのまま、支給された手当、増金、使物などのうち名簿上に氏名があるものは表中他記載事項へ、改行は／で区切る)

総人數47人船頭トモ

外二 金15円ハ佐々木与五郎給料之内相済ス

メ48人給料金高 内金貸高メ金1,196円

内明治32年貸金11円差引テ但シ福松之5円、口市五郎分2円千代吉ノ4円差引メ一金1,185円

一金140円 漁夫旅費トシテ船頭ニ預置キ 二口メ金1,300円也

第3表 明治34年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名 前	年 齢	住 所	給料(円)	前金(円)	他記載事項／() 内は筆者註
1	漁夫1	<23>	山本郡東雲村荷羽田	29	26	—
2	漁夫2	<27>	山本郡東雲村荷羽田	32	29	—
3	漁夫3	<24>	山本郡東雲村荷羽田	32	25	—
4	漁夫4	<25>	山本郡東雲村荷羽田	32	30	給料前金より差引の貸分10円
5	漁夫5	—	山本郡東雲村荷羽田	31	28	—
6	漁夫6	<28>	山本郡東雲村向能代	32.5	30	—
7	漁夫7	<30>	山本郡東雲村吹越	33	30	特別増金1円50銭
8	漁夫8	<26>	山本郡東雲村吹越	32	30	特別増金50銭
9	漁夫9	<23>	山本郡東雲村吹越	29.5	27	—
10	漁夫10	—	山本郡東雲村吹越	28.5	26	—
11	漁夫11	<19>	山本郡東雲村吹越	26.5	24	—
12	漁夫12	<35>	山本郡塙川村畠谷	32	30	特別増金1円
13	漁夫13	—	山本郡塙川村畠谷	32	30	—
14	漁夫14	<25>	山本郡塙川村畠谷	32	30	特別増金1円
15	漁夫15	<19>	山本郡塙川村畠谷	25	22	—
16	漁夫16	<25>	山本郡塙川村畠谷	29.5	26.5	—
17	漁夫17	<21>	山本郡塙川村畠谷	28.5	25.5	—
18	漁夫18	—	山本郡塙川村畠谷	32	29	—
19	漁夫19	<22>	山本郡塙川村畠谷	28.5	26	—
20	漁夫20	—	山本郡塙川村畠谷	26.5	24	飯焚／給料前金より差引の貸分3円
21	漁夫21	<51>	山本郡塙川村荒巻	28	25	—
22	漁夫22	<30>	山本郡塙川村荒巻	—	30	—
23	漁夫23	<28>	山本郡塙川村荒巻	32	29	—
24	漁夫24	<24>	山本郡塙川村荒巻	31	28	—
25	漁夫25	<18>	山本郡常盤村山谷	17.5	15	—
26	漁夫26	<20>	山本郡塙川村小手荻	29	26	—
27	漁夫27	—	山本郡塙川村小手荻	32.5	30	—
28	漁夫28	<21>	山本郡塙川村小手荻	30.5	27.5	—
29	漁夫29	<26>	山本郡澤目村水澤	32.5	30	特別増金50銭
30	漁夫30	<25>	山本郡澤目村水澤	32.5	30	特別増金50銭
31	漁夫31	—	山本郡常盤村槐	32	30	—
32	漁夫32	<28>	山本郡常盤村槐	32	30	—
33	漁夫33	<18>	山本郡常盤村槐	26	24	—
34	漁夫34	<18>	山本郡常盤村槐	27.5	25	—
35	漁夫35	—	山本郡大住田	33	30	—
36	漁夫36	—	山本郡大住田	33	30	(漁夫40と同姓同名)
37	漁夫37	—	山本郡常盤村天内	31	29	—
38	漁夫38	—	山本郡常盤村字塊	31	29	代理人 (山崎金次郎の名を抹消)
39	漁夫39	—	山本郡東雲村荷羽田	31.5	29	—
40	漁夫40	—	□□□	33	30	大工／給料前金より差引の貸分15円／(漁夫36と同姓同名)
41	漁夫41	—	<山本郡澤目村水澤>	—	45	—

年度末尾の記載事項(合計数値はそのまま、支給された手当、増金、使物などのうち名簿上に氏名があるものは表中他記載事項へ、改行は／で区切る)

△1,079円50銭 △42名 カネマルイチ 秋田ヨリ帰余ハ1月27日 外ニ特別増金ノ人数左如

△5円也外ニ前泊ノ分1,079円50銭也 又外ニ50円也是ハ旅費向ケ田村喜助ヘ預ケ置 合計1,234円50銭也

右ノ内喜助福松ヘ之33年度貸分ヲ引テ 金ハ1,224円50銭也

外ニ金68円55銭7厘 往復旅費其他／内訳／1円也 手拭50枚／60銭 約定書用紙150枚／5円 秋田田村外14名ヘ土産代

4円45銭 帰宅ノ際ノ土産／小計 金11円5銭／差引テ 金57円50銭7厘 金口旅費

総計 金1,293円5銭7厘 外ニ金5円帰宅ノ際受取

差引テ 金1円94銭3厘3毛 内金1円佐々木由松ニ前金貸／以上明治34年度ノ分ナリ

外ニ34年漁夫解雇ノ際貸付ノ分

秋田県山本郡常盤村字サイカツ同年6月2日 高田與市 入一金3円也 保証人 阿部福松

同村 同年6月2日 高田長吉 入一金2円也 保証人 同上

右之金 今回雇入ノ節給料前金ヨリ差引ノ勘定

34年度貸分 一金 10円也 荷羽田村 大高仙藏／34年度貸 一金 15円也 大工 □□□□ 近藤福蔵

34年度貸 一金 3円也 飯焚 畑谷村 藤原幸吉

第4表 明治35年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名前	年齢	住 所	給料(円)	前金(円)	他記載事項／() 内は筆者註
1	漁夫1	28	山本郡塙川村畠谷	31	28	—
2	漁夫2	20	山本郡塙川村畠谷	30.5	27.5	—
3	漁夫3	37	山本郡塙川村畠谷	31.5	30	足袋1足手拭1本
4	漁夫4	38	山本郡塙川村畠谷	31	30	足袋1足手拭1本
5	漁夫5	26	山本郡塙川村畠谷	29	26	—
6	漁夫6	20	山本郡塙川村畠谷	29	26	—
7	漁夫7	23	山本郡塙川村畠谷	31	28	—
8	漁夫8	32	山本郡塙川村畠谷	27	25	—
9	漁夫9	20	山本郡塙川村畠谷	30	27	—
10	漁夫10	25	山本郡塙川村畠谷	30.5	27.5	—
11	漁夫11	44	山本郡東雲村荷八田	29	27	—
12	漁夫12	<53>	山本郡塙川村荒巻	—	20	—
13	漁夫13	<31>	山本郡塙川村荒巻	—	30	足袋1足手拭1本
14	漁夫14	18	山本郡塙川村荒巻	22	20	—
15	漁夫15	20	山本郡東雲村吹越	29	26	—
16	漁夫16	18	山本郡常盤村山谷	20	17	—
17	漁夫17	19	山本郡常盤村山谷	20	17	—
18	漁夫18	22	山本郡常盤村山谷	31	29	—
19	漁夫19	20	山本郡塙川村畠谷	27	24	—
20	漁夫20	23	<山本郡塙川村畠谷>	30	27	—
21	漁夫21	24	山本郡東雲村吹越	33	30	—
22	漁夫22	21	山本郡塙川村小手荻	31	28	—
23	漁夫23	25	山本郡塙川村小手荻	31.5	29	—
24	漁夫24	22	山本郡塙川村小手荻	31	28	—
25	漁夫25	21	山本郡塙川村小手荻	31	28	—
26	漁夫26	27	山本郡塙川村畠谷	31.5	30	増金1円50銭／足袋1足手拭1本
27	漁夫27	27	山本郡東雲村荷羽田	32	30	増金50銭
28	漁夫28	25	山本郡東雲村荷羽田	29	26	—
29	漁夫29	21	山本郡塙川村小手荻	31	28	一金4円 35年度差引残受取36年1月5日
30	漁夫30	20	山本郡塙川村小手荻	30	27	—
31	漁夫31	29	山本郡常盤村塊	33	31	—
32	漁夫32	17	山本郡常盤村塊	20	17	—
33	漁夫33	19	山本郡常盤村塊	28.5	25.5	—
34	漁夫34	19	山本郡常盤村塊	29	27	—
35	漁夫35	25	山本郡藤琴村大澤	32	30	—
36	漁夫36	20	山本郡東雲村吹越	25	23	—
37	漁夫37	31	山本郡東雲村吹越	33	31	増金2円／足袋1足風呂敷1枚
38	漁夫38	29	山本郡能代港町	32	30	増金1円50銭／足袋1足手拭1本
39	漁夫39	27	山本郡塙川村小手荻	32.5	30.5	—
40	漁夫40	50	<山本郡塙川村小手荻>	30	28	—
41	漁夫41	26	山本郡澤目村水澤	33	31	—
42	漁夫42	30	山本郡澤目村水澤	33	30	—
43	漁夫43	28	山本郡澤目村水澤	—	33	下船頭役
44	漁夫44	—	山本郡澤目村水澤	—	40	船頭／木綿2反

年度末尾の記載事項(合計数値はそのまま、支給された手当、増金、使物などのうち名簿上に氏名があるものは表中他記載事項へ、改行は／で区切る)

人数総計44名

給料総計商金 内前金貸高1,203円也

受取ノ部 神馬兼吉 一金4円也 右ハ35年度差引残受取 36年1月5日

田村喜助木綿2反／田村本家 風呂敷1枚／田村別家風呂敷1枚／田村口吉風呂敷1枚

第5表 明治36年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名 前	年 齢	住 所	給料(円)	前金(円)	他記載事項／() 内は筆者註
1	漁夫1	28	山本郡東雲村荷羽田	31	30	—
2	漁夫2	25	山本郡東雲村荷羽田	29.5	27	—
3	漁夫3	23	山本郡東雲村荷羽田	31	29	—
4	漁夫4	25	山本郡東雲村荷羽田	30	27	—
5	漁夫5	27	山本郡東雲村荷羽田	32	30	—
6	漁夫6	32	山本郡東雲村吹越	32	30	特別増金3円
7	漁夫7	25	山本郡東雲村吹越	32	30	特別増金50銭
8	漁夫8	<25>	山本郡東雲村吹越	31	29	—
9	漁夫9	<19>	山本郡東雲村吹越	20	18	—
10	漁夫10	31	山本郡東雲村吹越	31.5	30	—
11	漁夫11	21	山本郡東雲村吹越	25.5	22.5	—
12	漁夫12	23	山本郡東雲村吹越	30.5	28	36年6月中漁夫ニ貸付分一金5円
13	漁夫13	40	山本郡常盤村槐	32	30	—
14	漁夫14	18	山本郡常盤村槐	21	19	—
15	漁夫15	20	山本郡常盤村槐	29	27	—
16	漁夫16	30	山本郡東雲村向能代	32	30	—
17	漁夫17	28	山本郡東雲村向能代	31	29	—
18	漁夫18	23	山本郡塙川村小手荻	31	28	—
19	漁夫19	51	山本郡塙川村小手荻	28	25.5	大工／(36年6月中漁夫ニ貸付分一金4円?)
20	漁夫20	20	山本郡常盤村山谷	21	19	—
21	漁夫21	29	山本郡常盤村山谷	32	28.5	特別増金50銭
22	漁夫22	38	山本郡常盤村山谷	32	30	—
23	漁夫23	39	山本郡常盤村山谷	30	30	—
24	漁夫24	28	山本郡常盤村山谷	29	26	—
25	漁夫25	21	山本郡常盤村山谷	30.5	27.5	—
26	漁夫26	24	山本郡常盤村山谷	31.5	28.5	—
27	漁夫27	—	山本郡塙川村畠谷	19	15	—
28	漁夫28	20	山本郡塙川村畠谷	30.5	27.5	—
29	漁夫29	21	山本郡塙川村畠谷	30	27	—
30	漁夫30	32	山本郡東雲村須田	32	29	特別増金50銭
31	漁夫31	28	山本郡澤目村水澤	32	29	特別増金50銭
32	漁夫32	30	山本郡澤目村水澤	32	30	特別増金50銭
33	漁夫33	23	山本郡澤目村水澤	31	29	—
34	漁夫34	19	山本郡澤目村水澤	21.5	19	—
35	漁夫35	27	山本郡澤目村水澤	27	25	—
36	漁夫36	25	山本郡澤目村水澤	29	27	—
37	漁夫37	50	山本郡塙川村荒巻	30	27.5	—
38	漁夫38	19	山本郡塙川村荒巻	25.5	23	—
39	漁夫39	<32>	山本郡塙川村荒巻	—	35	—
40	漁夫40	20	山本郡能代港町栗山	30	27	—
41	漁夫41	31	山本郡藤琴村大澤	31.5	30	—
42	漁夫42	—	山本郡藤琴村大澤	31.5	30	—
43	漁夫43	42	山本郡塙川村畠谷	31.5	29	—
44	漁夫44	—	山本郡塙川村畠谷	—	35	—
45	漁夫45	—	山本郡塙川村畠谷	—	50	—

年度末尾の記載事項(合計数値はそのまま、支給された手当、増金、使物などのうち名簿上に氏名があるものは表中他記載事項へ、改行は／で区切る)

✓45名

外ニ越年ノ部へ貸付

佐々木與五郎20円／神馬三蔵25円／田村與三郎27円／佐藤萬蔵10円／武田豊吉20円

合計50名

給料惣高金／内 前金貸高1,354円50銭／外ニ特別増金5円50銭／二口✓金1,360円也

特別増金ノ部

✓金5円50銭也

36年6月中漁夫ニ貸付分／計金 正ニ9円也受取済／右ハ37年1月取立ベキ分

第6表 明治37年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名前	年齢	住 所	給料(円)	前金(円)	他記載事項／()内は筆者註
1	漁夫1	19	山本郡塙川村畠谷	22	20	—
2	漁夫2	41	山本郡常盤村槐	32	30	—
3	漁夫3	19	山本郡常盤村槐	22	20	入 一金20円也 証書金／ 入 一金 2円也 元金20円ニ対ス利子分
4	漁夫4	52	山本郡塙川村小手荻	27.5	25	37年5月貸付金 一金 3円也38年1月受取ベキ金(入金)
5	漁夫5	22	山本郡常盤村山谷	26.5	23.5	—
6	漁夫6	19	山本郡常盤村山谷	25	22	—
7	漁夫7	22	山本郡常盤村山谷	28.5	25.5	—
8	漁夫8	29	山本郡塙川村小手荻	31.5	30	—
9	漁夫9	33	山本郡塙川村畠谷	31	30	—
10	漁夫10	31	山本郡塙川村畠谷	31	30	—
11	漁夫11	31	山本郡東雲村荷羽田	31	30	—
12	漁夫12	34	山本郡常盤村山谷	31	29	—
13	漁夫13	21	山本郡常盤村山谷	22	20	—
14	漁夫14	<33>	山本郡塙川村荒巻	—	30	—
15	漁夫15	—	山本郡澤目村水澤	—	55	37年5月貸付金 一金 5円也38年1月受取ベキ金(入金)／ 外三金3円35年度貸ノ内阿部福松氏へ請求方依頼致置也
16	漁夫16	18	山本郡澤目村水澤	—	10	—
17	漁夫17	26	山本郡東雲村吹越	32	30	—
18	漁夫18	31	山本郡東雲村向能代	32	30	金15円也改テ出証受取置 大高金之助ノ保証人ナリ
19	漁夫19	33	山本郡東雲村吹越	—	35	—
20	漁夫20	33	山本郡東雲村須田	32	30	—
21	漁夫21	34	山本郡塙川村小手荻	31	28	—
22	漁夫22	23	山本郡塙川村小手荻	31	29	—
23	漁夫23	31	山本郡澤目村水澤	31.5	29	—
24	漁夫24	32	山本郡澤目村水澤	31.5	29	—
25	漁夫25	37	山本郡澤目村水澤	31.5	29	—
26	漁夫26	31	山本郡八森村	31.5	29	—
27	漁夫27	23	山本郡澤目村水澤	30	28	—
28	漁夫28	20	山本郡澤目村水澤	30	27.5	—
29	漁夫29	18	山本郡澤目村水澤	25.5	23	—
30	漁夫30	21	山本郡澤目村水澤	30.5	27.5	—
31	漁夫31	41	山本郡澤目村水澤	31.5	29	—
32	漁夫32	43	山本郡澤目村水澤	32	30	—
33	漁夫33	28	山本郡澤目村水澤	32	30	37年5月貸付金 一金 3円也38年1月受取ベキ金(入金)
34	漁夫34	39	山本郡塙川村畠谷	32	31	—
35	漁夫35	40	山本郡塙川村畠谷	30	29	—
36	漁夫36	29	山本郡塙川村畠谷	32	31	—

年度末尾の記載事項(合計数値はそのまま、支給された手当、増金、使物などのうち名簿上に氏名があるものは表中他記載事項へ、改行は／で区切る)

計47名
外ニ越年ノ部

佐々木政治 前金20円／武田健蔵 前金20円／佐藤萬蔵 前金5円／佐々木與五郎 前金20円

合計51名

前金渡高合計金1,371円也／明治38年1月／37年5月口口ヶ際貸付金／計金11円也／外ニ／一金13円50銭 同上 大高寅吉 保証人ハ大高金之助
メ金 1円50銭利子加ヘ／入 一金 1円也 35年度貸ノ内 小林由松／右大高寅吉へ貸金15円ノ内10円2月中ニ受取
内14円受取1円ハ切り捨テ証書返戻シ 38年5月6日／小林由松ノ分

第7表 明治38年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名 前	年 齢	住 所	給 料 (円)	前 金 (円)	他記載事項／() 内は筆者註
1	漁夫1	35	山本郡能代港町	32	30	—
2	漁夫2	32	山本郡能代港町	32	30	—
3	漁夫3	25	山本郡能代港町	32	30	(漁夫13と同姓同名)
4	漁夫4	32	山本郡東雲村向能代	32.5	31	特別與金50銭／足袋1足手拭1本
5	漁夫5	24	山本郡東雲村吹越	32	30	—
6	漁夫6	34	山本郡東雲村吹越	—	37	足袋1足手拭1本
7	漁夫7	27	山本郡東雲村吹越	32.5	30	特別與金50銭／足袋1本手拭1本
8	漁夫8	27	山本郡東雲村吹越	32	30	—
9	漁夫9	23	山本郡東雲村吹越	32	30	—
10	漁夫10	17	山本郡東雲村吹越	20.5	17	—
11	漁夫11	29	山本郡東雲村荷羽田	32	30	—
12	漁夫12	26	山本郡東雲村荷羽田	30	27	—
13	漁夫13	24	山本郡東雲村荷羽田	31	29	洋手拭1本 (漁夫3と同姓同名)
14	漁夫14	26	山本郡東雲村荷羽田	30	27	(漁夫26と同姓同名)
15	漁夫15	21	山本郡東雲村吹越	31	28	—
16	漁夫16	23	山本郡東雲村吹越	31	29	—
17	漁夫17	26	山本郡東雲村吹越	31	28	—
18	漁夫18	21	山本郡能代港町栗山	30	28	—
19	漁夫19	20	山本郡能代港町栗山	29	26	—
20	漁夫20	22	山本郡東雲村吹越	30	28	—
21	漁夫21	21	山本郡東雲村荷羽田	24.5	22	—
22	漁夫22	22	山本郡能代港町	31	29	特別與金50銭
23	漁夫23	22	山本郡能代港町	28	25	—
24	漁夫24	<47>	<山本郡東雲村荷羽田>	—	—	(線で抹消)
25	漁夫25	30	山本郡能代港町	32.5	30	—
26	漁夫26	26	山本郡能代港町	31.5	29	(漁夫14と同姓同名)
27	漁夫27	30	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
28	漁夫28	18	山本郡澤目村水澤	21	18	—
29	漁夫29	18	山本郡澤目村水澤	27	25	—
30	漁夫30	29	山本郡澤目村水澤	32.5	29.5	特別與金1円／足袋1足手拭1本
31	漁夫31	44	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
32	漁夫32	22	山本郡澤目村水澤	32	29	—
33	漁夫33	33	山本郡澤目村水澤	32.5	29.5	特別與金50銭
34	漁夫34	42	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
35	漁夫35	24	山本郡澤目村水澤	31.5	28.5	—
36	漁夫36	38	山本郡澤目村水澤	32.5	30	特別與金50銭
37	漁夫37	31	山本郡澤目村水澤	32.5	29.5	特別與金50銭
38	漁夫38	31	山本郡澤目村水澤	32.5	29.5	特別與金50銭
39	漁夫39	41	山本郡澤目村水澤	—	60	縞木綿1反ミカン1個
40	漁夫40	19	山本郡澤目村水澤	27	25	—
41	漁夫41	21	山本郡澤目村水澤	28	25	—
42	漁夫42	21	山本郡澤目村水澤	28	25	—
43	漁夫43	20	山本郡澤目村水澤	26	23	荷戸川ノ籍アリ
44	漁夫44	32	山本郡澤目村水澤	32.5	30	濱田ニ籍アリ／特別與金50銭
45	漁夫45	34	山本郡澤目村水澤	32.5	30	濱田ニ籍アリ／特別與金50銭
46	漁夫46	38	山本郡澤目村水澤	32	29	榎取ニ籍アリ
47	漁夫47	24	山本郡常盤村山谷	28	25	—
48	漁夫48	18	山本郡常盤村山谷	26.5	23.5	—
49	漁夫49	29	山本郡常盤村山谷	30	27	—
50	漁夫50	27	山本郡常盤村山谷	29	26	—

第7表(2) 明治38年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名前	年齢	住 所	給料(円)	前金(円)	他記載事項／()内は筆者註
51	漁夫51	20	山本郡塙川村畠谷	33	30	—
52	漁夫52	20	山本郡塙川村畠谷	28	25	—
53	漁夫53	35	山本郡塙川村畠谷	32	30	—
54	漁夫54	27	山本郡塙川村畠谷	32	30	—
55	漁夫55	40	山本郡塙川村畠谷	32.5	30.5	足袋1足手拭1本
56	漁夫56	28	山本郡塙川村畠谷	32.5	30.5	特別與金50銭／足袋1足手拭1本2品
57	漁夫57	41	山本郡塙川村畠谷	32	30	足袋1足手拭1本
58	漁夫58	19	山本郡塙川村畠谷	32	30	—
59	漁夫59	37	山本郡塙川村畠谷	32	30	—
60	漁夫60	27	山本郡塙川村畠谷	32	30	—
61	漁夫61	56	山本郡塙川村内荒巻	28	25	足袋1足手拭1本
62	漁夫62	45	山本郡塙川村内荒巻	—	30	足袋1足手拭1本
63	漁夫63	20	山本郡八森村	31	29	—
64	漁夫64	24	山本郡塙川村小手荻	32	30	—
65	漁夫65	25	山本郡塙川村小手荻	32	29	—
66	漁夫66	53	山本郡塙川村小手荻	28.5	25.5	—
67	漁夫67	20	山本郡能代港町栗山	28	25	—
68	漁夫68	20	山本郡能代港町栗山	30.5	27.5	—
69	漁夫69	18	山本郡能代港町栗山	27	24	—
70	漁夫70	42	山本郡常盤村塊	32.5	30.5	—
71	漁夫71	34	山本郡常盤村塊	30	27	—
72	漁夫72	22	山本郡常盤村	30	27	—

年度末尾の記載事項(合計数値はそのまま、支給された手当、増金、使物などのうち名簿上に氏名があるものは表中他記載事項へ、改行は／で区切る)

合計金 但シ60名ノ給料高

内 金1,723円50銭 前金貸ノ分

特別與金ノ人名左ノ如シ (11名の金額及び氏名は表中の他記載事項へ)

計金6円也／前ニ1,723円50銭前金貸ノ分

2口〆 1,729円50銭也

使物ノ部 (全14件のうち名簿にある者は他記載事項欄へ)

田村喜助 衣裏木綿2反ミカン1個／田村和助 紺手拭1筋本家ノ子／田村ノ別家 足袋1足手拭1本2品

第8表 明治39年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名 前	年 齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	他記載事項／() 内は筆者註
1	漁夫1	34	山本郡東雲村向能代	32.5	30	手当50銭／洋手拭1本足袋1足
2	漁夫2	26	山本郡能代港町	32	30	—
3	漁夫3	45	山本郡常盤村	31.5	30	—
4	漁夫4	38	山本郡常盤村48番地	31	28	金1円正金追貸
5	漁夫5	24	山本郡澤目村水澤	32	30	—
6	漁夫6	32	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
7	漁夫7	27	山本郡澤目村水澤	31.5	30	—
8	漁夫8	30	山本郡澤目村水澤	32.5	30	手当1円／手拭1本足袋1足
9	漁夫9	35	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
10	漁夫10	21	山本郡澤目村水澤	28.5	25	—
11	漁夫11	25	山本郡澤目村水澤	31.5	30	—
12	漁夫12	45	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
13	漁夫13	20	山本郡澤目村水澤	30	27	—
14	漁夫14	19	山本郡澤目村水澤	23	20	—
15	漁夫15	39	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
16	漁夫16	18	山本郡澤目村水澤	18	15	—
17	漁夫17	19	山本郡澤目村水澤	29.5	27	—
18	漁夫18	20	山本郡澤目村水澤	29.5	27	—
19	漁夫19	41	山本郡澤目村水澤	—	60	木綿1反ミカン1個
20	漁夫20	31	山本郡種梅村田ノ沢	31	28	—
21	漁夫21	31	山本郡塙川村荒巻	31.5	30	—
22	漁夫22	46	山本郡塙川村荒巻	—	35	手拭1本足袋1足
23	漁夫23	21	山本郡塙川村荒巻	31.5	30	—
24	漁夫24	28	山本郡東雲村吹越	32.5	31	手当50銭／手拭1本足袋1足
25	漁夫25	35	山本郡東雲村吹越	—	37	洋手拭1本足袋1足
26	漁夫26	24	山本郡東雲村吹越	32	30	—
27	漁夫27	18	山本郡東雲村吹越	23	22	—
28	漁夫28	28	山本郡東雲村吹越	32	30	—
29	漁夫29	26	山本郡東雲村吹越	32	30	—
30	漁夫30	21	山本郡東雲村吹越	30	29	—
31	漁夫31	23	山本郡東雲村吹越	30.5	28	—
32	漁夫32	30	山本郡塙川村小手荻11番地	32.5	30	—
33	漁夫33	25	山本郡塙川村小手荻11番地	32	30	—
34	漁夫34	26	山本郡塙川村小手荻11番地	32	30	—
35	漁夫35	51	山本郡東雲村真壁地	32.5	30.5	—
36	漁夫36	28	山本郡塙川村烟谷52番地	31.5	31.5	—
37	漁夫37	30	山本郡塙川村烟谷	32.5	30	手当50銭／手拭1本足袋1足
38	漁夫38	21	山本郡塙川村烟谷	29	29	—
39	漁夫39	22	山本郡塙川村烟谷	29	26	—
40	漁夫40	23	山本郡塙川村烟谷	30	27	—
41	漁夫41	25	山本郡塙川村烟谷	31.5	28.5	—
42	漁夫42	19	山本郡塙川村烟谷	20	17	—
43	漁夫43	17	山本郡塙川村烟谷	18	15	—
44	漁夫44	24	山本郡塙川村烟谷	31.5	30	—
45	漁夫45	41	山本郡塙川村烟谷	32.5	30	手当50銭／手拭1本足袋1足
46	漁夫46	42	山本郡塙川村烟谷	30	30	手拭1本足袋1足
47	漁夫47	40	山本郡塙川村烟谷	31.5	28.5	—
48	漁夫48	<31>	山本郡東雲村吹越	30.5	28	(三浦與七 (28才) 荷八田9番地を朱字訂正)
49	漁夫49	27	山本郡東雲村荷羽田	31.5	30	—
50	漁夫50	31	山本郡東雲村荷羽田	32	30	—

第8表(2) 明治39年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名前	年齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	他記載事項／() 内は筆者註
51	漁夫51	20	山本郡東雲村荷羽田	22.5	20	—
52	漁夫52	23	山本郡東雲村荷羽田	30.5	28	—
53	漁夫53	25	山本郡東雲村荷羽田	32	30	—
54	漁夫54	35	山本郡東雲村須田	32.5	30	手当50銭
55	漁夫55	38	山本郡種梅村田ノ沢	31	28	—
56	漁夫56	26	山本郡澤目村岩子	31.5	28.5	今人不来ニ付貸金ハ利子トシテ金6円50銭相添へ正ニ受取済也
57	漁夫57	26	山本郡常盤村山谷	31.5	30	金50銭追貸シ
58	漁夫58	22	山本郡常盤村山谷	23.5	20.5	—
59	漁夫59	30	山本郡常盤村山谷	29	26	—
60	漁夫60	26	山本郡常盤村山谷	29.5	26.5	—
61	漁夫61	20	山本郡常盤村山谷	29	26	—
62	漁夫62	27	山本郡常盤村外割田	30.5	28	—
63	漁夫63	36	山本郡常盤村槐	31.5	30	今人柄氣以來ノタメ不來ナレトモ四十年度ノ雇入約定置立三付40年1月□□貸金相済候也
64	漁夫64	43	山本郡常盤村槐	31.5	30	手当50銭
65	漁夫65	21	山本郡常盤村槐	30	25	—
66	漁夫66	21	山本郡能代港町栗山	31	29	金1円追貸
67	漁夫67	—	山本郡能代港町栗山	30.5	27.5	—
68	漁夫68	21	山本郡能代港町栗山	29	26	—
69	漁夫69	26	山本郡能代港町栗山	31	28	—
70	漁夫70	20	山本郡能代港町栗山	20	18	—
71	漁夫71	21	山本郡塙川村坂形	31	28	—
72	漁夫72	22	山本郡塙川村坂形	31	28	—
73	漁夫73	22	山本郡柳村	29	27	—
74	漁夫74	20	四日市	27	25	—
75	漁夫75	20	山本郡澤目村水澤	27.5	25	—

年度末尾の記載事項(合計数値はそのまま、支給された手当、増金、使物などのうち名簿上に氏名があるものは表中他記載事項へ、改行は／で区切る)

合計75名

前記75名へ貸金高／計金2,117円也／外ニ金25円也越年ノ分佐々木與五郎へ貸シ／金5円也但シ田村喜七へ旅費トシテ渡置

手当ノ部／△金34円也

合計金2,151円也

使物ノ部

田村喜助木綿2反ミカン1個／田村和助洋手拭1本／田村ノ別家洋手拭1本

第9表 明治40年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名 前	年 齢	住 所	給料(円)	前金(円)	他記載事項／() 内は筆者註
1	漁夫1	31	山本郡常盤村山谷	30	27	—
2	漁夫2	23	山本郡常盤村山谷85番地	27	24	—
3	漁夫3	30	山本郡常盤村山谷83番地	31.5	28.5	—
4	漁夫4	19	山本郡常盤村山谷	20	18	—
5	漁夫5	28	山本郡塙川村石川	30.5	27.5	—
6	漁夫6	31	山本郡塙川村石川31番地	30.5	27.5	—
7	漁夫7	52	山本郡塙川村石川	25	22	—
8	漁夫8	24	山本郡塙川村石川109番地	31	28	—
9	漁夫9	29	山本郡塙川村中村	31	28.5	—
10	漁夫10	39	山本郡塙川村中村	32	30	—
11	漁夫11	22	山本郡塙川村内荒巻12番地	31.5	30	—
12	漁夫12	22	山本郡塙川村内荒巻	31.5	30	—
13	漁夫13	32	山本郡塙川村内荒巻	31.5	28.5	—
14	漁夫14	25	山本郡塙川村内荒巻	32	29	—
15	漁夫15	48	山本郡塙川村内荒巻	—	35	手拭1本足袋1足
16	漁夫16	42	山本郡塙川村畠谷	32.5	30	出立ノ節1円追貸／手拭1本足袋1足
17	漁夫17	43	山本郡塙川村畠谷	30	30	皆貸／手拭1本足袋1足
18	漁夫18	29	山本郡塙川村畠谷13番	31.5	30	—
19	漁夫19	18	山本郡塙川村畠谷	20	17	—
20	漁夫20	26	山本郡塙川村畠谷	31.5	28.5	—
21	漁夫21	36	山本郡東雲村須田	32.5	30	手当50銭
22	漁夫22	39	山本郡種梅村田ノ沢	32	29	—
23	漁夫23	24	南秋田郡内川村浅見内	25	22	—
24	漁夫24	31	山本郡能代港町	32.5	30	—
25	漁夫25	35	山本郡東雲村向能代	32.5	30	手当50銭／手拭1本足袋1足
26	漁夫26	19	山本郡桧山村字新地	23	20	—
27	漁夫27	21	山本郡常盤村砂子田	30	27	—
28	漁夫28	28	山本郡常盤村字外割田	31	28	—
29	漁夫29	20	山本郡澤目村大久保谷	28	25	—
30	漁夫30	21	山本郡二ツ井村荷揚場	31	28	—
31	漁夫31	52	山本郡東雲村真壁地	33	31	—
32	漁夫32	27	山本郡桧山村	32	30	—
33	漁夫33	23	山本郡柳村	30	27	—
34	漁夫34	21	山本郡柳村	27	24	—
35	漁夫35	28	山本郡柳村	31.5	28.5	—
36	漁夫36	21	山本郡能代港町栗山	24	21	付箋「欠 32円給料定内金30円当金貸 能代 大高甚蔵27才」
37	漁夫37	27	山本郡能代港町栗山	31.5	28.5	—
38	漁夫38	22	山本郡能代港町栗山	31.5	28.5	—
39	漁夫39	22	山本郡塙川村坂形	31	28	—
40	漁夫40	20	山本郡塙川村坂形65番	27	24	—
41	漁夫41	22	山本郡塙川村坂形58番地	28	25	—
42	漁夫42	23	山本郡塙川村坂形	31	28	—
43	漁夫43	44	山本郡塙川村坂形56番	31.5	28.5	—
44	漁夫44	30	山本郡塙川村小手荻	31.5	28.5	—
45	漁夫45	27	山本郡塙川村小手荻	32	30	—
46	漁夫46	26	山本郡塙川村小手荻	32	30	—
47	漁夫47	37	山本郡常盤村塊	31	28	—
48	漁夫48	24	山本郡常盤村塊	31	28	—
49	漁夫49	45	山本郡常盤村塊	32	29	—
50	漁夫50	22	山本郡常盤村塊	31	28	—

第9表(2) 明治40年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名 前	年 齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	他記載事項／() 内は筆者註
51	漁夫51	32	山本郡東雲村吹越	26	23	—
52	漁夫52	22	山本郡東雲村吹越	31	28	—
53	漁夫53	24	山本郡東雲村吹越	31	28	—
54	漁夫54	29	山本郡東雲村吹越	32.5	30	手当50銭／手拭1本足袋1足
55	漁夫55	29	山本郡東雲村吹越	32	30	—
56	漁夫56	36	山本郡東雲村吹越	—	40	手拭1本足袋1足
57	漁夫57	25	山本郡能代港町鍛冶町	32	30	—
58	漁夫58	29	山本郡東雲村荷羽田	31	28	—
59	漁夫59	32	山本郡東雲村荷羽田	32	30	—
60	漁夫60	40	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
61	漁夫61	25	山本郡澤目村水澤	32	30	—
62	漁夫62	46	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
63	漁夫63	19	山本郡澤目村水澤	22.5	20	—
64	漁夫64	23	山本郡澤目村水澤	32	30	—
65	漁夫65	36	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
66	漁夫66	23	山本郡澤目村水澤	28	25	—
67	漁夫67	33	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
68	漁夫68	28	山本郡澤目村水澤	32	30	—
69	漁夫69	31	山本郡澤目村水澤	32.5	30	手当1円／手拭1本足袋1足
70	漁夫70	42	山本郡澤目村水澤	—	60	旅費三向70円渡置分／木綿1反及ミカン1個
71	漁夫71	21	山本郡澤目村水澤	31	28	—
72	漁夫72	18	山本郡澤目村水澤	—	15	—

年度末尾の記載事項(合計数値はそのまま、支給された手当、増金、使物などのうち名簿上に氏名があるものは表中他記載事項へ、改行は／で区切る)

人数72名

前金合計2,026円50銭

外ニ越年ヘ貸分

佐々木與五郎20円／錢谷久助20円／佐藤豊吉20円

手当ノ部

給料前金惣計 2,089円

使物ノ部

田村喜助木綿2反及ミカン1個／田村和助風呂敷1枚／田村別家風呂敷ニ手拭1本

第10表 明治41年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名 前	年 齢	住 所	給料(円)	前金(円)	他記載事項／()内は筆者註
1	漁夫1	37	山本郡沢目村字水沢67番地	32.5	30	手当1円50銭
2	漁夫2	32	山本郡沢目村字水沢80番地	32.5	30	手当1円50銭／手拭1本足袋1足
3	漁夫3	25	山本郡東雲村字吹越6番地	30.5	27.5	—
4	漁夫4	26	山本郡東雲村字吹越9番地	30.5	27.5	—
5	漁夫5	38	山本郡常盤村字棟1番地	29	26	—
6	漁夫6	38	山本郡常盤村字棟4番地	32	29	—
7	漁夫7	25	山本郡常盤村字棟5番地	32	29	—
8	漁夫8	23	山本郡常盤村字棟5番地	31.5	28.5	—
9	漁夫9	20	山本郡東雲村字吹越8番地	20	18	(線で抹消)
10	漁夫10	38	山本郡東雲村字吹越8番地	32	30	—
11	漁夫11	30	山本郡東雲村字吹越10番地	32	30	—
12	漁夫12	36	山本郡東雲村字向能代	32.5	30	手当1円
13	漁夫13	23	山本郡東雲村字吹越2番地	31.5	29	(線で抹消)
14	漁夫14	25	山本郡東雲村字吹越9番地	31.5	29	—
15	漁夫15	23	山本郡東雲村字吹越8番地	31.5	30	—
16	漁夫16	43	山本郡塙川村畠谷	32.5	30	手拭1本足袋1足
17	漁夫17	44	山本郡塙川村畠谷	30	30	手拭1本足袋1足
18	漁夫18	37	山本郡東雲村須田	32.5	30	手当1円
19	漁夫19	40	山本郡東雲村荷八田16番地	35	31	大工
20	漁夫20	19	山本郡東雲村荷八田16番地	18	15	—
21	漁夫21	27	山本郡塙川村上畠谷42番地	32	30	—
22	漁夫22	47	山本郡澤目村水澤	32.5	30	手当50銭
23	漁夫23	29	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
24	漁夫24	19	山本郡澤目村水澤	24	20	—
25	漁夫25	34	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
26	漁夫26	24	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
27	漁夫27	26	山本郡澤目村水澤	32.5	30	—
28	漁夫28	29	山本郡常盤村字魔面135番地	31.5	29	—
29	漁夫29	29	山本郡常盤村字戸割田	32	30	—
30	漁夫30	26	山本郡常盤村字山谷	31.5	29	—
31	漁夫31	25	山本郡常盤村字山谷216番地	31.5	29	—
32	漁夫32	20	山本郡常盤村字山谷	25	22	—
33	漁夫33	23	山本郡常盤村字山谷	31.5	29	—
34	漁夫34	24	山本郡常盤村字山谷212番地	32	30	—
35	漁夫35	27	山本郡常盤村字山谷178番地	30.5	27.5	—
36	漁夫36	32	山本郡常盤村字山谷182番地	30.5	27.5	—
37	漁夫37	24	山本郡常盤村字山谷	30	27	—
38	漁夫38	28	山本郡桧山村	32.5	31	—
39	漁夫39	39	山本郡桧山村144番地	32.5	30.5	—
40	漁夫40	22	山本郡桧山村100番地	26	23	—
41	漁夫41	22	山本郡桧山村	31	29	—
42	漁夫42	30	山本郡桧山村146番地	32	30	—
43	漁夫43	30	山本郡塙川村畠谷13番地	32.5	30	—
44	漁夫44	24	山本郡塙川村畠谷23番地	31.5	29.5	—
45	漁夫45	21	山本郡塙川村畠谷20番地	31.5	30	—
46	漁夫46	36	山本郡塙川村畠谷33番地	32	30	—
47	漁夫47	20	山本郡塙川村畠谷42番地	29	27	—
48	漁夫48	21	山本郡塙川村小手萩8番地	31	29	—
49	漁夫49	25	山本郡塙川村字比八田7番地	31.5	30	—
50	漁夫50	29	山本郡柳村	32	30	—

第10表(2) 明治41年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名 前	年 齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	他記載事項／() 内は筆者註
51	漁夫51	33	山本郡東雲村荷羽田	32.5	30	—
52	漁夫52	32	山本郡八森村字浦浜	32	30	—
53	漁夫53	23	山本郡塙川村内荒巻12番地	32.5	30	—
54	漁夫54	26	山本郡塙川村内荒巻18番地	32.5	30	(線で抹消)
55	漁夫55	23	山本郡塙川村坂形	32	29	—
56	漁夫56	24	山本郡塙川村坂形	32	29	—
57	漁夫57	32	山本郡能代港町能代	32.5	30	手当1円
58	漁夫58	28	山本郡能代港町能代	32.5	30	—
59	漁夫59	19	山本郡塙川村小手荻	31	29	—
60	漁夫60	23	山本郡塙川村小手荻	31.5	29.5	—
61	漁夫61	26	山本郡常盤村	32	30	—
62	漁夫62	28	山本郡塙川村小手荻	32.5	30	—
63	漁夫63	27	山本郡塙川村小手荻	32.5	30	—
64	漁夫64	28	山本郡東雲村栗山15番地	32.5	30	—
65	漁夫65	24	山本郡塙川村比八田32番地	31.5	29	—
66	漁夫66	24	山本郡澤目村水澤	31	29	—
67	漁夫67	22	山本郡澤目村水澤	—	31	—
68	漁夫68	49	山本郡塙川村内荒巻	—	30	手拭1本ニ足袋1足
69	漁夫69	19	山本郡沢目村水沢	26	24	—
70	漁夫70	43	山本郡沢目村水沢	—	50	木綿2反
71	漁夫71	43	山本郡東雲村吹越	—	50	—
72	漁夫72	21	山本郡沢目村水沢	32	30	—
73	漁夫73	37	山本郡東雲村吹越	—	40	手拭1本足袋1足
74	漁夫74	30	山本郡東雲村吹越	32.5	30	手当1円／手拭1本足袋1足
75	漁夫75	24	山本郡沢目村水沢	31	28	(線で抹消)
76	漁夫76	18	<山本郡澤目村水澤>	—	20	—

年度末尾の記載事項(合計数値はそのまま、支給された手当、増金、使物などのうち名簿上に氏名があるものは表中他記載事項へ、改行は／で区切る)

人数76名

前金貸高2,229円也

外ニ手当ノ部

小計金7円50銭

使物ノ部

田村喜助木綿2反／田村別家風呂敷1枚手拭1本／田村本家風呂敷1枚／大倉喜一郎手拭1本足袋1足

第11表 明治42年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名前	年齢	住 所	給料(円)	前金(円)	他記載事項／() 内は筆者註
1	漁夫1	—	山本郡桧山村	31.5	29	—
2	漁夫2	—	山本郡桧山村	31	28	—
3	漁夫3	—	山本郡桧山村	24	24	—
4	漁夫4	—	山本郡桧山村	31.5	29	—
5	漁夫5	—	山本郡桧山村	31	29	—
6	漁夫6	<29>	山本郡桧山村	31.5	30	秋田ヨリ出立ノ際追貸ノ分1円／足袋1足手拭1本
7	漁夫7	—	山本郡桧山村	28	25	—
8	漁夫8	—	山本郡桧山村	28	25	代入柴田貞次郎
9	漁夫9	—	山本郡桧山村	25	22	—
10	漁夫10	<23>	山本郡桧山村	30.5	29	—
11	漁夫11	—	山本郡桧山村	30.5	28	—
12	漁夫12	<24>	山本郡塙川村字坂形	31.5	30	—
13	漁夫13	—	山本郡塙川村字坂形	31.5	29.5	—
14	漁夫14	<28>	山本郡塙川村字畠谷	31.5	30	—
15	漁夫15	<37>	山本郡塙川村字畠谷	31	30	—
16	漁夫16	—	山本郡塙川村字畠谷	30.5	29	—
17	漁夫17	<44>	山本郡塙川村字畠谷	31.5	30	手当50銭／秋田ヨリ出立ノ際追貸ノ分50銭／足袋1足手拭1本
18	漁夫18	<45>	山本郡塙川村字畠谷	30	30	足袋1足手拭1本
19	漁夫19	<60>	山本郡塙川村内荒巻	—	20	秋田ヨリ出立ノ際追貸ノ分1円／足袋1足手拭1本
20	漁夫20	<24>	山本郡塙川村内荒巻	31.5	30	—
21	漁夫21	<24>	山本郡常盤村字山谷	30.5	29	—
22	漁夫22	<28>	山本郡常盤村字山谷	30.5	29	—
23	漁夫23	<24>	山本郡常盤村字山谷	31	29	—
24	漁夫24	<33>	山本郡常盤村高森下	30.5	29	—
25	漁夫25	<28>	山本郡塙川村小手荻	30	27	大倉米蔵(常盤村高森下)ノ代リ
26	漁夫26	—	山本郡常盤村山谷	24	21	—
27	漁夫27	<25>	山本郡澤目村水澤	31.5	30	手当50銭
28	漁夫28	—	山本郡澤目村水澤	31	28	秋田ヨリ出立ノ際追貸ノ分50銭
29	漁夫29	<20>	山本郡澤目村水澤	—	27	秋田ヨリ出立ノ際追貸ノ分1円50銭
30	漁夫30	—	山本郡澤目村水澤	30	27	—
31	漁夫31	<27>	山本郡澤目村水澤	31.5	30	手当50銭
32	漁夫32	<38>	山本郡澤目村水澤	31.5	30	手当50銭
33	漁夫33	<35>	山本郡澤目村水澤	31.5	30	—
34	漁夫34	<22>	山本郡澤目村水澤	31.5	30	—
35	漁夫35	<44>	山本郡澤目村水澤	—	50	船頭／木綿1反
36	漁夫36	—	山本郡澤目村水澤	—	23	—
37	漁夫37	<20>	山本郡澤目村水澤	26	23	—
38	漁夫38	<33>	山本郡澤目村水澤	31.5	30	手当1円／足袋1足手拭1本
39	漁夫39	<48>	山本郡澤目村水澤	31.5	30	手当50銭
40	漁夫40	—	山本郡澤目村水澤	25	22	—
41	漁夫41	<37>	山本郡澤目村水澤	31.5	30	—
42	漁夫42	—	山本郡澤目村水澤	31	28	—
43	漁夫43	<30>	山本郡澤目村水澤	31.5	30	—
44	漁夫44	<34>	山本郡澤目村水澤	—	35	下船頭
45	漁夫45	—	山本郡扇渕村扇田	31.5	29	—
46	漁夫46	<33>	山本郡扇渕村扇田	31.5	30	—
47	漁夫47	<44>	山本郡東雲村吹越	—	60	船頭／木綿1反
48	漁夫48	<24>	山本郡東雲村吹越	31.5	30	—
49	漁夫49	—	山本郡東雲村吹越	—	40	下船頭／足袋1足手拭1本
50	漁夫50	<31>	山本郡東雲村吹越	31.5	30	手当1円／足袋1足手拭1本

第11表(2) 明治42年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名前	年齢	住 所	給料(円)	前金(円)	他記載事項／() 内は筆者註
51	漁夫51	<39>	山本郡東雲村吹越	31	30	—
52	漁夫52	<26>	山本郡東雲村吹越	30.5	28	—
53	漁夫53	<31>	山本郡東雲村吹越	31.5	30	—
54	漁夫54	—	山本郡扇潟村	31	29	—
55	漁夫55	—	山本郡常盤村外割田	31.5	30	—
56	漁夫56	—	山本郡常盤村外割田	31	29	—
57	漁夫57	—	山本郡常盤村外割田	30.5	28	—
58	漁夫58	<29>	山本郡塙川村小手荻	31.5	30	—
59	漁夫59	<20>	山本郡塙川村小手荻	31	29	—
60	漁夫60	<38>	山本郡東雲村須田	31.5	30	手当1円
61	漁夫61	—	山本郡東雲村須田	30	28	—
62	漁夫62	—	山本郡金岡村志戸橋	31.5	30	—
63	漁夫63	—	山本郡金岡村志戸橋	31	29	—
64	漁夫64	<29>	山本郡東雲村盤	31.5	30	—
65	漁夫65	<27>	山本郡常盤村	31.5	30	大工
66	漁夫66	<37>	山本郡能代港町	31.5	30	手当1円
67	漁夫67	<22>	山本郡能代港町	30	28	—
68	漁夫68	<34>	山本郡能代港町	30.5	28	—
69	漁夫69	<34>	山本郡能代港町	31.5	30	手当1円／足袋1足手拭1本
70	漁夫70	—	山本郡東雲村向能代	31	29	—
71	漁夫71	—	山本郡浅内村河戸川	31.5	30	—
72	漁夫72	<34>	山本郡東雲村荷八田	31.5	30	—
73	漁夫73	<30>	山本郡柳村	31.5	30	—
74	漁夫74	<26>	山本郡塙川村比八田	31.5	30	—
75	漁夫75	<42>	<山本郡東雲村荷羽田>	28.5	26	—
76	漁夫76	<32>	<山本郡東雲村荷羽田>	31	29	—
77	漁夫77	—	山本郡扇潟村扇田	30.5	28	—
78	漁夫78	<17>	<山本郡桧山村>	24	21	—

年度末尾の記載事項(合計数値はそのまま、支給された手当、増金、使物などのうち名簿上に氏名があるものは表中他記載事項へ、改行は／で区切る)

合計78名

貸金高2,281円50銭也

外ニ手当ノ分扣／合計7円50銭

福松渡シ 秋田ヨリ出立ノ際追貸ノ分カネマルイチ行漁夫

渡辺熊吉2円南部衆

使物ノ部

田村喜助木綿2反／田村本家風呂敷1枚／田村別家風呂敷1枚手拭1本

第12表 明治43年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名前	年齢	住 所	給料(円)	前金(円)	他記載事項／()内は筆者註
1	漁夫1	—	山本郡桧山村	30.5	29	—
2	漁夫2	—	山本郡東雲村吹越	30.5	29	—
3	漁夫3	20	山本郡東雲村吹越	28	26	—
4	漁夫4	—	山本郡桧山村	30.5	28.5	手当50銭
5	漁夫5	<23>	山本郡桧山村	28	25	—
6	漁夫6	—	山本郡桧山村	30.5	28.5	—
7	漁夫7	—	山本郡桧山村	30	28	—
8	漁夫8	18	山本郡桧山村	25	22	—
9	漁夫9	—	山本郡塙川村字坂形	30.5	29	—
10	漁夫10	<28>	山本郡塙川村字畠谷	30.5	29	—
11	漁夫11	<30>	山本郡東雲村盤	30.5	29	—
12	漁夫12	<45>	山本郡塙川村字畠谷	30.5	30	足袋1足手拭1本
13	漁夫13	<31>	山本郡常盤村外割田	30.5	29	—
14	漁夫14	—	山本郡浅内村河戸川	30.5	29	—
15	漁夫15	<38>	山本郡東雲村向能代	30.5	30	手当1円／足袋1足手拭1本
16	漁夫16	—	山本郡柳村出戸	30	29	—
17	漁夫17	—	山本郡扇渕村扇田	30.5	28	—
18	漁夫18	<38>	山本郡塙川村字畠谷	30.5	29	—
19	漁夫19	<32>	山本郡東雲村吹越	30.5	30	手当1円／足袋1足手拭1本
20	漁夫20	<32>	山本郡東雲村吹越	30.5	29	—
21	漁夫21	—	山本郡東雲村吹越	—	40	足袋1足手拭1本
22	漁夫22	<27>	山本郡東雲村吹越	30	28	—
23	漁夫23	<25>	山本郡東雲村吹越	30.5	30	—
24	漁夫24	<35>	山本郡東雲村荷八田	30.5	29	—
25	漁夫25	<31>	山本郡東雲村荷八田	30.5	29	—
26	漁夫26	<33>	山本郡東雲村荷八田	30.5	29	—
27	漁夫27	<43>	山本郡東雲村荷八田	29	27	—
28	漁夫28	—	山本郡東雲村吹越	30	29	—
29	漁夫29	—	山本郡東雲村朴瀬	30.5	28.5	—
30	漁夫30	—	山本郡東雲村朴瀬	29.5	27.5	—
31	漁夫31	—	山本郡東雲村朴瀬	25	23	—
32	漁夫32	—	山本郡東雲村向能代	27	25	—
33	漁夫33	<35>	山本郡澤目村水澤	—	35	—
34	漁夫34	—	山本郡桧山村	29	27	—
35	漁夫35	—	山本郡東雲村荷八田	30.5	28.5	—
36	漁夫36	<40>	山本郡東雲村吹越	30	29	—
37	漁夫37	<24>	山本郡東雲村吹越	24	21	—
38	漁夫38	<32>	山本郡塙川村字畠谷	30.5	29	—
39	漁夫39	<27>	南秋田郡拂戸村	30.5	29	—
40	漁夫40	<29>	山本郡東雲村須田	30.5	30	手当1円
41	漁夫41	—	山本郡東雲村朴瀬	30.5	30	—
42	漁夫42	—	山本郡東雲村荷八田	29.5	28	—
43	漁夫43	<35>	山本郡能代港町	—	35	足袋1足手拭1本
44	漁夫44	<30>	山本郡桧山村	30.5	30	手当50銭／足袋1足手拭1本
45	漁夫45	—	山本郡澤目村水澤	30.5	29	—
46	漁夫46	21	山本郡塙川村字畠谷	28	26	—
47	漁夫47	21	山本郡塙川村字畠谷	28	26	—
48	漁夫48	19	山本郡塙川村字坂形	27.5	25	—
49	漁夫49	<46>	山本郡塙川村字畠谷	29	27	足袋1足手拭1本
50	漁夫50	—	山本郡塙川村字畠谷	22	20	—

第12表(2) 明治43年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名前	年齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	他記載事項／() 内は筆者註
51	漁夫51	21	山本郡塙川村字畠谷	30	28	—
52	漁夫52	—	山本郡澤目村水澤	28	26	—
53	漁夫53	<23>	山本郡澤目村水澤	30.5	30	—
54	漁夫54	<31>	山本郡澤目村水澤	30.5	30	—
55	漁夫55	<36>	山本郡澤目村水澤	30.5	30	—
56	漁夫56	—	山本郡澤目村水澤	30	28	—
57	漁夫57	<28>	山本郡澤目村水澤	30.5	30	—
58	漁夫58	<39>	山本郡澤目村水澤	30.5	30	手当50銭
59	漁夫59	<34>	山本郡澤目村水澤	30.5	30	手当1円／足袋1足手拭1本
60	漁夫60	<38>	山本郡澤目村水澤	30.5	30	手当50銭
61	漁夫61	<26>	山本郡澤目村水澤	30	28	—
62	漁夫62	<30>	山本郡塙川村小手荻	30.5	30	—
63	漁夫63	<29>	山本郡塙川村小手荻	30.5	30	—
64	漁夫64	<49>	山本郡澤目村水澤	30.5	29	—
65	漁夫65	<21>	山本郡澤目村水澤	28	26	—
66	漁夫66	—	山本郡澤目村水澤	26	23	—
67	漁夫67	—	山本郡澤目村水澤	27	25	—
68	漁夫68	—	山本郡澤目村水澤	29	25	—
69	漁夫69	<27>	山本郡塙川村比八田	30.5	29	—
70	漁夫70	—	山本郡東雲村朴瀬	30.5	28	—
71	漁夫71	—	山本郡東雲村朴瀬	30	28	—
72	漁夫72	—	山本郡柳村	30	28	—
73	漁夫73	—	山本郡塙川村比八田	30	28	—
74	漁夫74	—	山本郡塙川村比八田	30	28	—
75	漁夫75	22	山本郡塙川村坂形	30.5	28.5	—
76	漁夫76	25	山本郡塙川村坂形	30.5	28.5	—
77	漁夫77	—	山本郡塙川村比八田	30	28	—
78	漁夫78	—	山本郡澤目村水澤	30	28	—
79	漁夫79	—	山本郡塙川村坂形	30.5	28.5	—
80	漁夫80	—	山本郡塙川村坂形	30.5	29	—
81	漁夫81	24	山本郡塙川村坂形	29	27	—
82	漁夫82	—	山本郡東雲村吹越	29	27	—
83	漁夫83	<32>	山本郡東雲村吹越	30	28	—
84	漁夫84	—	山本郡東雲村盤	30.5	29	—
85	漁夫85	—	山本郡扇沢村扇田	30.5	29	—
86	漁夫86	<45>	山本郡東雲村吹越	—	60	木綿1反
87	漁夫87	<45>	山本郡澤目村水澤	—	70	木綿1反
88	漁夫88	—	山本郡澤目村名潟	—	70	川印～船頭

年度末尾の記載事項(合計数値はそのまま、支給された手当、増金、使物などのうち名簿上に氏名があるものは表中他記載事項へ、改行は／で区切る)

88名へ

前金貸高合計2,603円也 内カネマルイチ行ノ分42人分

金1,259円50銭

手当金ノ部

メ金4円也 (ママ 合計6円)

使物ノ部

田村喜助木綿2反／田村本家風呂敷1枚／田村別家手拭2本

第13表 明治44年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名 前	年 齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	他記載事項／() 内は筆者註
1	漁夫1	—	山本郡東雲村朴瀬	31	28.5	—
2	漁夫2	—	山本郡東雲村朴瀬	30	28	—
3	漁夫3	—	山本郡東雲村朴瀬	31	28.5	—
4	漁夫4	—	山本郡常盤村	30	29	—
5	漁夫5	<40>	山本郡東雲村須田	31	30	手当1円
6	漁夫6	<15>	山本郡東雲村須田	24	20	—
7	漁夫7	<40>	山本郡澤目村水澤	31	30	手当50銭
8	漁夫8	<22>	山本郡澤目村水澤	29	26	—
9	漁夫9	—	山本郡澤目村水澤	31	29	—
10	漁夫10	<27>	山本郡澤目村水澤	30.5	30	—
11	漁夫11	—	山本郡榎村	30.5	29	—
12	漁夫12	<29>	山本郡東雲村吹越	30.5	28	—
13	漁夫13	<19>	山本郡桧山村	26	23	—
14	漁夫14	—	山本郡桧山村	28.5	25	—
15	漁夫15	<34>	山本郡東雲村荷八田	31	29	—
16	漁夫16	<36>	山本郡東雲村荷八田	31	29	—
17	漁夫17	—	山本郡扇淵村	31	29	—
18	漁夫18	<44>	山本郡東雲村荷八田	30	27	—
19	漁夫19	<24>	山本郡榎村出戸	30.5	28	—
20	漁夫20	—	山本郡東雲村向能代	28	25	—
21	漁夫21	<39>	山本郡東雲村向能代	31	30	手当1円／足袋1足 手拭1本
22	漁夫22	<30>	山本郡塙川村小手荻	31	30	—
23	漁夫23	—	山本郡東雲村荷八田	24	22	水吸若者
24	漁夫24	—	山本郡東雲村荷八田	30.5	28	—
25	漁夫25	<23>	山本郡澤目村水澤	30.5	29	—
26	漁夫26	—	山本郡澤目村水澤	24	22	—
27	漁夫27	—	山本郡塙川村比八田	—	20	—
28	漁夫28	<41>	山本郡東雲村吹越	30.5	29	—
29	漁夫29	<33>	山本郡東雲村吹越	30.5	29	—
30	漁夫30	<25>	山本郡東雲村吹越	26	25	—
31	漁夫31	<26>	山本郡東雲村吹越	30.5	30	—
32	漁夫32	—	山本郡東雲村荷八田	30	28.5	—
33	漁夫33	—	山本郡桧山村	30.5	28	—
34	漁夫34	<41>	山本郡東雲村朴瀬	30	27	—
35	漁夫35	—	山本郡塙川村石川	30	28	—
36	漁夫36	—	山本郡常盤村	29.5	28.5	—
37	漁夫37	—	山本郡澤目村目名潟	30.5	29	—
38	漁夫38	<35>	山本郡澤目村水澤	31	30	手当1円／足袋1足 手拭1本
39	漁夫39	<32>	山本郡榎村	31	29	—
40	漁夫40	<33>	山本郡東雲村吹越	31	30	手当1円／足袋1足 手拭1本
41	漁夫41	—	山本郡東雲村吹越	30.5	29.5	—
42	漁夫42	—	山本郡東雲村吹越	—	40	足袋1足 手拭1本
43	漁夫43	<37>	山本郡澤目村水澤	31	30	—
44	漁夫44	—	山本郡塙川村比八田	30.5	29	—
45	漁夫45	<36>	山本郡澤目村水澤	—	30	給料未定 カネマルイチノ人
46	漁夫46	<36>	山本郡東雲村向能代	—	38	カネマルイチノ人／足袋1足 手拭1本
47	漁夫47	—	山本郡澤目村水澤	29.5	27	—
48	漁夫48	<39>	山本郡澤目村水澤	31	30	手当50銭
49	漁夫49	<46>	山本郡澤目村水澤	—	70	木綿2反
50	漁夫50	—	山本郡塙川村比八田	30.5	29	—

第13表(2) 明治44年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名前	年齢	住 所	給料(円)	前金(円)	他記載事項／()内は筆者註
51	漁夫51	<22>	山本郡塙川村比八田	30.5	29	—
52	漁夫52	<31>	山本郡常盤村外割田	31	29	—
53	漁夫53	—	山本郡東雲村吹越	31	29	—
54	漁夫54	<21>	山本郡東雲村吹越	29	27	—
55	漁夫55	—	山本郡坂形村比八田	30	28	—
56	漁夫56	—	山本郡扇淵村扇田	31	29	—
57	漁夫57	—	山本郡塙川村畠谷	25	21	—
58	漁夫58	<28>	口戸	31	30	—
59	漁夫59	<47>	山本郡塙川村畠谷	29	27	—
60	漁夫60	<20>	山本郡塙川村坂形	—	27	—
61	漁夫61	—	山本郡桧山村	31.5	28	—
62	漁夫62	—	山本郡桧山村	31	29	—
63	漁夫63	—	山本郡桧山村	31	28.5	—
64	漁夫64	—	山本郡桧山村	30.5	28	—
65	漁夫65	<24>	山本郡桧山村	29.5	27.5	—
66	漁夫66	<31>	山本郡桧山村	31	30	手当50銭／足袋1足手拭1本
67	漁夫67	—	山本郡澤目村水澤	31	29	—
68	漁夫68	<22>	山本郡塙川村畠谷	29	26	—
69	漁夫69	<39>	山本郡塙川村畠谷	31	29	—
70	漁夫70	<29>	山本郡塙川村畠谷	31	29	—
71	漁夫71	—	山本郡東雲村朴瀬	31	30	手当50銭
72	漁夫72	—	山本郡塙川村畠谷	30.5	29	—
73	漁夫73	<46>	山本郡塙川村畠谷	31	30	足袋1足手拭1本
74	漁夫74	—	山本郡塙川村坂形	31	29	—
75	漁夫75	—	山本郡塙川村畠谷	27	24	—
76	漁夫76	—	山本郡東雲村須田	24	22	—
77	漁夫77	—	山本郡東雲村吹越	30	29	—
78	漁夫78	—	山本郡桧山村田床内	31	29	—
79	漁夫79	—	山本郡澤目村水澤	31	30	手当50銭
80	漁夫80	<32>	山本郡澤目村水澤	31	30	—
81	漁夫81	<24>	山本郡澤目村水澤	—	30	—
82	漁夫82	—	山本郡柳村	28	26	—
83	漁夫83	<26>	山本郡東雲村盤	30.5	30	—
84	漁夫84	—	山本郡扇淵村	30	29	—
85	漁夫85	<23>	山本郡塙川村坂形	31	29	—
86	漁夫86	—	山本郡塙川村坂形	31	29	—
87	漁夫87	<46>	山本郡東雲村吹越	—	70	木綿1反
88	漁夫88	<31>	山本郡東雲村盤	31	29	—
89	漁夫89	<24>	山本郡澤目村水澤	31	30	—
90	漁夫90	—	山本郡澤目村水澤	29.5	28	—

年度末尾の記載事項(合計数値はそのまま、支給された手当、増金、使物などのうち名簿上に氏名があるものは表中他記載事項へ、改行は／で区切る)

右90名へ

前金貸高合計2,631円50銭也

内カネマルイチ行漁夫42人 此給料前金1,236円也

外ニ越年ノ部

後藤兼蔵10円

手当ノ部／計金16円50銭也

使物ノ部

田村喜助木綿2反／田村本家木綿風呂敷手拭2本／田村別家木綿手拭2本／武田兼蔵足袋1足手拭1本

第14表 明治45年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名前	年齢	住 所	給料(円)	前金(円)	他記載事項／()内は筆者註
1	漁夫1	23	山本郡塙川村比八田	31	29	—
2	漁夫2	<36>	山本郡能代港町	—	40	—
3	漁夫3	—	山本郡桧山村	30	27.5	—
4	漁夫4	<20>	山本郡桧山村	28	25	—
5	漁夫5	<34>	山本郡東雲村吹越	31	30	手当1円
6	漁夫6	30	山本郡東雲村吹越	31	30	—
7	漁夫7	23	山本郡桧山村	31	29	—
8	漁夫8	29	山本郡能代港町惡土	31	30	—
9	漁夫9	—	山本郡東雲村荷羽田	30.5	29	—
10	漁夫10	18	山本郡塙川村坂形	28	25	—
11	漁夫11	—	山本郡塙川村坂形	31	29.5	—
12	漁夫12	<23>	山本郡澤目村水澤	30	28	—
13	漁夫13	38	山本郡東雲村朴瀬	31	29	—
14	漁夫14	19	山本郡澤目村水澤	28	26	—
15	漁夫15	31	山本郡常盤村	31	30	—
16	漁夫16	42	山本郡東雲村朴瀬	30.5	29	—
17	漁夫17	—	山本郡柳村	31	30	—
18	漁夫18	<26>	山本郡東雲村吹越	29	27	—
19	漁夫19	<42>	山本郡東雲村吹越	31	30	—
20	漁夫20	<34>	山本郡東雲村吹越	31	30	—
21	漁夫21	<36>	山本郡八森村	31	30	病気ニ付代賀藤現今ノ姓大谷清太郎／手当1円
22	漁夫22	22	山本郡澤目村水澤	30.5	28.5	—
23	漁夫23	<41>	山本郡澤目村水澤	31	30	手当50銭
24	漁夫24	<28>	山本郡澤目村水澤	30.5	30	—
25	漁夫25	<38>	山本郡澤目村水澤	31	30	—
26	漁夫26	—	山本郡澤目村水澤	26	23	—
27	漁夫27	—	山本郡澤目村水澤大久保谷	30.5	29	—
28	漁夫28	25	山本郡能代港町	30.5	29	—
29	漁夫29	39	山本郡能代港町	31	30	手当1円
30	漁夫30	20	山本郡東雲村向能代	28.5	27	—
31	漁夫31	<41>	山本郡東雲村須田	31	30	手当1円
32	漁夫32	16	山本郡東雲村須田	27	25	—
33	漁夫33	39	山本郡東雲村荷羽田	31	30	—
34	漁夫34	37	山本郡東雲村荷八田	31	30	—
35	漁夫35	45	山本郡東雲村荷八田	30	28	—
36	漁夫36	35	山本郡東雲村荷八田	31	30	—
37	漁夫37	<27>	山本郡東雲村吹越	31	30	—
38	漁夫38	<30>	山本郡東雲村吹越	30.5	30	—
39	漁夫39	—	山本郡能代港町	29	27	—
40	漁夫40	18	山本郡澤目村目名潟	24	20	—
41	漁夫41	30	山本郡金岡村豊岡	30.5	30	—
42	漁夫42	38	山本郡塙川村比八田	31	30	—
43	漁夫43	24	山本郡桧山村	30.5	28	—
44	漁夫44	28	山本郡能代港町般若	31	29	—
45	漁夫45	24	山本郡澤目村水澤	31	30	—
46	漁夫46	—	山本郡東雲村吹越	—	45	—
47	漁夫47	—	山本郡澤目村水澤	30	28	—
48	漁夫48	<47>	山本郡澤目村水澤	—	85	—
49	漁夫49	29	南秋田郡拂戸村	31	30	—
50	漁夫50	—	平鹿	—	22.5	—

第14表(2) 明治45年中村漁場名簿 <>で記載した年齢及び住所は前後の簿冊による筆者推定値

No.	名 前	年 齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	他記載事項／() 内は筆者註
51	漁夫51	29	山本郡桧山村	30.5	28	—
52	漁夫52	28	山本郡桧山村	30.5	28	—
53	漁夫53	—	山本郡東雲村吹越	30	29	—
54	漁夫54	28	山本郡桧山村	31	30	手当50銭
55	漁夫55	25	山本郡桧山村	30	28	—
56	漁夫56	42	山本郡東雲村荷八田	31	30	—
57	漁夫57	<37>	山本郡澤目村水澤	—	32	—
58	漁夫58	—	山本郡塙川村畠谷	27	26	—
59	漁夫59	<48>	山本郡塙川村畠谷	30	29	—
60	漁夫60	<47>	山本郡塙川村畠谷	31	30	—
61	漁夫61	<40>	山本郡塙川村畠谷	31	30	—
62	漁夫62	—	山本郡東雲村吹越	31	30	—
63	漁夫63	32	山本郡常盤村外割田	31	30	—
64	漁夫64	23	山本郡塙川村比八田	30.5	29	—
65	漁夫65	33	山本郡澤目村水澤	31	30	—
66	漁夫66	<40>	山本郡澤目村水澤	31	30	手当50銭
67	漁夫67	28	山本郡澤目村水澤	31	30	手当50銭
68	漁夫68	—	山本郡塙川村坂形	31	30	—
69	漁夫69	30	山本郡塙川村畠谷	31	30	—
70	漁夫70	19	山本郡東雲村盤	23	20	—
71	漁夫71	<32>	山本郡東雲村盤	31	30	—
72	漁夫72	<23>	山本郡澤目村水澤	—	28	—
73	漁夫73	—	山本郡澤目村水澤	31	29	—
74	漁夫74	—	山本郡澤目村水澤	31	29	—
75	漁夫75	23	山本郡塙川村畠谷	30.5	29	—
76	漁夫76	<47>	山本郡東雲村吹越	—	80	—
77	漁夫77	47	山本郡澤目村水澤	31	29	—
78	漁夫78	<25>	山本郡澤目村水澤	31	30	—

年度末尾の記載事項(合計数値はそのまま、支給された手当、増金、使物などのうち名簿上に氏名があるものは表中他記載事項へ、改行は／で区切る)

右78名へ前金貸高

合計2,370円銭也

残金130円也

内カネマルイチ行漁夫30人 此金913円50銭

手当金ノ部／計金6円也

第15表 漁夫年雇用漁夫の給金の推移(3) *漁夫番号は雇用開始の年／前掲第2~14表の各漁夫名

No.	漁夫番号 (初年時の年齢)	住 所	各年別給料 (円、小数点以下は銭)														
			明治33年	"34年	"35年	"36年	"37年	"38年	"39年	"40年	"41年	"42年	"43年	"44年	"45年		
121	43年漁夫79 (-)	山本郡塙川村坂形 (5名)											30.5	31			
122	39年漁夫72 (22)								31	31	32	31.5	30.5	31	31		
123	43年漁夫48 (19)												27.5	—			
124	43年漁夫75 (22)												30.5	31			
125	39年漁夫71 (21)								31	31	32	31.5					
126	36年漁夫27 (-)					19	22	28	29								
127	37年漁夫 9 (33)						31	32									
128	43年漁夫50 (-)												22	25	27		
129	34年漁夫19 (22)				28.5	30	31.5										
130	38年漁夫54 (27)							32	31.5								
131	39年漁夫41 (25)	山本郡塙川村畠谷 (15名)							31.5	31.5	32	31.5					
132	43年漁夫10 (28)												30.5	31	31		
133	39年漁夫19 (17)								18	20			28				
134	40年漁夫18 (29)									31.5	32.5			30.5			
135	42年漁夫16 (-)												30.5		30.5		
136	35年漁夫19 (20)					27			31.5								
137	41年漁夫47 (20)										29		28	29			
138	35年漁夫 9 (20)						30	30.5									
139	41年漁夫46 (36)										32	31	30.5	31	31		
140	35年漁夫 1 (28)					31	31.5										
141	44年漁夫51 (22)	山本郡塙川村比八田 (4名)								30.5	30.5						
142	43年漁夫77 (-)												30	30			
143	41年漁夫49 (25)										31.5	31.5	30.5				
144	43年漁夫73 (-)												30	30.5			
145	41年漁夫39 (39)	山本郡桧山村 (10名)											32.5	31.5	30.5	31	
146	44年漁夫14 (-)													28.5	30		
147	41年漁夫38 (28)												32.5	31.5	30.5	31	
148	44年漁夫33 (22)													30.5	31		
149	43年漁夫 6 (-)													30.5			
150	41年漁夫41 (22)												31	30.5			
151	42年漁夫78 (17)													24	25	26	28
152	43年漁夫 1 (-)													30.5	31		
153	41年漁夫40 (22)												26	24	28	29.5	30
154	42年漁夫 2 (-)												31	30	30.5		

第16表 漁夫の母村別構成

年次 村名	明治 33年	" 34年	" 35年	" 36年	" 37年	" 38年	" 39年	" 40年	" 41年	" 42年	" 43年	" 44年	" 45年	各村計
山本郡浅内村河戸川											1	1		2
" 扇沢村											1		2	3
" " 扇田											3	2	1	6
" " 堂司	8													8
" 金岡村志戸橋											2			2
" " 豊岡													1	1
" 榛村							1	3	1	1	1	3	1	11
" " 出戸											1	1		2
" 澤目村岩子							1							1
" " 大石	1													1
" " 大久保谷	2							1						3
" " 沼田	13													13
" " 水澤	6	3	4	6	12	20	16	13	15	18	19	18	20	170
" " 目名潟												1	1	3
" 東雲村栗山										1				1
" " 須田					1	1		1	1	2	1	3	2	13
" " 荷羽田	7	6	3	5	1	6	5	2	3	3	6	6	6	59
" " 盤										1	2	2	2	7
" " 吹越	3	5	4	7	2	10	9	6	11	7	13	12	11	100
" " 朴瀬											6	5	2	13
" " 真壁地							1	1						2
" " 向能代	1	1			2	1	1	1	1	1	2	3	1	16
" 種梅村田ノ沢							2	1						3
" 常盤村							1	2		1	1		2	1
" " 外割田								1	1	1	3	1	1	9
" " 天内		1												1
" " 砂子田								1						1
" " 槐		5	4	3	2	2	3	4	4					27
" " 山谷	3	1	3	7	5	4	5	4	8	4				44
" " 高森下											1			1
" " 魔面									1					1
" 能代港町				1			7	1	1	2	4	1	4	21
" " 悪土													1	1
" " 栗山					1		5	5	3					14
" " 般若													1	1
" " 鍛冶								1						1
" 八森村	1				1	1							1	4
" " 瀧渋									1					1
" 塙川村荒巻		4	3	3	1		3							14
" " 石川								4				1		5
" " 内荒巻	1					2		5	3	2				13
" " 小手荻		3	8	2	4	3	3	3	5	3	2	1		37
" " 坂形							2	5	2	2	7	4	3	25
" " 中村								2						2
" " 番谷		9	13	6	6	10	12	5	8	5	9	8	6	97
" " 比八田									2	1	4	5	3	15
" 桧山村								2	5	12	8	9	8	44
" " 田床内												1		1
" 藤琴村大澤	1		1	2										4
" 二ツ井村荷揚場								1						1
南秋田郡内川村浅見内								1						1
" 拂戸村											1		1	2
無記載または不明	0	3					1					1	1	6
各年計	47	41	44	45	36	72	75	72	76	78	88	90	78	842

<脚注>

- 1) 野澤善郎編纂 『後志国要覧』 1909年 P.144
山崎鏡蔵著 『小樽區外七郡案内』 1909年 余市郡の項 P.16
余市町教育研究所 『余市郷土史 第1巻 余市漁業発達史』 1966年 P.92, P.113
『余市漁業発達史』では中村源兵衛の生地は檜山郡上ノ国汐吹とされる。
- 2) 前掲書1)『余市漁業発達史』 P.302
- 3) 山田健 「余市地方における鰈定置網漁業権の変遷 -『免許漁業原簿』の内容を中心として-」『北海道開拓記念館調査報告』第28号 1989年 P.72-90
- 4) 拙稿 「川内家文書に見る入稼ぎの漁夫について」『余市水産博物館研究報告』第2号 1999年 P.46
- 5) 前掲書1)『余市漁業発達史』P.92
- 6) 「角川日本地名大辞典」編纂委員会 『角川日本地名大辞典 5 秋田県』 1980年 P.669-670
拙稿「川内家文書に見る複数年雇用の漁夫について」『余市水産博物館研究報告』第9号 2006年 P.4
中村家によって雇用された漁夫の主体的供給地であった秋田県山本郡は、秋田県北部、横手盆地の北端に位置し、日本海に面する。同郡は1889(明治22)年の市制町村制施行により、能代港町以下26町村で構成され、1953(昭和28)年には能代市を含む1市7町村となる。小稿で扱った漁夫の出身町村は、平成の大合併まえの表記、すなわち能代市、八森町、峰浜村、藤里町、二ツ井町、山本町の1市4町1村とした。これらのうち平成18~19年に市町村合併が実施されて新たな自治体名となるのは三種町(山本町、琴丘町、八竜町)、能代市(二ツ井町、能代市)、八峰町(八森町、峰浜村)である。
- 7) 秋田縣水產試驗場 『秋田縣水產調查報告書第一報』 1914年 P.114-116
- 8) 拙稿 「川内家文書に見る複数年雇用の漁夫について」『余市水産博物館研究報告第9号』 2006年 P.3-4
- 9) 拙稿 「川内家文書に見る入稼ぎの漁夫について」『余市水産博物館研究報告第2号』 P.49-50
- 10) 秋田縣労働部職業安定課 『秋田縣出稼小史』 1953年 P.9

天内山遺跡出土の第Ⅱ群土器について

乾 芳 宏

北海道余市郡余市町入舟町 21 (余市水産博物館)

I はじめに

天内山遺跡の所在する高台は、かつてはフルカチャシと呼ばれていたようである。昭和 45 年 (1970) に宅地造成工事のため、この台地全体が破壊されることから緊急発掘調査が行なわれた。この遺跡の遺構や遺物などについては報告書 (注 1) に譲ることとして、本稿では第Ⅱ群土器について記したい。筆者はすでに第Ⅰ群土器について写真のみであるために実測図を公表 (注 2) したが、今回は第Ⅱ群土器について接合の状況、沈線、整形、断面などに注意をしながら再実測をしたものである。また最近の考古資料を踏まえ若干の考察を述べたい。なお、紹介する遺物を含め 171 点が昭和 51 年 (1976) に北海道有形文化財に指定されている。

II 土器について

報告書における第Ⅱ群土器について遺構と遺構外に分けて以下に説明をする。

(1) 遺構出土の土器 (第 1 図 No. 1~7)

A) C 区 1 号墳墓出土の土器 (第 1 図 No. 1~3)

No. 1) 口縁が開く平縁の甕形で、頸部に浅い沈線が見られ、外反する平底となる完形土器である。色調は外面が暗褐色、内面が茶褐色を呈し、器高 17.1 cm、口径 16.1 cm、底径 6.5 cm、器厚 0.5 cm を測り、胎土には小石粒子を含む。口唇部は角形で、胴部は内面に 1.5 cm ほどの粘土紐痕が見られ、底部はわずかに上げ底となっている。整形は外面において縦位の刷毛目、胴部には部分的にヘラ磨きが見られる。内面は口縁部において横位、胴部は縦位のヘラ撫でとなっている。

No. 2) 口縁が山形を呈するほぼ完形の注口土器である。色調は内外面とも茶褐色を呈し、器高 11.3 cm、口径長軸 15.8 cm、口径短軸 10.0 cm、底径 5.8 cm、器厚 0.6 cm を測り、胎土には小石粒子を含む。口唇部は外切となり、注口部には半截竹管状工具による連続の深い刻みが加えられている。整形は外面の胴部において縦位の刷毛目、内面は横位の刷毛目となっている。刷毛状工具は密で幅 1.5 cm ほどである。底部は平底で中央部に直径 0.8 cm ほどの人為な穿孔が見られることから葬送儀礼に伴うものと思われる。

No. 3) 報告書 (注 1) には掲載されていない土器で、器形の 3 分の 1 程度が残存しており、口縁が山形となる注口土器と思われる。色調は内外面とも暗褐色を呈し、器高 11.3 cm、底径 6.7 cm、器厚 0.5 cm を測り、胎土には小石粒子をほとんど含まない。整形は外面において縦位の刷毛目、内面は撫でとなっており、刷毛目の幅は 1.0 cm ほどである。底部は平底で中央部に直径 2.0 cm ほどの人為的と思える穿孔が見られる。

B) C 区 3 号墳墓出土の土器 (第 1 図 No. 7)

No. 7) 口縁が開く平縁の甕形で、細長い胴部をもち底部が外反するもので、器形の 3 分の 1 程度が残存している。色調は内外面とも暗褐色を呈し、器高約 34.7 cm、口径約 20.0 cm、底径 7.6 cm、器厚 0.7 cm を測り、胎土には小石粒子をほとんど含まない。口縁部には竹管状工具による浅い刺突文を一周させ、口縁から頸部にかけて沈線で山形を描きその空間に横走沈線を配している。整形は外面において口縁部には密な縦位の刷毛目、胴部は粗い刷毛目となり、後にヘラ磨きをしている。内面は口縁から

胴部にかけて横位の撫で、底部付近に刷毛目が見られる。この刷毛目の幅は1.5cmほどである。

C) C区7号墳墓出土の土器（第1図No.4～6）

No.4) 口縁が開く平縁の甕形で、胴部が膨らみ底部がわずかに外反する完形土器である。色調は外面において暗褐色で内面が茶褐色を呈し、器高17.9cm、口径13.5cm、胴径13.0cm、底径7.0cm、器厚0.8cmを測り、胎土には小石粒子をほとんど含まない。口唇部は丸形で薄く、頸部に浅い一条の沈線で僅かな段を表現し、内面には幅1.2cmほどの粘土紐痕が見られる。整形は外面において口縁部には縦位の刷毛目、胴部はヘラ磨き、内面は横位・斜位の刷毛目となっている。底面には製作時に敷いた広葉樹の葉脈痕が見られる。

No.5) 口縁が開く平縁の甕形で底部が直立気味となるほぼ完形の土器である。色調は内外面とも茶褐色を呈し、器高9.6cm、口径11.0cm、底径5.5cm、器厚0.6cmを測り、胎土には小石粒子をほとんど含まない。口縁は僅かに凹凸を有する平縁で、口唇部は丸形で内面には幅1.0cmほどの粘土紐痕が見られる。整形は外面において口縁部には横位の撫で、胴部は縦位の刷毛目とヘラ磨き、内面は横・斜位の刷毛目となっている。この刷毛目の幅は1.0cmほどである。

No.6) 口縁が開く平縁の浅鉢で、底部はわずかに外反するほぼ完形の土器である。色調は内外面とも茶褐色を呈し、器高6.0cm、口径9.0cm、底径7.0cm、器厚0.8cmを測り、胎土には小石粒子をほとんど含まない。口唇部は外切となり、底部は僅かに上底である。整形は外面において縦位の刷毛目、内面は横位の刷毛目で、その幅は1.2cmほどである。底面には製作時に敷いた笹の葉脈痕が見られる。器形に対して器厚であり、底部がしっかりとしていることから、深鉢の製作途中で中断したものと思われる。

(2) 遺構外出土の土器（第2図No.8～10）

No.8) 口縁が開く平縁の甕形で、細長い胴部をもち底部が欠損する。器形のほぼ半分が残存しており、色調は内外面とも暗褐色を呈し、器高約40.0cm、口径約31.0cm、器厚0.6cmを測り、胎土には小石粒子をほとんど含まない。口唇は角形で口縁部に竹管状工具による浅い円形刺突文を一周させ、その下半に網目状の沈線を描き、その下端には半截竹管状工具による刻みの連続が見られる。網目状文は左傾斜沈線を一巡させた後に右傾斜沈線を描き両端を結合させる施文順位である。整形は外面において口縁部から胴部にかけて縦位の刷毛目であり、部分的にヘラ磨きが見られる。内面は横位の刷毛目であり、この刷毛目の幅は1.5cmほどである。

No.9) 口縁が開く平縁の甕形で、細長い胴部をもち底部が外反する。完形に近い土器で、色調は内外面とも暗褐色を呈し、器高33.7cm、口径23.3cm、底径6.8cm、器厚0.6cmを測り、胎土には小石粒子をほとんど含まない。口唇は角形で凹面を有し、口縁部直下に半截竹管状工具による連続刻みを施し、その下部に2ヶ一対となる竹管状工具による浅い刺突文を一周させ、頸部には平行沈線による僅かな膨らみをもたせた間に口縁同様の刻みを配している。土器片の接合から製作時の粘土紐は1.5cmほどである。整形は外面において口縁部には縦位の刷毛目、胴部はヘラ磨きとなっている。内面は口縁から頸部にかけて横位の刷毛目とヘラ撫で、胴部は縦位のヘラ撫でとなっており、刷毛目の幅は1.5cmほどである。

No.10) 口縁が開く平縁の甕形で、長い胴部をもち底部は外反する。器形の3分の2程度が残存し、色調は内外面ともに茶褐色を呈し、器高29.2cm、口径約21.0cm、底径約7.6cm、器厚0.8cmを測り、胎土には小石粒子をほとんど含まない。頸部には浅い沈線で区画するように僅かな段を有し、整形は外面において口縁部上部で横位の撫で、口縁部から胴部にかけて部分的に縦位の刷毛目で、全体としてヘラ磨きである。内面は全体的に横位のヘラ撫で、部分的に刷毛目が見られる。底面には製作時に敷いた笹の葉脈痕が見られる。

報告書での土器分類によれば、第Ⅱ群1類（No.1・2・4～6）は高さ、口径に比べて安定した底部をもつ。鉢形は頸部と胴部の境にくびれがあり、口縁は外反の傾向をもつもの。2類（No.8～10）は平縁の壺形を呈し、底部がくびれて外に張り出しているが小さく不安定である。頸部と胴部の境に段をもち、口縁にかけての頸部の立ち上がりは直線的で幅広であり口縁が急には外反するもの。3類（No.7）は頸部と胴部の境を一条の沈線が巡り、段のくびれを明確化しているものとしている。

色調は暗褐色または茶褐色を呈し、胎土には小石粒子を含むものとほとんど含まないものがあり、前者は砂質凝灰岩粗粒を多く粘土に混ぜたものである。製作として1～1.5cmほどの粘土紐の巻上げであるが、器厚が0.5～0.8cmと薄いことから、時間を置きながら成形したものである。整形はかなり乾燥してから器全体の内外面を刷毛目状工具の使用により整え、二次整形としてヘラ磨きや撫でを施し、口縁部は横撫でとなっている。いずれの土器も色調、胎土、整形において類似していることからこの地で製作された土器と思える（注3）。1類の壺形については、口縁が開き頸部に沈線を一周させ底部が外反し、整形に刷毛目を施すなど、土師器の影響を色濃く受けている。また伴出した注口土器は後北式の形態をそのまま踏襲しているものである。2・3類の土器については、頸部に沈線を巡らす点で共通しており、形態・整形において類似性を指摘できる。

III まとめ

1～3類の土器については、墓坑形態の類似、器形と整形の共通性などから同一時期に使用されていた可能性があり、天内山土器群として把握できるものと思われる。

類例として1類土器の壺形は函館市湯川土師（注4）・北斗市矢不来3遺跡（注5）の土師器、2・3類土器は八雲町オクツナイ2（注6）、白老町アヨロ（注7）、札幌市K135（注8）、小樽市蘭島（注9）、江別市萩ヶ岡遺跡（注10）、広尾町出土の土器（注11）などが知られる。

町内において天内山土器群の前段階として大川遺跡道々地点P-202出土の土器（注12）がある。深鉢・注口土器は後北式の形態や底部を踏襲しているが文様は帶縄文を櫛状工具で表現している。また丸底土師器の坏が伴っており、底部に沈線によるX印が施されている。フゴッペ洞窟前庭部の発掘調査（注13）からも突瘤文・円形刺突文土器とともに丸底土師器で内黒の坏が出土している。このような遺跡とフゴッペ洞窟内での層位的遺物の出土（注14）を加味した場合、町内での大まかな変遷は大川遺跡道々地点P-202→北大I・II式→フゴッペ洞窟前庭部の突瘤文・刺突文土器→天内山土器群→有段口縁・横走沈線を有する土器と考えられる（注15）。

さて、この2・3類の土器型式については北大III式（注16）、十勝茂寄式（注17）、プレ擦文式（注18）、天内山グループ（注19）と称されており、この時期になると太刀、刀子、鉄鎌、鉄斧などの鉄器が副葬されるようになる（注20）。こうした例は西島松5遺跡の墓坑群（注21）でも知ることができる。

この6世紀後半～7世紀代になると縄文に対するこだわりも消え、石器の製作も無くなり本州の土師器文化との交易によって生活様式までも大きく変容しており、擦文文化として認識すべきと考えている。天内山土器群2・3類は北大式の特徴である突瘤文の名残を刺突文として保有しつつ、朝顔形に開く口縁をもち頸部に有段をもつこと、底部の外反、刷毛目による器面整形などの新しい要素が加わっていることから擦文土器と把握したいと思う。

この初期擦文土器については東北地方の土師器編年との対比（注22）や墓坑形態と副葬品（注23）などからも研究されているが、基盤となる後北式文化についての生活様式など解明すべき点が多く、今後の課題としたい。

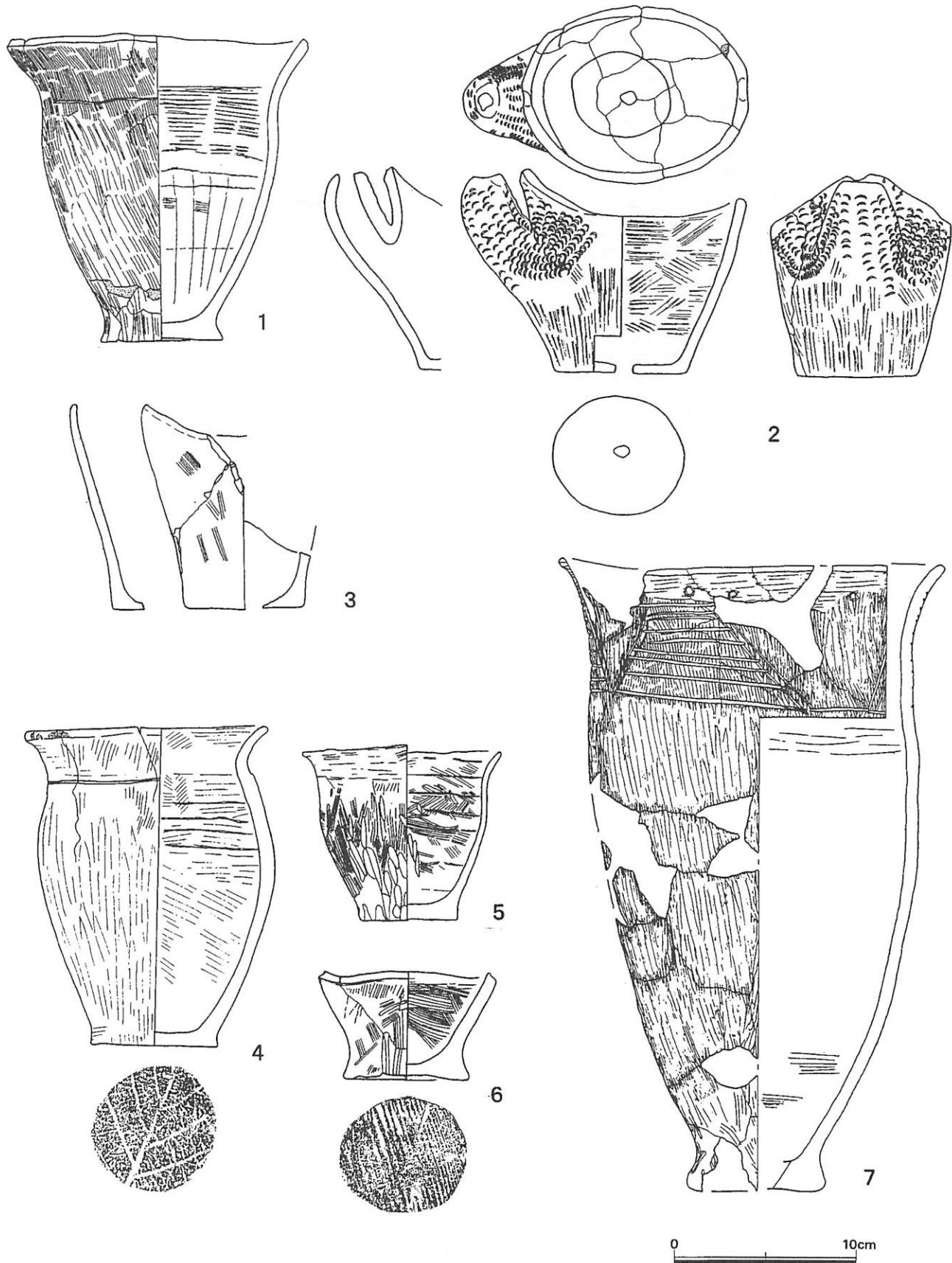
〈注〉

- 1) 余市町教育委員会 1971『天内山』
- 2) 乾 芳宏 2002「天内山遺跡出土の続縄文土器について」『余市水産博物館研究報告』第5号
- 3) こうした整形はかなりの乾燥が進んでいることから、縄文の施文は困難であり、すでに縄文施文に対する意識は消失したものといえる。
- 4) 石附喜三男 1974「晩期Iの土師式土器 北海道」『土師式土器集成』

- 5) 上磯町教育委員会 1990『矢不來3遺跡』
- 6) 八雲町教育委員会 2004『オクツナイ2遺跡』
- 7) 白老町教育委員会 1980『アヨロ～恵山文化の墓』
- 8) 札幌市教育委員会 1987「K135遺跡」『K135・4丁目地点・5丁目地点』
- 9) a 小樽市教育委員会 1992『蘭島遺跡D地点』
b 大島秀俊 1988「北大～擦文式土器における整形手法について」『北海道考古学』24
- 10) 江別市教育委員会 1982「江別神社」『萩ヶ岡遺跡』
- 11) a 杉山寿栄男編 1928『日本原始工芸』
b 扉川会編 1933『北海道原始文化要覧』
c 市立函館博物館 1994『市立函館博物館蔵品目録7～考古資料篇』
十勝茂寄出土の土器は、大沼忠春氏の教示によれば文献aが初出とのことであり、市立函館博物館の蔵品目録には「明治7年採集 広尾村広尾」と記している。
- 12) 余市町教育委員会 2004「大川遺跡道々地点」『2003年度 大川遺跡』
- 13) 余市町教育委員会 2004「史跡整備にかかるフゴッペ洞窟周辺の発掘調査報告」『国指定史跡フゴッペ洞窟保存調査事業報告書』
2002年度の発掘事例では北大II式後半と北大III式土器が一部重複している可能性がある。
- 14) フゴッペ洞窟調査団編 1970『フゴッペ洞窟』
報告分類の6類c～7類の出土状況が特に注意されるところである。
- 15) 平成18年7月に開催された古代東北北海道研究会において大川遺跡の坏は南小泉式（5世紀後半）、フゴッペ洞窟前庭部出土の坏は住社式（6世紀）に相当する可能性があるとの教示を得た。
- 16) a 森田知忠 1967「北海道の続縄文文化」『古代文化』19-2
b 斎藤 勝 1967「擦文文化初頭の問題」『古代文化』19-5
本稿での北大式の3型式は斎藤氏の編年を使用している。
- 17) 大沼忠春 1996「北海道の古代社会と文化」『古代蝦夷の世界と交流』
- 18) 菊地徹夫 1970「擦文土器の形態分類と編年についての一考察」『物質文化』15
- 19) 田才雅彦 1983「北大式土器」『北奥古代文化』14
- 20) a 野村 崇・瀧瀬芳之 1990「北海道余市町フゴッペ洞窟前庭部出土の鉄製武器」『古代文化』42-10
墓坑から7世紀後半の円頭・方頭の大刀、刀子、鉄鎌が出土している。
b 余市町教育委員会 2000『大川遺跡における考古学的調査』II
GP-41では直刀と刀子、GP-50では青銅製の垂飾具が出土している。
- 21) a 北海道埋蔵文化センター 2003『恵庭市西島松5遺跡』
b 笹田朋孝 2004「金属器文化の普及」『新北海道の古代～擦文・アイヌ文化』
- 22) a 横山英介 1984「北海道におけるロクロ使用以前の土師器」『考古学雑誌』70-1
b 同上 1996「擦文時代の開始年代修正について」『考古学ジャーナル』290
c 高橋信雄 1982「東北地方北部の土師器と古代北海道系土器の対比」『北奥古代文化』13
d 宇部 則保 2002「東北北部型土師器に見る地域性」『海と考古学のロマン』
この中で天内山遺跡II群土器の実測を掲載し、東北北部型土師器との関係について言及している。
- e 鈴木琢也 2004「擦文文化のフゴッペ洞窟」『国指定史跡フゴッペ洞窟保存調査事業報告書』
- 23) a 鈴木 信 1999「北大式期以降の墓制について」『海峡と北の考古学』日本考古学協会1999年度釧路大会
北大式の上位概念として円形刺突文土器群を設定している。
b 田才雅彦 1993「続縄文時代後北期から擦文時代初頭の土壙墓について」『21世紀への考古学』

〈参考文献〉

- 石附喜三男 1980「擦文式土器の編年的研究」『北海道の研究』II
同上 1968「擦文式土器の初現の形態に関する研究」『札幌大学紀要 教養部論集』
宇田川 洋 1980「擦文文化」『北海道考古学講座』
大沼忠春編 2004『考古資料大観～続縄文・オホーツク・擦文』
白鳥良一・古川一明 1991「東・北」『古墳時代の研究』6
千代 肇 1984「続縄文文化の生活様式」『考古学ライブラリー』29
林 謙作編 1986「発掘が語る日本史～北海道・東北編」
横山英介 1990「擦文文化」『考古学ライブラリー』59

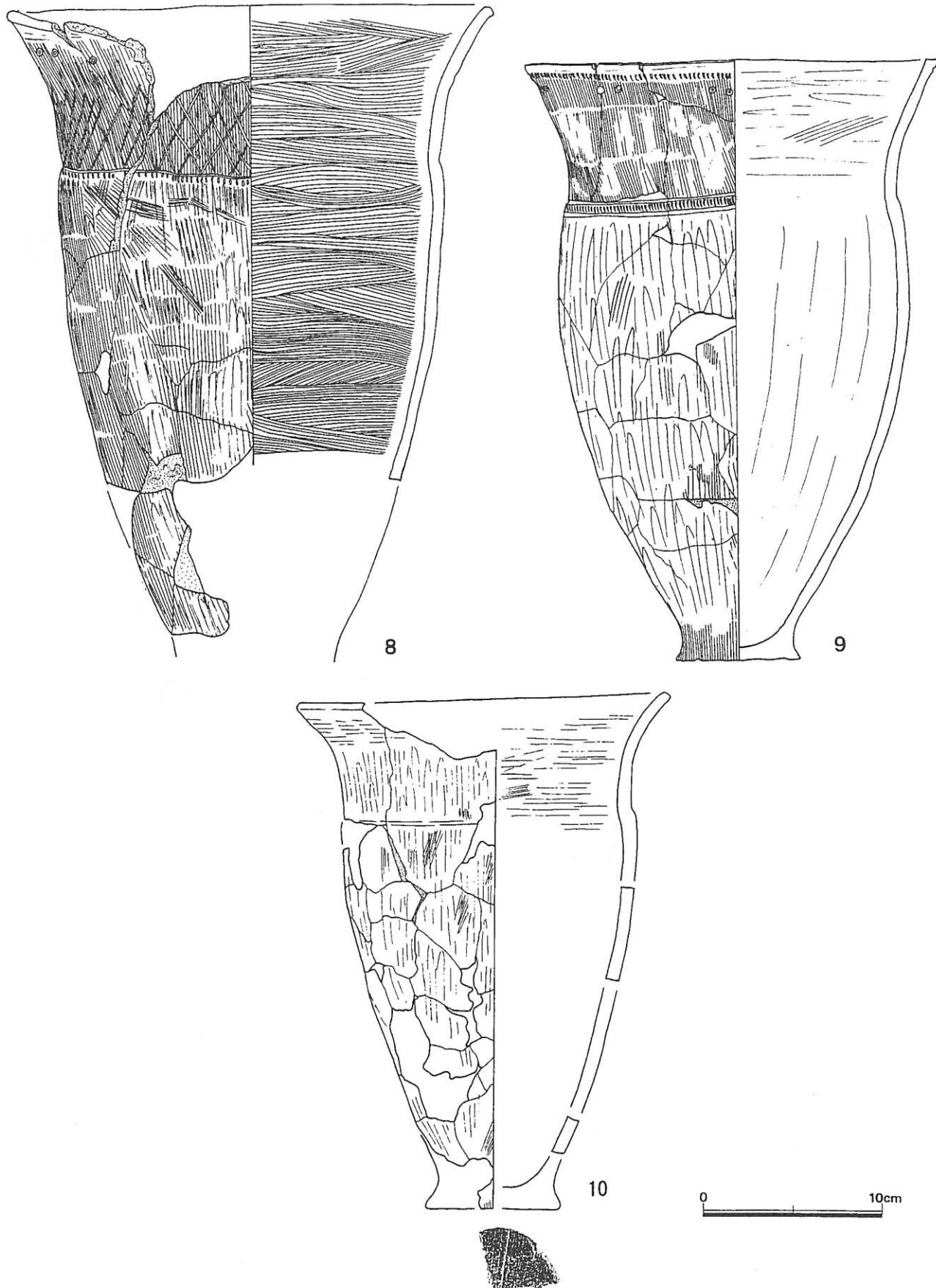


1号墳墓 (No. 1～3)

3号墳墓 (No. 7)

7号墳墓 (No. 4～6)

第1図 天内山遺跡C区出土の土器



遺構外出土 (No. 8 ~10)

第2図 天内山遺跡C区出土の土器

地名「ヨイチ」の語源について

佐藤 利雄

北海道余市町大川町（日本民俗学会会員）

はじめに

手元にある地名辞典（『コンサイス地名辞典（日本編）』）で「余市」の項を引いて見た。そこには《北海道西部、後志支庁の郡、町名など。地名はアイヌ語「イオチ」（ヘビのいるところ）に由来。》と出ている。横道にそれるが、この説明の中の〈後志支庁の郡一〉との記述は誤りである。後志支庁は北海道の出先機関の庁の名称であるから、正しくは〈後志支庁管内〉とすべきであろう。最近の北海道地名に関する本の中に、この記述を踏襲するものが多いので、念のため一言付け加えるものである。

また、古くから権威があるとされている吉田東伍博士の『大日本地名辞書』の当該項には、〈一永田氏曰、イオチ（Iochi）蛇多く居る処の義〉として、永田氏の著書『北海道蝦夷語地名解』の説くところを載せている。

北海道の地名は、和人が渡って来てからのものを除けばその殆どがアイヌ語によるものである。近時、地名の研究がブームのようになり、それに関する著作も多い。これらの中で、「ヨイチ」は、アイヌ語の“蛇多くいるところ”の意味から来ているものとしている。この“蛇多くいる処”説が、地名「ヨイチ」の語源としては通説のようになっている。

現に余市町公刊の町勢要覧、観光案内パンフレットなどに類するものは、この“蛇”説を語源として採用している。

しかし、筆者はこの“蛇多くいる処”とする説には疑問をもち、またこれが定説化することに危惧を抱くものである。

「ヨイチ」の語源について、古くは松浦武四郎の蝦夷關係日誌、また英人ジョン・バチェラーの『アイヌ語地名』などでも説明されている。しかし、現在この両者の語源説を引用または採用して

いる地名解は、見当らないようである。

筆者はここで、今まで知られている数説の「ヨイチ」語源説について従来の先入観にとらわれず、これら諸説の因るところを考察し論究して見ようとするのである。

I 諸説の紹介

（一）北海道蝦夷語地名解について

『北海道蝦夷語地名解』（以下「永田地名解」とする。）の余市郡の項には、《余市郡「イオチ」（Iochi）ナリ蛇多ク居ル処ノ義、往時余市川筋蛇多シ故ニ名ク、十勝国中川郡「トシュペツ」（蛇川ノ義）支流ニ「イオナイ」（Iochi）アリ蛇川ノ義、北見紋別郡ニ「イオチコタン」（Iochikotan）アリ和人「ユーチ」（Yuchi）ト訛ル蛇村ノ義ナリ以テ証トスベシ余市村ノ「アイヌ」忌ミテ実ヲ語ラズト雖モ他部落ノ「アイヌ」ハ蛇処ト云フヲ知ルナリ旧地名解「イウオチ」ニシテ温泉アル義ト説キタルハ非ナリ》とある。

この説によると、ヨイチの語源は「イオチ」にして、余市川筋に蛇が多く棲んでいたことから来ているものであるという。その解釈はイ・それ（蛇）が、オ・群在（うようよ）している、チ・処（川筋）だというのである。これが、〈蛇の多い処〉とされているところの根拠である（以下「蛇群棲説」とする）。

なお、この場合母音のイが子音のヨに転訛し、次の母音オがイに入れ替わって「ヨイチ」となったものであるというのである。

（二）バチェラーの地名考について

英人ジョン・バチェラーの『アイヌ語地名考』では「ヨイチ Yochi は日本人の発音で、イヨチコタン Iyichi-kotan がアイヌ語である」としている。その訳は、「眩暈させる」又は「攪乱させる」場所

から来ているとするものである。(以下「精神的起因説」とする)

言語的な解明がなく、語義だけの記述であるのが識者をして信ぴよう性を疑わせしめるところなのであろう。しかし、この説をとる研究者もいる。滋賀大学所蔵の『アイヌ語研究』の著者近松文三郎である。氏は、(よいちこたん)「眩暈スル又ハ惑乱スル処」とする説を探っている。

(三) 松浦武四郎の地名解について

松浦武四郎の数多い著述の中で、地名に関するものは主として紀行文や日誌の類に属するものである。「ヨイチ」の語源についてもこれらの中で多く述べられているのである。

その1、2例を挙げると、《此処をヨイチと云ニ附而、此島中寅卯の風をヨイチと云也。其は如何ニと尋シニ、此上ヨイチの谷地より出し風は寅卯の方より出るよし也。其ニ此島皆ヨイチと云風寅卯をさして云也。》と。また《ヨイチ運上屋。此処を下ヨイチ運上屋云。然れどもヨイチは此川の有る沢の中にして、当所はモイレが地名なるべし。》またヨイチ川(略)上は沢目ひろし。《此沢より吹出し風をヨイチと云。此地風の方言に巳午の出すをヨイチと云なるかと思はる。》としている。また他の日誌には《ヨイチ(略)名義はイウヲチなり。イウとは温泉の事、ヲチはある。此水源に温泉有故号る也。其地所は川の事也。》と記載されている。

松浦武四郎が伝える語源説は「特定な風の呼び名」から来たとするもの(以下「風の呼称説」とする)と、「温泉のある処」から來たとするもの(以下「温泉源説」とする)との二説があるわけである。いずれも、道案内をつとめたアイヌや古老アイヌからの聞き取りによったものである。

(四) 余市町発行の刊行物及び余市郷土誌の記述について

大正十四年刊『町勢一班』には《本町ノ基源ニ就イテハ憑ルベキ考証ナキモ余市町ノ地名タル往古アイヌ語「イヲチ」ト稱シ》とある。また、その後刊行された『余市郷土誌』では、《ヨイチ川(元名イオチニシテ蛇多ク居ル処ノ義)》とする説を載せ、その依拠を天明年間の『西蝦夷行程記』に求めている。

その後の町勢要覧や観光パンフレットなどでは、地名の語源や語意について書いているもの、全然これらについて触れていないものなどがあるが、これについて載せているものの殆どは「蛇群棲説」に依っていて、この説が通説となっているのかの如く通用しているのが、現状である。

たまたま昭和34年刊行の町勢要覧に、《ヨイチの語源は、アイヌの文学ユーカラによると、イヨティーンと発音されており、蛇の多いところとか、蛇のいる川という意味をもっております》と書かれるに及んで、「蛇群棲説」はともかくとして、ここに新たに「ユーカラ」を根拠とする「イヨティーン」の地名が生み出されることになった。以来、余市町の刊行物や観光団体のパンフレット等には、このユーカラ由来による、ヨイチはイヨティーンが訛ってなったものであるとの説明で「蛇群棲説」を記載している。

II 諸説についての考察

(一)『永田地名解』について

永田地名解が「ヨイチ」を“蛇が多く居る処”的傍証として、中川郡の「トシュペッ」支流の「イオナイ」、または紋別の「イオチコタン」をあげているが、言葉の類似性や語呂がにているだけで、同義同意とすることができるものであろうか。まして同じアイヌ語と言っても千島系に属するもの、旧樺太系に属するもの、また東蝦夷地、西蝦夷地におけるそれぞれの方言なども、考慮に入れなければならないものではないだろうか。

後志国高島郡の色内(現小樽市色内)を《(Iru-o-nai) イルオナイ、熊路ノ沢、色内町ノ原名、北見国ノトロ湖ニ「イルオナイ」アリ義同ジ、和人「イロナイ」ト訛ル。松浦地図「エルモナイ」ニ誤ル》と記している。これはイ(それ)・ル(路)・オ(群在)・ナイ(沢)となる。ここノイ(それ)は熊であるとするから、直訳するとその意は「熊の足跡の多い路のある沢」となるようである。永田が誤と排除している松浦地図の「エルモナイ」とは、松浦武四郎の『東西蝦夷山川地理取調図』とそれに載っている色内のアイヌ語地名のことである。武四郎はエルモナイ説を探っている。

アイヌも生活の中でのタブーには固有名詞を用

いない。恐ろしいもの、貴いものを口にすることをはばかって、単にイ（それ）といったものだと云う。地名に出てくる場合のイの多くは、蛇・熊・菱の実・楓の皮などであるようだ。地名解には魚と解している場合もある。このような考え方からすれば、イオチのイ（それ）が蛇で、イルオナイのイ（それ）が熊だと云うのは、どう云うことから来ているのだろうか。蛇でないかも、熊でないかも知れない。又他のもの（現象でも）である可能性も否めないのでないだろうか。

ここの説では、他地域の類似地名をあげ、その語義などから同系同義のものとしているが、そんな単純な解釈だけでよいものなのか、疑問の湧くところである。筆者は、ここでいわれている「もの」（動植物）の外にも、天然自然の現象や民族同士の習俗に係わる部分の中でのタブーに属するものも、イ（それ）と云わしめていたのではないかと、詮索しているものである。ヨイチの地名を“蛇が多く居る処”とするにはなお研究の余地があるようと思われる。

（二）バチェラー『アイヌ地名考』について

ジョン・バチェラーは地名全体の意味だけを説明していて、「イヨチュコタン」を日本人が「ヨイチ（コタン）」と発音したのだとしている。説明が乏しく、説明力に欠けている。ここでは、「イヨチ」のイとヨが和人の発音上の問題で入れ替り、語頭のイからヨに変わっただけのものとしているのである。

ここで問題とするのは「イヨチコタン」の意味である。その意味として“眩暈させる又攪乱させる場所”としているところである。具体的にいうと、イヨチコタンは「目がくらんで頭がくらくらしたり、気持ちをかき乱させる処」である、というのである。

バチェラーの言語的説明の不備はとも角として、この精神的影響を含む意味には、地名の持つ重要な要素が隠されているように感じられているのである。「永田地名解」では、その語源を蛇（動物＝自然）に因るとしているが、バチェラーのそれは、人間として受けた精神的影響（目がくらみ・頭がくらくらし・気持ちが搔き乱れる、習俗＝人為）から出ているものと見ることは出来ないだろうか。イヨチコタンの「イ」も内容は違うが、矢張りタ

ブーとしての「それ」であるようには考えられなくもない。アイヌ語を言葉として採取する時に、それを聞き取る人によってニュアンスの相違も起り得ることである。まして英人と和人であれば、それによる表記に「イオチ」「イヨチ」の違いが出ても、不思議ではない筈である。

（三）松浦武四郎の語源説について イ、風の方言によるとするもの

松浦武四郎が伝える二種の語源説はそれぞれに類似性をもたない異質のものである。

その一つは「特定な方向より吹いて来る」風の名を由来とするものである。ただし、これには資料によって風向きに相違が見られる。前にも引用したが《一此島ヨイチと云風寅卯をさして云也》。また《此地風の方言に巳午の出すをヨイチと云なるかと思はる》，としていることである。

前者の寅卯（とらう＝東北東）の風は、現地形では忍路方面から吹いて時田山と共同墓地のある山（通称墓場山）に抜ける風になり、後者の巳午（みうま＝南々東）の風は登町の奥からシリパ岬に向って吹く風である。

当地では、寅卯の風はシモ風に属し、沖合より吹いてくるので沖風といい、また石狩ものといわれている。また巳午の風は沖に向って吹くことになり、出し風と呼ばれている。

引用文にある「此島（このしま）」とは、現代的には北海道のことになるが、当時としては松前地方（和人地域）を指すことになり、また「此地（このち）」とはヨイチ地域のことである。

風は地形上の関係などから、その地方によっては風向が同じでも呼び方に違いのあることは、よく知られているところである。

松前地方では寅卯の風をヨイチという也。と断言しながら、此地（ヨイチ）の場合には「方言に一云なるかと思わる」と、明言を避けている。この辺に風の呼び名の地方差異を、うかがい知ることができるものである。

ただここに共通している要素は、このいずれの風にしても、ヨイチ川筋又はその沢地が風の通り道であるということと、この風が「出し風」であるということである。

記述には《此沢より吹出し風を》《巳午の出すを》とあるが、これはいずれも「この沢（ヨイチ

川筋のこと) より吹く出し風」の意、と解してよいのではないかと考えられよう。

出し風が漁師に嫌われた事には色々な理由があるが、漁法が幼稚で舟も小さい時代には、操業中や運搬中に舟が沖合に流されるおそれは常にある。安政年間に下ヨイチ運上家の前浜から沖に流れされ行方不明になった荷舟が、翌日石狩の浜益海岸に漂着した事例もある。また鮭鱈の遡上や鰈の接岸にも大きな影響を及ぼしたであろうことも、考えられることであろう。

松前方言に残っている「ヨイチ」という風は、一体どんな性質のものであったのであろうか。松前地方を旅行した当時の民俗学者菅江真澄の『えぞのてぶり』によれば、《くだりというふ風が南西方から吹いて空は晴れたが、川波が高いので往来がとまっている。…小さい舟で釣をしている老人のもとに近づいて乗せてもらったが、磯山おろしの風がはげしく吹き、舟がゆれて、寒いので帰つて来た。こうしてきょうも暮れた。「よいちになつたので明日は雨がふり海も荒れよう。釣することはできない」と言う。ひるじゅうはないでいて夜にはいって風が立つてくる天候を、よいちというのである》と説明している。

現代の気象学では簡単に説明のつく気象状況なのであろうが、その昔から多くの犠牲を払ったであろう生活体験が知らせるこの気象現象を、天候が生活の中に深くかかわりをもっていた時代には、魔性をもった風にでもたとえられ、恐れられていたのかも知れない。

「ヨイチ」とはどんな意味なのであろうか。語尾の「チ」は、シセチテなどと共に風の古語として考えられるが、「ヨ」「イ」にはどんな意味があるのであろうか。風の呪術的な表現とする語であるとすれば、この風に関する語源説は和人の思想の移入によって創られたものなのであろうか。ちなみにアイヌ語での風は「レラ」である。

口、水源に温泉をもっている処とする説

武四郎が伝えているもう一つの語源説は、アイヌ語の「イウヲチ」からするものである。この説は、永田地名解で《旧地名解「イウオチ」ニシテ温泉アル義ト説キタルハ非ナリ》と斥けられたものである。しかし、武四郎の地名解の多くは道案

内のアイヌや、知己を得たアイヌから教えられたものに拠っており、武四郎が独自の見解で述べているものは少ないので、一概に「温泉アル義ト説キタルハ非ナリ」とすることは、少し独断に過ぎるのでないだろうか。

武四郎は「イウ」が温泉で、「チチ」は「ある」と云う事だとしている。温泉は普通には「ユ」又は「ユウ」と表記されているので、イウが温泉だとすれば「ユウ・オチ」となり、アイヌ語の発音の綴りにすれば Yu・o・chi となる。その構成は Yu・ot・i となり、語源的には温泉 (YU) 一ぱいある (Ot オ) 処 (i イ) となるのである。

武四郎がヨイチ川の岸辺で、道案内のアイヌにヨイチという地名について質したのに対して、「この川のずっと奥の水源に温泉が一ぱい湧いている処がある。それで、この川のことをユウヲチといっている」のだと話したのであろう。理屈からいうと「温泉を一ぱいもっている川」となるべきで、川のアイヌ語「ペツ」か「ナイ」による表現があつてもよいと思われるが、ここでは一温泉の一ぱいある（持っている）川一が省略され、その川のある「処」となつたものであろう。

ヨイチ川の水源地帯といえば、当然現赤井川村地域のことである。赤井川の語源はアイヌ語の「フレ（赤い）ペツ（川）」である。

余市川上流左岸には、今は閉山しているが二箇所の金属鉱山がある。その昔、この鉱山地帯より流出する鉄分などを含んだ水で河床が染まり、それが赤い川と映り、フレ・ペツと呼ばれることがなつたものであろう。

赤井川村はカルデラ（火山盆地）に発達した村落で、今でも村内数箇所に温泉の湧出が見られ、現にこの温泉を利用した福祉施設も運営されている。カルデラといわれる地形地層であれば「温泉が一ぱい」であつても不思議ではなく、当時はもっと数が多く熱量や湯量も豊富なものであったのであろう。

武四郎の「此水源に温泉有故名号（なづく）る也」とせる根拠は、至極実証的といわれてよいのである。

なお、ヨイチという地名の場所について、武四郎の『西蝦夷日誌』では一ハルトルモエレーヨ^(イ)エチーヨ^(イ)エチベツーの順に地名が記載されて、

モイレとヨイチベツ（川）の間にヨイチが置かれている。この場所はヨイチ川河口附近に当り、ここが元もとヨイチであったようである。

(四) 「ユーカラ」由来说について

古い町勢要覧の「イオチ」又は「イイオチ」については、先の永田地名解と同系のものと考えられるので、既に述べたところによる。

ここではユーカラの中の記述の「イヨティーン」によるとする論拠について述べることにする。

文字を持たないアイヌにはその民族の歴史を語る、数多くの口承伝記があり、その中の叙事詩の一つにユーカラがある。普通ユーカラとはユーカラ（詞曲）の中の一つ「英雄詞曲」をいっている。他にカムイ・ユーカラ（神謡）やマツ・ユーカラ（婦女詞曲）などもある。ユーカラは部族や地域によって、その内容に差異が見られるようである。

ヨイチ地名の語源の根拠とされているのは金成まつ筆録、金田一京助訳注『アイヌ叙事詩ユーカラ集VI』（三省堂刊）に収められている「余市姫」(IYOCHEUNMAT) の物語りである。

この引用者は、このユーカラの中に「イヨティーン」の発音のあることを指しているが、この叙事詩前篇の何処にもイヨティーンと表記をしている字句は見当たらない。

この物語の中で頻りに出てくる、ヨイチの地名に關係すると思われる次の表記である。

イ, IYOCHI UN MAT (イヨチ・ウンマツ)

ロ, IYOCHI UN KUR (イヨチ・ウンクル)

ハ, IYOCHI cotan (イヨチ・コタン)

イは表題と同じで余市姫、ロは余市彦、ハは余市村と訳されている。ここでは何れも「イヨチ」と訳記されており、どう考えても「イヨティーン」の発音を引き出すことは出来ない。なおここで「ウン・マツ」を姫、「ウン・クル」を彦の訳には少しく疑問をもつものである。姫とか彦とかは著しく日本的な発想によるもので、アイヌ共同社会にはそぐわないような気がするのである。

「ウン・クル」はウン（附属、従う）クル（者）で「そこに居住する者」の意である。（山本多助著『アイヌ語小辞典』）イヨチ・ウン・クルはヨイチの住人（男）と訳されるものであろうし、イヨチ・ウン・マツ（マツは女性・婦・妻など）はヨイチの女性となるわけであろう。

いずれにしても、このユーカラにはイヨティーンと発音される箇所は見当たらない。

『アイヌ語にはティ(ti)の音がなく、その形のときはチ(chi)と発音される。』（山田秀三著『東北と北海道のアイヌ語地名考』）ので、イヨティーンではアイヌ語にならないのである。

なお、このユーカラには、イヨチの地名についても「蛇の多い処とか蛇のいる川という」ことについて語られている箇所はない。ただ、訳注者（金田一京助）は解題の冒頭に次のように記している。「小樽の西側にあるイヨチ（村名）、今訛って余市と呼ばれている所は、ユーカラではヒーロー居住のシヌタブカの郷と並ぶやかましい郷で、今でも余市城跡があり、蛇の多いことで知られ、余市彦の無数の太刀、刀が化したものと畏れられている。一」と。

ユーカラ由来说の根拠は、結局はこの解題の一節にあったわけである。

「刀が蛇に化す」伝記や物語は、世界的に共通な要素であるので、ユーカラの構成となっても問題はないのである。ただこの解題が、ヨイチコタンの様相について、「今でも余市城跡があり」「蛇の多いことで知られ」「余市彦の無数の太刀、刀が化したものと畏れられている。」処としている前提に、問題を感じるのである。

余市城跡はチャシ跡（チャシコツ）のことであり、現実的には天内山遺跡のチャシ跡が比定されてよいよう思うのであるが、蛇の多いことと太刀の蛇化身については、どのような採取によったものか論拠の欲しいところである。

とにかく、ユーカラ由来说そのものは、既に述べた「蛇説」を恣意的に解釈し、ユーカラという新しい媒体で権威づけしたものに過ぎないものといわれよう。

III 推論

伝えられている、「ヨイチ地名の語源」についてそれを紹介し、それについての考察を試みたのであるが、ユーカラ説を除く4つの主張は一応次のように整理されてよいように思われる。

(イ) 蛇多く居る処（蛇群棲説）

(ロ) 眩暈させる又は攪乱させる処（精神的起因説）

(ハ) 川上に温泉のある処（温泉源説）

(二) 特異な風の吹く処(風の呼称説)

(注 右は筆者の独断による要約と仮称である。なおユーカラ説の内容は(イ)に含まれるものとする。)

この分類のうち、(イ)(ロ)(ハ)については、これまでの考察から推して、通説のごとくアイヌ語よりとされてよいものであろう。しかし(ニ)の風の呼称によるものについては日本語の古語との関係が引っかかり、アイヌ語よりとするのには少しく疑問をもつものである。しかしながらこれとても、「ヨイチもの」といわれる風が、「イオチ又はイイオチ」などを祖語とするものであったとすれば、これもアイヌ語による由來說となり得るものであろう。

こうして考えると、ヨイチという地名は、温泉源説を除いては、いずれも《それが、うようよ又は群生・している処》から来ているように思われるのである。

「イヨチ」の「イ」が「蛇」であったり、「目がくらんだり頭がくらくらするなものか」であったり或いは「風」でもあるとすれば、そのタブーには、アイヌ民族のタブーの時間的推移が反映している、とは考えられないものであろうか。

以上のことについて、バチェラーの地名考と永田地名解の共通性を検索し、松浦武四郎の「風説」についても、前二説との類似性について検討して見ようとするものである。

(一) バチェラー「地名考」と永田「地名解」の関連性について

「蛇が多くいる処」という意味の「それが」、アイヌ語のタブーから来ているものとして、そのタブーの対象が「蛇」であるとしていることには、それなりの根拠があるのであろう。しかし、そのタブーを蛇と限定せず、蛇以外に「それ」を探求することが出来ないものなのであろうか。

筆者はここで、このタブーは、地名考と地名解を対比検索することによって、今まで隠れていたものの何かが見付け得られるのではないか、と考えるのである。

バチェラーのいうイヨチの「イ」と永田の説く「イ・それ」とは、本来その語源は同根のものではないかと思われるからである。

「目がくらんで頭がくらくらしたり、気持ちを攪

乱させる場所」という意味を、「高い岬の崖から海を見下ろして目がくらむ場所=シリパ岬=である」とする説(一部地元研究者による)もあるが、日本海に面している海岸線には、この様な似た地形は他にもある。松浦武四郎の東西蝦夷地山川地理取調図のオショロ海岸やタカシマ海岸に、「シリハ」「シレハ」がのっている。シリパは固有名詞ではないのである。

シリパ岬の「イオチ」と呼ばれる場所であるならば、なんらかの形でその痕跡が残っていなければならぬが、それについての伝承も見当たらぬ。

では、この《眩暈させる・攪乱させる場所》というイヨチコタンは、一体どのように認識し、どう理解すべきものであろうか。

筆者は先に、この由來說を精神的起因説と名付けた。それはこの説が如何にも人間臭いと感じたからである。

アイヌ語地名の多くは、その地形によっているほか、衣食住などの生活とのかかわりの中から多く生まれている、といわれている。そうすると、この精神的起因説は、どのジャンルに入るのであろうか。筆者はこれを民俗文化そのものの中に求めようとするものである。

ヨイチにアイヌ民族が住み付く以前、この地にはどんな民族が住んでいたのであろう。

その初源は、考古学的には縄文式土器文化中期人(紀元前3,000~4,000年)に遡り、以後同後期・晚期、続縄文、擦文式土器文化と続き、その後をアイヌ文化としているが、アイヌ民族の北海道移動時代については、今なお問題とされているところである。

アイヌ民族が最初にヨイチに足を踏み入れようとした頃、この地には未だ彼等が接したことのない異種民族か、同種異俗の民族が生活圏を形成していたのではなかっただろうか。

かい間見る異民族の習俗や文化の違いが、新入者のアイヌ民族には、時を経るに従い異様なものに映っていたのではなかっただろうか。

アイヌの宗教観念はアニミズム(精霊崇拜)で、その宗教的儀式はおごそかなものであるという。

「物送り」儀式の代表的なものとして広く知られている「イオマンテ」にしても、婦女子によって

行われる輪舞（リムセまたはウポポ）にしても、終始厳肅なものといわれる。

北方民族に多いシャマニズムは、シャーマン（巫者）が踊りや歌や呪文などを繰り返し、太鼓・鈴・弓などを用いて神がかり状態になって神意を告げるものという。

シャーマンの託宣によっては集団陶酔状態を起こすことも、時にはあったのではなかろうか。

当時のこの地域を生活圏としていた先住者達は、このシャマニズムの宗教観をもっていたのではないかただろうか。

アイヌ民族も、後にはシャマニズムを取り入れてゆくが、その背景はあくまでもアニミズムの宗教観であるといわれている。

フゴッペ洞窟の壁面彫刻、西崎山ストーン・サークルなどの遺構は、この地に住んでいたであろう諸先住民族の存在を証明するものであろう。

また、アイヌ民族が語り継ぐコロポックル（コルポクウンクル・kor・pok・un・kur—ふきの下に住む者）の伝説は、どこの国にも残っている小びとや巨人伝説の類型であるが、一夜にして消えてしまったという伝承は、民族間におけるなにかを投影しているようにも思われる所以である。

この先住民族と、それぞれの習俗文化を守りつつ、この川（余市川）の流域を中心として共存することになったアイヌ民族が、そのショッキングな習俗の先住者の存在をタブー視し、他地域に住みつつある同族には「それ（先住異民族）が大ぜい住んでいる処」として伝えたのではないだろうか。

また、この民族のシャーマンが「蛇憑き」であったとは考えられないだろうか。

「アイヌでは、大蛇は何百年かの間、人間の目に触れないでいると、えらい神に成れるという信仰がある。だから若し誤って人の眼に触れたときには、それを見た人が見たことを秘密にして居て貰いたがっていると信じている。見た人が一生誰にもその事を言わずにいればその人に憑いて福運を授けるがつい口を滑らして誰かに話したが最期、祟りはその全部落を襲うて、大水が出るとかその他いろいろの災害が起こるというので、アイヌでは何かの機会に蛇を見ることがあっても、それを口外せぬ風習になっている。」（「アイヌ文化志」金田一京助選集Ⅱ）という。

蛇憑きシャーマンをもつ民族を（それ）が大ぜい住んでいる場所、とはならないものだろうか。

「余市村ノアイヌ忌ミテ実ヲ語ラズト雖ドモ他ノ部落ノアイヌハ蛇處ト云フヲ知ルナリ」とは、この辺の事情を秘めているようにも考えられるのである。

バチェラーの説く語義は、アイヌの心理的反応であり、永田のそれは、タブーを他部族をして言わしめたことに因るものではないかとも推測されるものである。

伝承者の受け継ぐ過程、その地域性、また伝承採取の方法などが、この地名に関する由来を、あたかも異質のものの如く変えていったもの、と考えることも出来るのである。

（二）風の呼称説と温泉説について

「風」の方言呼称については、柳田国男も詳しく論じているが、いまだ多くの問題を残しているのである。

アイヌ民族には風の神（レラ・カムイ）の伝承もあるが、これは悪い風（の神）を鎮めたり、良い風（の神）が吹く（来る）こと願うなどの言葉の類であって、この中から地方に結び付く要素は見当たらない。

はるか昔の気象状況を、現今気象状況に当てはめることは適當ではないが、この地方の風の方向やその性質を知ることは、その昔の状況を推測する資料とすることは出来るであろう。

いま、昭和30年から同49年までの10年間に吹いた風の方位について調べて見たところ、一番多いのは南西、次いで南々西、西北、西南西の順位であった。

寅卯巳午に近い風としては北東と南東であるが、その頻度は他に比してはるかに少ないのである。

考えて見ると、この沢（ヨイチ川）の流域地帯に住む人々をして、その地域の地名として呼ばしめた風は、その発生の度合ではなく、そこに住む人々に恐怖を抱かせる影響のある、風の性質にあったのではないかと考えられるのである。

悪く恐ろしい風、それをタブーとしての「イ」は、そのこもる沢（ヨイチ川）を「イオチ」と呼んだようにも考えられる。

漁狩猟民族として、川や海をその生活基盤とするアイヌ民族と、海路航海や漁撈を生きる手段としていた当時の和人との間に、タブーとして呼称

した地名のイオチと、和人の指す風の呼び名のヨイチが、同じく「風」を語源とするところから、発音的に転訛し易い共通の呼び名に定着していくものではなかろうか。

温泉説については、先の考察の項において述べたことに尽きるが、前三節とは異なり、地形によるアイヌ語地名の本流をなすもののように考えられるのである。

以上論述して来たが、結論的にいうと、「ヨイチ」という地名の語源を、これが正しいと特定することは出来ないということである。既に述べたごとく、各説はそれぞれにその時代の人々の精神生活やものの考え方によって形成されたものであろうし、また色いろな民俗的事象の投影が秘められているようにも感じられるのである。

古代における土地の呼び名は、そこに住む人々にとって生活圏を形成する重要な要素の一つだったのであろう。それは生存に欠かせない漁狩猟の場所を知らせるものであったり、生命をおびやかす危険な処を示すものがあるからであり、また精霊の依り代やそのタブーもまた、地名の中に秘められているからなのである。

いまあえて、この地方の語源について何らかの評価をしなければならないとするならば、述べた

ところの各説はいずれもその語源を伝えるもの一つである、ということになるのである。

しかし、ここで若干の仮説を述べるとすれば、バチェラーの地名考を原初形とし、永田地名解がこれを投影しながら徐々に変化伝承されていったのではないかとするものである。

また松浦武四郎の温泉源説は、その水源地帯に旧石器時代文化（曲川遺跡）を有していることから推測して、前二説とは別系統ではあるが、相当古くから併行して伝承されて来たもののように考えられるのである。

風によるものについては、和人との接触の時代からとすることが、一応妥当なような気がするのである。

この小論で、定説に近かったものへの疑問にいどみ、無視されて来た数説に考察を加え、恣意的につくり出された由來說に注意を喚起するなど、その浅学非才をかえりみず考察を行った。数多くの的はずれがあるかもしれないが、北海道アイヌ語地名研究の盲点のどこかに触れているところがあれば、それを一つの課題として提起して、この稿を終わるものである。

(1986・9・30)

(以上は、北海道歴史研究会 「地名「ヨイチ」の語源について」『道歴研だより』第10号 昭和63年、北海道歴史研究会 「続・地名「ヨイチ」の語源について」『道歴研だより』第11号 昭和63年を転載したものです。一部、漢数字を算用数字表記に改めています。)

「開村記念碑」の余市町文化財指定について

小川 康和

北海道余市郡余市町入舟町 21 番地（余市水産博物館）

1. はじめに

余市町は周囲を山々に囲まれ、そこに源を発するヌッチ川、余市川、登川、畚部川の各河川は、果樹を中心とした農産物を生む肥沃な大地を育んだ後、余市湾へと注ぎ込み、豊富な海産物を我々にもたらす。このような恵まれた環境の下、この地には古くから人が住み続けており、先人の残した遺産として数多くの文化財が存在する。これらの文化財は、教育的活用のほか、研究材料や観光資源として保存・活用され、町内外の多くの人たちに注目されてきた。そこへ新たに「開村記念碑」が文化財として余市町の指定を受け、これにより国指定文化財 4 件、北海道指定文化財 2 件、余市町指定文化財 33 件（表 1）となった。そこで、今回の文化財指定への動きを略述し、石碑の概要や建立に至る歴史的経緯などを紹介したい。

2. 指定に至る動き

平成 18 年 7 月 20 日に余市郷土研究会より「開村記念碑」の文化財指定に係る趣意書が、同年 9 月 15 日には同碑を所有・管理する余市会津会より同意書が余市町教育委員会へ各自提出された。これを受け、同年 11 月 22 日、余市町教育委員会は余市町文化財専門委員会へ、同碑の余市町有形文化財の指定に係る諮問を行い、審議の結果、指定が適当であるとの回答を得、同年 12 月 21 日の余市町教育委員会第 12 回定期例会において、議案として提出され、承認・可決に至った。

3. 石碑の概要

名称 開村記念碑
所有者 余市会津会（代表 三宅 武氏）
所在地 余市町黒川町 7 丁目 78 番地 5
建立年 大正 9（1920）年
建立者 旧会津藩関係者（碑文裏下段にて後述）

大きさ 全高 4.98m（碑石 2.25m 台座 2.73m）

全幅 3.60m（碑石 1.20m）

全厚 3.60m（碑石 0.30m）

材質（碑石）安山岩

（台座）割石積み（コンクリート充填補強）

題字筆者 海軍大将男爵 出羽重遠

撰文・筆者 松田壽三郎

碑文（表、縦書）

開村記念碑

海軍大将男爵 出羽重遠筆

碑文（裏上段、縦書）（口は欠落し判読不能）

明治初年北海道ヲ兵部省ノ口營トナシ大ニ拓地
經營ノ拡張ヲ謀ラレ同二年□□旧会津藩士二百
餘戸同省ニ口シ尋テ開拓史□同三年ノ春之ヲ
余市郡ニ移シ帰農墾闢ニ從事セシメラル黒川・山田二
部落即チ是ナリ當時草創ノ際行通四塞巨木蔭林熊吼狐
兎ノ窮蹶ニ届シ榛口蘿口滿目荒涼タル境土タリ共
存自治ノ精神ト奉公不撓ノ至誠ニアラズンバ焉ソ克
ク守城ノ功課ヲ収ムルコトアランヤ宜ベナリ故黒田
長官ハ我ケ部落ニ志業永伝ノ四字ヲ寄セラル豈
又故ナシトセンヤ今茲ニ大正九年実ニ開村五十年ノ
佳辰ニ相值ウ有志相謀リ聊カ當時ノ梗概ヲ錄シ以テ
不朽ニ傳フト云爾

維時大正九年首秋 松田壽三郎謹識

碑文（裏下段、縦書）

建設者 川俣鉄平	青木 茂
石山亀次郎	上嶋西吾
石山重馬	田崎 操
岩田八四郎	田崎芳夫
板垣兼重	中野數馬
枝村熊千代	永岡長吉
長谷川源之助	永井鬼作
細谷伴助	大貫藤次郎
東 藏太	大竹 忠
	水野音吉
	佐藤武治
	三宅権八郎
	三宅 輔
	水野生馬
	水野恭助

富永信三	大嶋幾衛	百瀬葉千助
小栗富蔵	國井 未	百瀬葉英馬
小原俊三郎	黒河内辰巳	鈴木八十八
小野熊太郎	古沢武太郎	鈴木八之助
渡部 定	古川玉恵	鈴木 進
渡邊 緑	舟橋八太郎	鈴木常次郎
川俣友次郎	小松勇三郎	杉本 弘
川俣金之助	青木丑藏	大竹末忠
川俣 秀	青木丑吉	下川ナミ
		小沢辰次郎
		石工 柳沼春吉

4. 周辺の環境

住宅地に囲まれ、町道旧黒川・山田線に面して位置する。石碑に隣接してオンコが植樹され、「昭和五十九年六月吉日 福島県知事来町記念植樹 松平勇雄殿 旧会津藩子孫」と要旨を刻んだ石碑が建てられている。また、町道を挟んで約30m隔てた向かい側には、戊辰戦争の責任者として明治2(1869)年に処刑された会津藩家老の萱野権兵衛長修を偲び、旧藩士の子孫が昭和12年に建立した「殉節碑」が位置する。

町内にはこれら以外にも旧会津藩士入植に関わる数多くの資料が存在し、特に余市郡への移住が決まった会津藩士団が自らの固い決意を表し、血判を押して開拓史へ提出したものの副本と考えられる「御受書」は余市町指定文化財となっており(表1)、余市水産博物館に所蔵されている。

5. 歴史的経緯

慶応4(1868)年の鳥羽・伏見の戦いに始まる戊辰戦争は東北地方にまで拡大し、薩長からの会津追討命令に反発した東北30余藩から成る奥羽越列藩同盟が成立する。しかし討幕軍の総攻撃により、関係諸藩が次々と脱退・降伏する中、最後に残った会津藩であったが、激戦の末に降伏し、遂に廃藩に至った。敗残の会津藩士たちは「朝敵」や「逆賊」の汚名を着せられ、東京や越後高田等において捕虜のような謹慎生活を送ったが、翌明治2(1869)年には旧藩主松平家の家名再興が認められ、旧南部藩内に領地が与えられて斗南藩と称した。しかし、実態は会津藩そのものを辺境の地に追放したのに等しいものであった。

同年、新政府は蝦夷地の警備および開拓事業の推進のために開拓使を設置し、蝦夷地を北海道と改めた。また当時、兵部省の管轄下に置かれ、謹慎中の旧会津藩士の権太(サハリン)移住が計画され、旧藩士およびその家族合わせて200余戸、約700人が東京の品川を出港し小樽に上陸したのは同年9月であった。しかし到着後、権太から変更となった旧藩士団の移住先は決まらず、余市郡への入植の決定は翌明治3(1870)年11月を待たねばならなかつた。

明治4(1871)年4月より小樽から余市への移住が開始され、開拓使から割り当てられた「余市シュプント」(シュプントは川魚のウグイ、トーは湖や沼を表すアイヌ語)と呼ばれる余市川下流の区画もされていない未開地へと入植した。土地の中央を蛇行して流れる余市川の東側が川東村、西側が川西村と呼ばれていたが、その名は後になって、移住先決定の際に恩義がある開拓使長官黒田清隆と旧藩士団の中心人物宗川熊四郎茂友の苗字を併せて、川東村から黒川村へと、開拓使監事大山莊太郎と開拓使余市出張所々長吉田弘の苗字から、川西村から山田村へと各々改められたとされ、宗川が両村の戸長となつた。

兵部省を離れ、開拓使の管轄となしたことにより、旧会津藩士たちは士族から農民へと立場が変わり、刀を斧・鍬・鋤等の農具に持ち替えて、周囲からの「会津降伏人」の蔑視に耐えながら、開墾に励んだ。しかし、厳しい自然の中での重労働は想像以上に過酷で、成果も直ぐには表れない中、開拓使からの扶助期限が過ぎると、村を離れる者が続出した。

苦しい生活が続く中で、明治8(1875)年頃から開拓使によるリンゴ・ナシ・スモモ等の西洋果樹苗木の交付が始まった。明治12(1879)年には余市でリンゴが少量ながら結実を見せ、翌年には札幌で開催された農業博覧会へ参考出品し、名声を博すこととなつた。これを契機に栽培範囲の拡大と共に商品化が進み、明治後期には全国各地そしてロシアのウラジオストックにまで販路を拡張し、「余市リンゴ」の名は広く定着していった。見知らぬ土地の苛酷な環境の下で奮闘し続けた旧会津藩士たちが礎となり成功に至った「余市リンゴ」が、果樹栽培を中心とした今日の余市における農業の基盤を形成していく事となる。

当該石碑は旧会津藩士団の余市入植50周年を記念して、大正9(1920)年にその子孫たちにより建

立されたもので、幹部の住宅や教学所などの主要施設があったとされる黒川・山田地区の中心地、いわゆる「会津共有地」に位置し、碑文には入植に至る背景等が記されている。建立からすでに80年以上経過し、多少の劣化は否めないが、明治期における北海道開拓の歴史、あるいは今日においても余市町の基幹産業である農業を語る上で、不可欠かつ貴重な石碑であると考えられる。

＜参考文献＞

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| 余市町教育研究所編（1968）「余市農業発達史」余市郷土史第二卷 | 余市郷土史編集委員会 |
| 余市郷土研究会編（1994）「余市移住 旧会津藩士の足跡」 | 余市文化団体連絡協議会 |
| 浅野敏昭（2004）「余市町の文化財」 | （財）北海信金地域振興基金 |



写真 開村記念碑（正面）

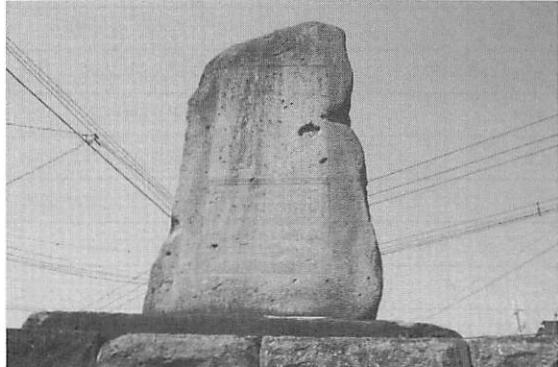


写真 開村記念碑（背面）

表1 余市町内指定文化財一覧

国指定文化財 件名	種 別	指定年月日	所 在 地
フゴッペ洞窟	記念物史跡	昭和28. 11. 14 昭和61. 5. 26	栄町87番地ほか
旧下ヨイチ漁上家	有形文化財(重文) 記念物史跡	昭和46. 12. 28 昭和48. 7. 31	入舟町9番地
旧余市福原漁場	記念物史跡	昭和57. 2. 12 昭和59. 8. 29 昭和62. 12. 25	浜中町150番地ほか
大谷地貝塚	記念物史跡	平成12. 11. 20	登町64番地ほか

北海道指定文化財 件名	種 别	指定年月日	所 在 地
西崎山環状列石	記念物史跡	昭和26. 9. 6	栄町山中
天内山遺跡出土の遺物	有形文化財考古資料	昭和51. 5. 21	入舟町21番地 余市水産博物館

余市町指定文化財 件名	種 別	指定年月日	所 在 地
文豪幸田露伴句碑	記念物史跡	昭和31. 7. 20	浜中町238番地 北海道立中央水産試験場敷地内
奇岩ローソク岩	記念物名勝	昭和35. 3. 22	潮見町前海上
奇岩えびす岩・大黒岩	記念物名勝	昭和35. 3. 22	白岩町前海上
薬師如来像	有形文化財彫刻	昭和35. 3. 22	富沢町2丁目 永全寺
弁財天他三体	有形文化財彫刻	昭和35. 3. 22	入舟町10番地 茂入神社
シリパケールン群遺跡	記念物史跡	昭和35. 3. 22	梅川町255番地
茂入山城跡	記念物史跡	昭和35. 3. 22	入舟町24番地ほか
神木サイカチの木	記念物天然記念物	昭和40. 5. 1	富沢町14丁目 余市神社境内
茂入神社祭壇及び吊天井	有形文化財建造物	昭和40. 5. 1	入舟町10番地 茂入神社
桐ヶ谷太兵衛建立地蔵尊	記念物史跡	昭和40. 5. 1	沢町5丁目 宝隆寺境内
ヨイチ御場所上下漁上家関係古文書	有形文化財古文書	昭和40. 5. 1	入舟町21番地 余市水産博物館
蒔絵模様両開き筆筒	有形文化財工芸品	昭和40. 5. 1	入舟町21番地 余市水産博物館(町内 個人蔵)
庚申塚	記念物史跡	昭和40. 5. 1	豊浜町山中
鰐口	有形文化財工芸品	昭和46. 12. 18	入舟町21番地 余市水産博物館
林子平書東邦地図	有形文化財絵画	昭和51. 5. 24	入舟町21番地 余市水産博物館
安政年間のヨイチ鳥瞰図	有形文化財絵画	昭和51. 5. 24	町内 個人蔵
湯内漁場盛業鳥瞰図	有形文化財絵画	昭和51. 5. 24	入舟町21番地 余市水産博物館(町内 個人蔵)
野口雨情書	有形文化財書籍	昭和51. 5. 24	入舟町21番地 余市水産博物館(町内 個人蔵)
旧ヤマウス稻荷社石垣階段	記念物史跡	昭和51. 5. 24	港町231番地
川内漁場文書庫	有形文化財建造物	昭和53. 1. 12	浜中町150番地
川内漁場敷地	記念物史跡	昭和53. 1. 12	浜中町150番地ほか
アイヌ絵(武者のぼり下絵)	有形文化財絵画	昭和54. 3. 30	入舟町9番地 旧下ヨイチ漁上家
旧ヨイチユワナイ間山道余市口	記念物史跡	昭和54. 10. 17	浜中町205番地
『波に千鳥』(板戸)	有形文化財工芸品	昭和54. 10. 17	入舟町9番地 旧下ヨイチ漁上家
大日本果汁株式会社(ニッカウヰスキー)創立事務所	有形文化財建造物	昭和55. 2. 19	黒川町7丁目 ニッカウヰスキー(株)北海道工場敷地内
鐘楼門	有形文化財建造物	昭和55. 11. 17	梅川町840番地 乘念寺
幸田露伴自筆の電報送達紙	有形文化財書籍	昭和55. 11. 17	入舟町21番地 余市水産博物館
芭蕉句碑	記念物史跡	昭和55. 11. 17	沢町5丁目 出雲神社境内
日像菩薩御本尊銘の掛軸	有形文化財典籍	昭和56. 1. 16	沢町5丁目 法華寺
東開和尚筆達磨絵	有形文化財典籍	昭和56. 1. 16	富沢町2丁目 永全寺
旧今邸園	記念物史跡	昭和62. 10. 19	沢町350番地
御受書	有形文化財古文書	昭和63. 11. 18	入舟町21番地 余市水産博物館
開村記念碑	記念物史跡	平成18. 12. 21	黒川町7丁目

平成 18 年度博物館活動報告

1 運営

(1) 組織

余市水産博物館(余市町教育委員会 文化財課)

(平成 19 年 1 月 31 日現在)

教 育 長	武 藤 寿		
教育次長 (水産博物館長兼務) (文化財課長兼務) (天体観測所長兼務)	佐々木 功治		
水産博物館主幹	高谷 秀治	学 芸 員	浅 野 敏 昭
文化財課主幹 (庶務係長) (学芸係長) (文化財係長) (業務係長) (社会教育主事)	乾 芳宏	嘱 託 職 員	小 川 康 和
		嘱 託 職 員	山 下 明 子

文化財専門委員会 (5 名)

文化財関係施設管理運営委員会 (7 名)

委 員 長	本郷 保寛	委 員 長	川端 有
副委員長	梶 政泰	副委員長	田村 政司
委 員	林 彰	委 員	安井 能彦
委 員	大住 克明	委 員	瀧澤 義三
委 員	澤野 宗一	委 員	竹内 昌俊
任 期 (平成 17 年 12 月 1 日～19 年 11 月 30 日)		委 員	近藤 芳二
		委 員	野中 伸隆
任 期 (平成 18 年 4 月 1 日～20 年 3 月 31 日)			

(2) 平成 18 年度の主な活動状況

4 月 27 日	北海道文化財・埋蔵文化財担当者会議 (～28 日)	7 月 1 日	ソーラン祭り協賛文化財施設無料公開 (～2 日)
4 月 28 日	余市町立豊丘小学校町内施設見学	7 月 11 日	岩内町立岩内西小学校文化財見学
5 月 23 日	余市振興公社職員町内文化財研修 (～26 日)	8 月 18 日	余市町教育研究会地域と教育部会文化財見学
5 月 26 日	積丹へき地複式教育連盟文化財見学	8 月 22 日	余市町立大川小学校町内文化財見学
6 月 9 日	石狩・後志・空知地区博物館等連絡協議会総会 (丸山動物園プラザ) (乾, 高谷)	8 月 22 日	総合地球環境学研究所による魚付林調査 (～23 日) (乾, 浅野)
6 月 27 日	北海道博物館・科学館活性化研究会参加 (浅野学芸員)	9 月 8 日	北海学園大学町内文化財見学
6 月 15 日	札幌市立高等専門学校文化財見学	9 月 8 日	余市観光協会町内文化財視察
10 月 12 日	北海道博物館協会学芸職員研修会 (北大総合博物館) (～13 日)	11 月 8 日	後志鯨街道連携会議 (小樽市分庁舎) (浅野学芸員)

平成 18 年度博物館活動報告

10月 24 日	石狩・後志・空知地区博物館等連絡協議会第 2 回研究会（宇宙記念館、町内史跡）	12月 1 日	仁木町立仁木小学校総合学習（フゴッペ洞窟）
10月 28 日	黒龍江省文化庁研究者 フゴッペ洞窟視察（乾主幹）	1月 10 日	町内古写真調査（小樽市） (浅野学芸員)

(3) 文化財施設利用状況

平成 18 年度文化財施設見学者数（別表参照）

2 教育普及活動

(1) 展示活動

- ・平成 18 年度博物館特別展『海に生きるアイヌ民族』

期間：平成 18 年 8 月 22 日（火）～平成 18 年 10 月 29 日（日）

展示資料：大川遺跡出土のアイヌ民族関係資料・博物館所蔵のアイヌ民族資料・アイヌ絵・民具・古文書ほか

企画展示『風情の趣きーマッチたばこのあれこれー』（余市町図書館）

期間：平成 18 年 8 月 1 日（火）～平成 18 年 10 月 31 日（火）

展示資料：実物資料（キセル、火打ち石、紙巻タバコ、マッチほか）

(2) 教育活動

余市町郷土文化財愛護少年団の年間活動一覧

実施月日	活動内容	実施月日	活動内容
5月 20 日（土）	入団式とビデオ鑑賞	11月 11 日（土）	北海道開拓記念特別展見学
7月 23 日（日）	モイレ海岸の探検	12月 16 日（土）	親子もちつき学習会
		2月 17 日（土）	余市の印学習会と解団式

(3) 学芸員の館外活動

本年度は昨年度同様、館所蔵資料を使用した社会科授業協力や講師の派遣依頼を受け、町外で報告会等に参加した。

月 日	活動内容	活動場所	担当者
平成 17 年 5 月 12 日（金）	大昔の人々の暮らし体験教室	余市町立大川小学校（6 年生）	乾主幹
平成 18 年 10 月 12 日（木）	『地域学のススメー北海道の自然と文化』北海道の近代産業史	道博協学芸職員研修会（北大総合博物館）	浅野学芸員
平成 18 年 10 月 5 日（木）	第 46 回北海道社会教育研究大会（青少年教育事例発表）	北見市（北見芸術文化ホール）	浅野学芸員
平成 18 年 12 月 19 日（火）	「小樽案内人」1 級講座講師（小樽商科大学）	小樽商科大学	浅野学芸員

4 資料収集活動

平成 19 年 1 月 31 日までの受入資料は文書資料 1 式（未整理）、水産資料 7 点、記録資料 44 点、商業資料 5 点、書籍資料 4 点、生活資料 17 点、農業資料 6 点、林業資料 1 点の計 1 式 84 点であった。

5 調査研究活動

（1）余市町史編纂事業関連の諸調査 担当：乾芳宏

余市町史の編纂事業に関わって、林家文書解読ボランティアの会が受けた財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構からの研究助成による調査を行った。研究課題は「余市アイヌの歴史的研究～林家文書及び考古資料の分析を中心にして」であり、函館市、江差町、上ノ国町への文書調査、北海道立図書館ほかへの文献調査などを行った。

（2）アイヌ民具の調査 担当：乾芳宏

町外博物館に収蔵されている余市町関連のアイヌ民具の所在調査、計測などについて道立アイヌ民族文化研究センターの協力を得て実施した。

（3）文書調査 担当：浅野敏昭

明治以降の町内漁家の漁場経営に関する文書資料（川内家、中村家）の調査、積丹半島各地の鮫漁に関する資料調査を行ない整理を行なっている。

（4）フゴッペ洞窟保存調査 担当：浅野敏昭

平成 15 年度までのフゴッペ洞窟保存調査事業期間中に行なっていた内部壁面の定点撮影、浸透水の Ph 測定などを継続して行っている。

<別表>

平成17年度文化財関係施設入場者数

(下段の数字は平成16年度)

施設名	フゴッペ洞窟	旧下ヨイチ運上家	余市水産博物館	旧余市福原漁場	総 計
4月	881 1,041	198 366	298 193	183 299	1,560 1,899
5月	1,954 4,489	491 761	276 430	394 607	3,115 6,287
6月	1,558 2,399	681 842	565 357	867 627	3,671 4,225
7月	2,793 3,332	1,277 1,057	538 622	1,221 1,364	5,829 6,375
8月	2,425 3,301	777 917	306 380	580 686	4,088 5,284
9月	2,089 2,236	1,048 1,032	394 220	630 442	4,161 3,930
10月	1,699 2,065	549 543	348 383	629 507	3,225 3,498
11月	643 698	168 160	114 160	158 201	1,083 1,219
12月	97 202	13 30	30 55	64 67	204 354
1月	41 117	12 20	17 20	13 33	83 190
2月	63 106	18 38	26 12	32 48	139 204
3月	267 284	67 74	58 59	46 71	438 488
計	14,510 20,270	5,299 5,840	2,970 2,891	4,817 4,952	27,596 33,953

平成18年度文化財関係施設入場者数

施設名	フゴッペ洞窟	旧下ヨイチ運上家	余市水産博物館	旧余市福原漁場	総 計
4月	847	180	99	119	1,245
5月	1,870	462	234	387	2,953
6月	1,225	524	342	691	2,782
7月	2,185	982	503	968	4,638
8月	2,146	687	208	600	3,641
9月	1,939	767	356	470	3,532
10月	1,343	447	455	612	2,857
11月	520	109	120	111	860
12月	127	30	13	42	212
1月	126	24	15	20	185
計	12,328	4,212	2,345	4,020	22,905

余市水産博物館研究報告 第 10 号

平成 19 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 余市水産博物館

〒046-0011 北海道余市郡余市町入舟町 21

TEL & FAX 0135-22-6187